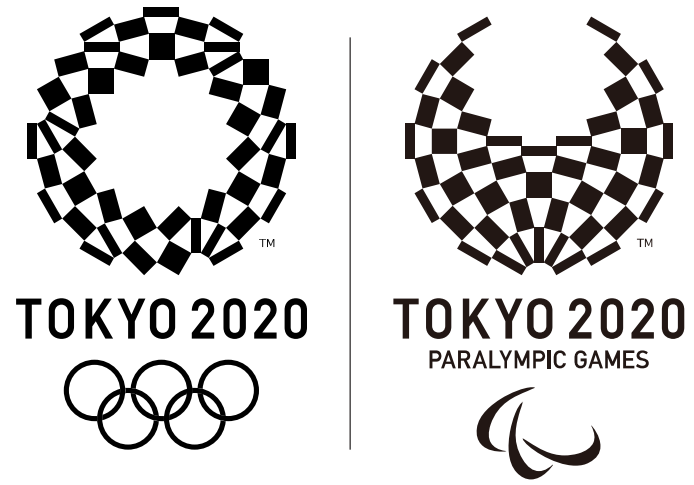


# 事業概要

令和元年版



東京都

## 街路整備工事

### 環状第5の1号線(千駄ヶ谷)

本事業は、渋谷区千駄ヶ谷五丁目～新宿区内藤町までの総延長805mの区間を幅員14～35mで整備するものです。本年度は、トンネル築造、街路築造工事を進めています。



## 街路整備工事

### 補助第26号線(豊町)

本事業は、品川区二葉一丁目～同区豊町二丁目までの総延長665mの区間を標準幅員20mで整備するものです。本年度は、引き続きJR立体交差区間の擁壁工事とポンプ室、電気室関係の工事を進めています。



## 橋梁整備工事

### 若潮橋(日本橋芝浦大森線)架替

昭和41年に築造された橋梁であり、老朽化対策及び耐荷力向上を目的に架け替えを行っています。本年度は上部仕上げ工事を進めています。



### 大井北部陸橋補修工事

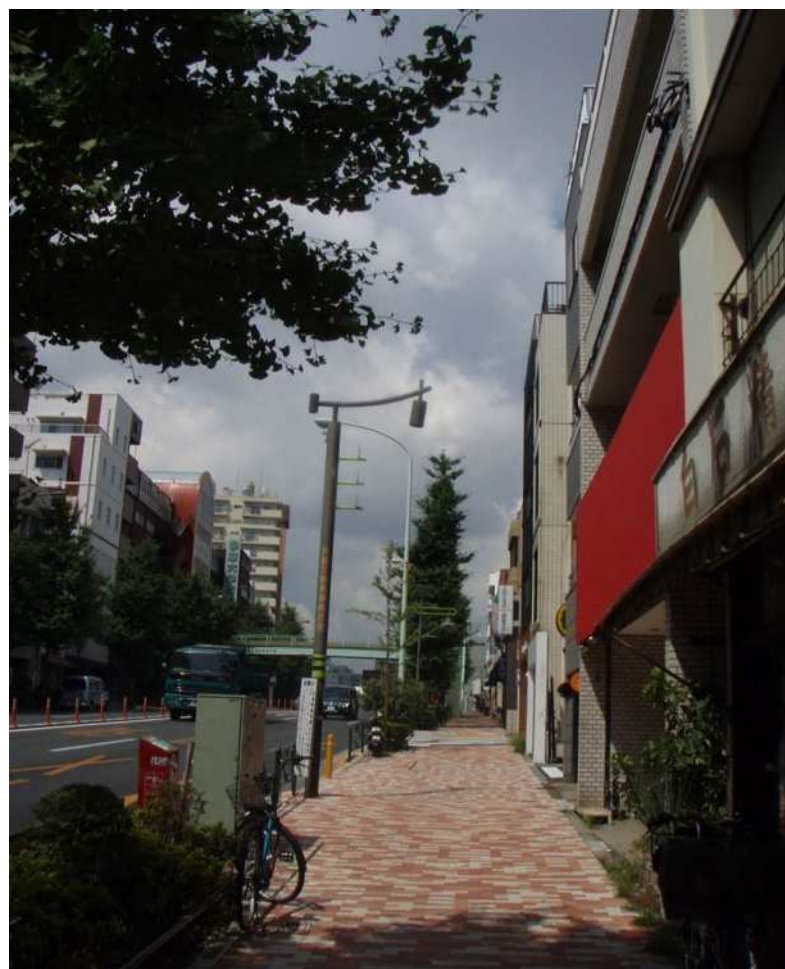
品川区八潮一丁目にある大井北部陸橋は、物流拠点である大井ふ頭に至る重要な橋りょうです。昨年度ランプ1・2の床版取替が完了し、今年度ランプ3・4に着手予定です。



## 電線共同溝整備工事(1/2)

主要地方道312号 目黒通り

目黒区下目黒四丁目から目黒四丁目において、電線共同溝整備工事を実施しました。



施工前

施工後

## 電線共同溝整備工事(2/2)

主要地方道312号 目黒通り



完成後全景

## 防潮堤の耐震補強の整備

呑川

最大級の地震が発生した場合においても津波等による浸水を防止するため、防潮堤の耐震補強工事を実施しました。



## 多自然川づくりによる洪水対策

野川

一時間当たり50mmの降雨に対応するため、河床整備工事を実施しました。河床幅を広く確保する多自然川づくりに取り組んだ結果、良好な河川環境が形成されました。



## はじめに

第二建設事務所は、道路・河川の整備、管理を所管しており、東京都区部のうち城南5区一品川、目黒、大田、世田谷、渋谷各区一を所管区域としている。その管内人口は254万人余、管内面積は171平方キロ余に及び、人口、面積とも、区部の4分の1以上という広範な区域にわたっており、交通渋滞や環境問題など課題解決に向けた事業に積極的に取り組んでいる。

管内を概観すると、JR山手線沿いには渋谷をはじめとする繁華な商業地域があり、また、大崎、東品川等、近年急速に大手民間デベロッパーによる再開発が進展している地域が並んでいる。さらに湾岸地域には、東京港の各種埠頭群、沖合展開を果たした東京国際空港など、物流・人流の大拠点があり、また管内南東部は京浜工業地帯の枢要な一角をなしている。その一方で、管内西部には、田園調布など閑静な住宅地域が広がっている。

管内の都道としては、放射状に、海岸通り、産業道路、東邦医大通り（補助27号線）、池上通り、中原街道、目黒通り、駒沢通り、世田谷通り、淡島通り、井の頭通りなどが走り、また、環状には、明治通り（環状5の1号線）、山手通り（環状6号線）、環状7号線、環状8号線、補助26号線など、多くの重要な道路が走っている。これらは、湾岸道路、第一、第二京浜、青山(玉川)通り、甲州街道などの国道と合わせ縦横のネットワークを形成して、日常の都民生活と活発な都市活動を支えている。

他方、河川については、管内には、多摩川水系の6河川をはじめ、目黒川など合わせて6水系、15河川が流れている。各河川とも、河口付近の地盤が低いため、高潮による浸水被害への対応が必要とされている。さらに、時間雨量75mmの降雨に対処できる護岸の整備など、都市型水害への対応と河川環境の向上が課題となっている。

当事務所は、東京を誰もが幸せを実感できる都市、誰もがそこに安心して住み続けたいと思える都市とするため、これら道路・河川の整備推進と、適切な維持管理に日々努めているところである。

# 目 次

I	沿 革	1
II	区 域	1
III	業務及び組織	2
1	業務及びその概要	2
2	組織及び所掌事務	2
IV	道路及び河川の管理	5
1	道路の管理	5
(1)	事務的管理	5
(2)	技術的管理（維持補修）	7
2	河川の管理	10
(1)	河川管理	10
(2)	水防事業	11
V	用地の取得	17
1	概 要	17
2	用地の取得状況	17
VI	道路及び橋梁等の整備	18
1	概 要	18
2	都市高速道路中央環状品川線	21
3	街路整備事業	22
4	橋梁整備事業	42
5	特定整備路線の整備（木密地域不燃化10年プロジェクト）	44
VII	河川の整備	52
1	概 要	52
2	整備状況	52
3	各河川の整備状況	53
4	流域連絡会	60

付 表

## I 沿革

当所は、明治 32 年 4 月 1 日、東京府荏原郡役所に設置された土木第一工区として始まり、明治 38 年 4 月 1 日には東京府品川土木事務所と改称された後、大正 9 年 5 月 1 日に道路改修事務所となった。一方、昭和 5 年 5 月 1 日には河川工事を行う東京府第一河川改良事務所が設置された。この二つの事務所は、昭和 11 年 4 月 1 日にそれぞれ東京府第一道路出張所、東京府第一河川出張所と改称され、昭和 18 年 7 月 1 日都制施行に伴い、東京都第一道路事務所、東京都第一河川出張所となった。

昭和 20 年 3 月の東京大空襲の直後、同年 4 月 1 日に第一道路出張所は第一河川出張所を吸収し、名称を第二土木出張所と改め、目黒区鷹番町 31 番地に事務所を設けた。その所管区域は、当時の品川、荏原、目黒、大森、蒲田及び世田谷の 6 区であった。

昭和 20 年 9 月 4 日、第二土木出張所は、品川区東品川四丁目 37 番地に移転し、翌 21 年 5 月 14 日に現在の名称である東京都第二建設事務所に改め、その後、戦災により焦土と化した東京の南部地域の復興に専念してきた。

昭和 23 年 12 月 1 日、区画整理部門が第二復興区画整理事務所として分離独立した。以後当所は、道路・橋梁・広場・河川の建設・改修・維持修理等を主な事業としてきた。

昭和 35 年には、東京オリンピックに関連する道路事業を、新設された特定街路建設事務所に移管した。

昭和 40 年 4 月 1 日からは、これまで区長委任条項により、行政区及び自治区である特別区が機関委任事務として実体管理していた都道は、都直轄で管理することになった。

昭和 43 年 5 月 9 日、現在地の品川区総合庁舎内に移転した。

平成元年 4 月 1 日、第七建設事務所の発足に伴い、目黒、世田谷の両区を同所へ移管し、他方、第一建設事務所から港区を移管して、品川、大田、港の 3 区が所管区域となった。

平成 17 年 4 月 1 日、より効率的な執行体制を確保するため、区部建設事務所が再編され、第七建設事務所の廃止とともに、目黒、世田谷、渋谷の 3 区が当所の所管となり、一方、港区を第一建設事務所に移管して、現在の 5 区を管轄することとなった。

平成 19 年 4 月 1 日、中央環状品川線事業の推進を図るため、品川線建設事務所を設置し、翌 20 年 4 月 1 日には、大井工事事務所を設置した。

平成 27 年 3 月 7 日、中央環状品川線が開通し、品川線建設事務所及び大井工事事務所は、平成 27 年 3 月 31 日廃止された。

## II 区域

当所は品川 22.84 km<sup>2</sup>、目黒 14.67 km<sup>2</sup>、大田 60.83 km<sup>2</sup>、世田谷 58.05 km<sup>2</sup>、渋谷 15.11 km<sup>2</sup>の 5 区 171.50 km<sup>2</sup>の区域を所管しており、人口は平成 31 年 4 月 1 日現在で、それぞれ 39 万 7 千人、28 万人、73 万 3 千人、91 万 2 千人、22 万 8 千人で、合計 255 万人である。



### Ⅲ 業務及び組織

#### 1 業務及びその概要

所管業務は、管内の道路・橋梁の建設及び維持管理、河川の改修及び維持管理である。当所が管理している道路は総数 31 路線、総延長 186.0 km、総面積 4.19 km<sup>2</sup>となっている。このうち、国道は 3 路線（延長 6.5 km）、都道は 28 路線（延長 179.5 km）である。

道路は、単に人や車が通るだけでなく、住民の交流や防災上の避難用の通路、電気・電話・上下水道・ガスなどの生活に欠くことのできない公益施設を収容する場所でもある。そのため、都民生活の安全確保やその利便の増進を目標として、道路の維持管理を行い、整備に努めている。

河川については、管内を流れる 15 河川（総延長 102.7 km）のうち、多摩川は国土交通省が、また海老取川については東京都が直轄で管理している。その他の河川については、東京都が整備し、維持・修繕及び占用等の管理事務は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき各区が行っている。

管内の河川状況は、上流周辺部の市街化に伴う流出量の増加による水害の危険性があり、河口部は台風等による高潮の被害を受けることも予想される。

こうした水害の発生を未然に防ぐため、現在、中小河川の改修事業と高潮防御施設の整備事業を実施中であり、また、水害の発生に備えて、雨量・河川の水位・潮位の観測体制等を敷き、水防資器材を備蓄し、万全を期している。

平成 30 年度の事業費は、約 492 億円〔表-1、P62〕であった。

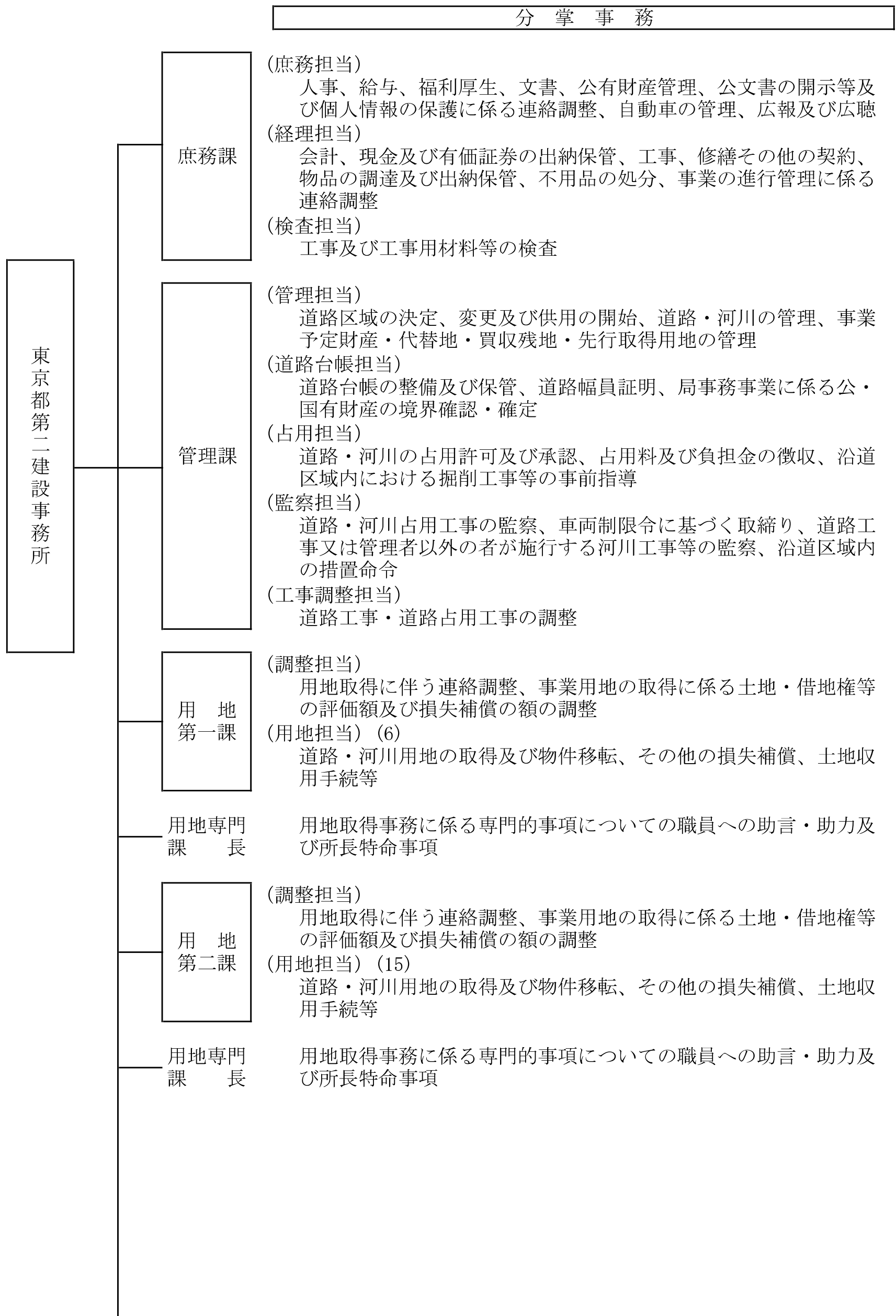
平成 31 年度予算額は、約 486 億円であり、放射第 17 号線、環状第 5 の 1 号線（千駄ヶ谷）、環状第 6 号線、補助第 26 号線、同第 128 号線、及び等々力大橋（仮称）等の整備、海老取川、目黒川、呑川、野川、谷沢川等の改修を進めるとともに、道路、河川及び橋梁の維持・管理を行う。

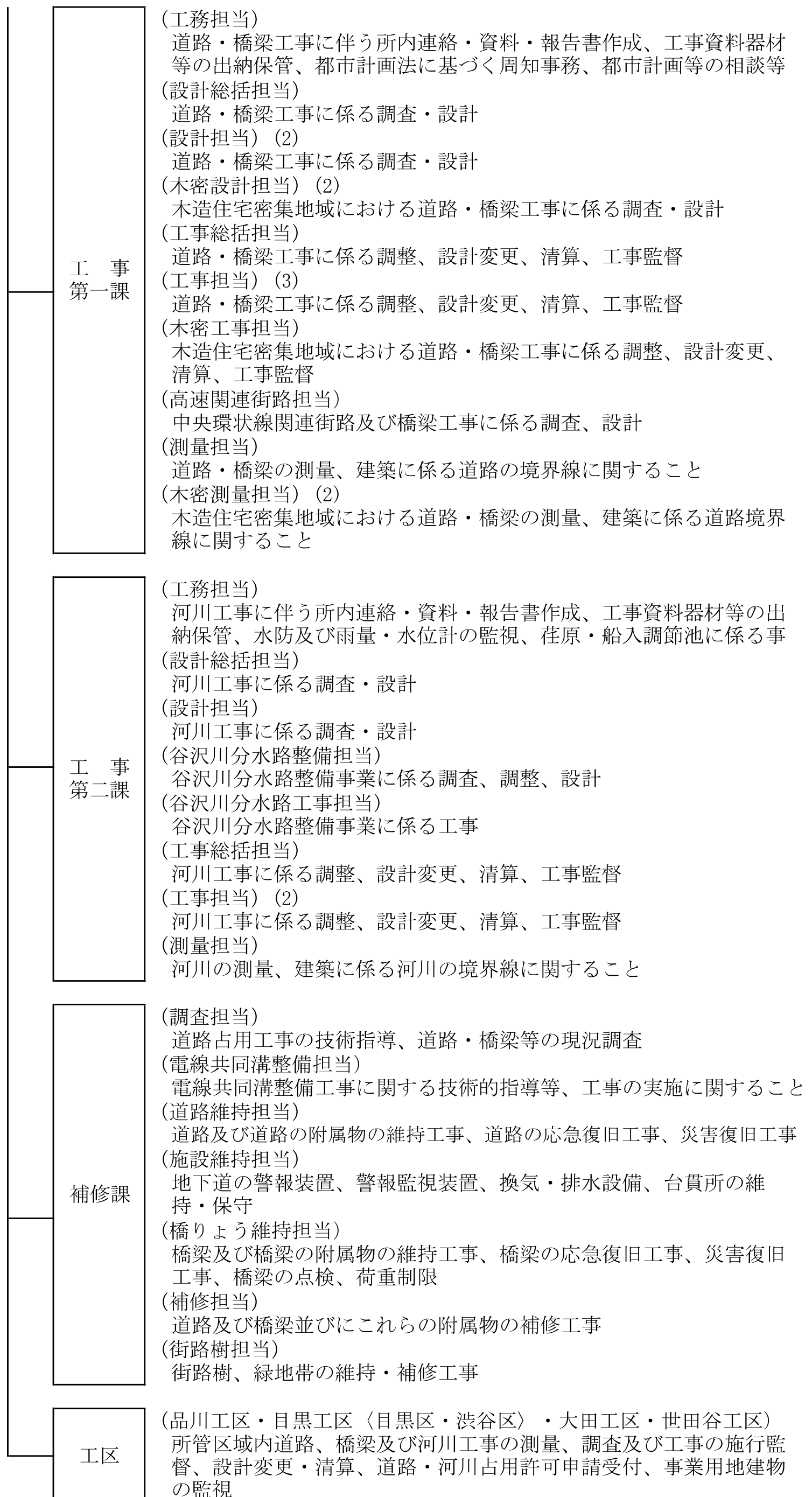
#### 2 組織及び所掌事務

当所の組織は、東京都組織規程（昭和 27 年 11 月東京都規則第 164 号）及び東京都建設事務所処務規程（昭和 32 年 4 月東京都訓令甲第 94 号）、東京都第二建設事務所処務細則に基づき、7 課 4 工区により構成されている。職員は平成 31 年 4 月 1 日現在 201 名の職員と 16 名の一般職非常勤職員からなり、総数は 217 名である。〔表-2、P63〕

組織図及び分掌事務は次頁のとおりである。

# 組織図及び分掌事務





## IV 道路及び河川の管理

当所は、道路と河川の管理業務を所管している。

道路の管理は事務的管理（管理課）と技術的管理（補修課）に大別される。

事務的管理は、区域変更、供用開始、道路台帳・地下埋設台帳の整備保管並びに道路区域の調査、占用の許可、道路工事等の承認・回答、監督処分などである。

技術的管理は、日常的な維持・補修工事及び作業、道路橋梁・交通安全施設の整備及び点検、道路緑化対策、道路占用工事の技術指導などである。

### 1 道路の管理

道路は、都市の基幹的施設である。一般の交通の用に供するという本来の機能のほか、上下水道・電気・ガス等のライフラインを収容する空間や、震災などの緊急時には防災空間となるなど、多面的な機能が道路にはある。

道路管理の目的は、このような道路が持つ多様な役割を十分発揮できるよう、常に道路を良好な状態に保ち、安全で快適な交通環境を確保することにある。

交通需要の急激な増大や道路工事により道路の正常な機能が損なわれることのないよう、また、都民の道路に対する多種多様な要望に的確に対応できるよう、当所ではきめの細かい質の高い道路管理をめざしている。

当所が管理している道路は、都道 28 路線、延長 179.5km、指定区間外の一般国道 3 路線、延長 6.5km、総計 31 路線、延長 186.0km、総面積 4.19km<sup>2</sup>〔表－3、P64〕に及んでいる。

#### (1) 事務的管理

##### ア 道路の区域決定（変更）及び供用開始

道路の新設及び改築に伴う新たな道路敷地については、道路区域に編入し、道路法に基づき道路区域を決定（変更）して告示する。

また、道路築造後、一般の交通の用に供する場合は供用開始の告示を行う。

##### イ 道路台帳の整備・管理

道路管理の基本的資料として、道路台帳については、昭和 45 年以来、道路及び地下埋設物台帳平面図、道路現況調書及び関係図書類等の整備・補正に努め、一般の閲覧に供している。また、平成 9 年 10 月 1 日から道路台帳閲覧複写取扱要綱により複写の交付も行っている。

平成 30 年度は、別表の道路台帳及び地下埋設物台帳の整備・補正を行った。

〔表－5～6、P65〕

##### ウ 道路区域及び敷地調査

道路区域及び道路を構成する敷地について、道路区域及び敷地の調査・測量を実施し、道路境界に石標等を設置するとともに、道路敷地構成図及び同調書を作成している。〔表－7、P65〕

なお、新規事業の道路敷地構成図及び同調書の作製については、工事を実施した事業所（課）が行うことになっている。

このほか、区域変更、供用開始に伴う告示の技術的調査、道路敷地の処理に係る調査、道路区域標示、証明、境界立会い、しゅん功道路（土地）の引継ぎに関する事務も行っている。〔表－8、P65〕

##### エ 道路幅員の証明

管理道路に面して車庫を設ける場合等の諸申請に必要な「道路幅員証明書」を発行している。〔表－8、P65〕

##### オ 公有地の境界確認・確定事務

当所が所管する公有地と隣接する土地の境界については、隣接地所有者（東京都名義の

土地は除く)の申出に基づき、土地境界確認・確定事務を行っている。〔表-8、P65〕

#### カ 道路占用事務

電気・電話・ガス・上下水道や袖看板等を設置するなど、一般交通以外の目的で道路を特別に使用することを占用といい、道路管理者の許可を必要とする。また、民地から道路に出入りのため切り下げを作るなど、自費で道路の工事を行う場合には、道路管理者の承認を必要とする。

平成30年度においては、3,364件の占用許可、承認〔表-10、P66〕を行ったが、これを歳入調定額からみると、占用料18億7,170万円〔表-11、P66〕、道路掘削復旧工事監督事務費7,665万円である。〔表-12、P67〕

#### キ 道路監察

道路の構造を保全し、その機能を確保することを目的として、次のような監察業務を実施している。

##### (ア) 路線の監察

管理路線を定期的に監察し、道路の不良箇所や禁止行為等を発見したときは、すみやかに適切な措置を講じている。

平成30年度の実績は〔表-13、P67〕のとおりである。

##### (イ) 道路占用工事の監察

電気・電話・ガス・上下水道等の占用工事に対して適切な指導を行い、必要に応じて夜間監察を実施し、事故防止に努めている。

平成30年度の実績は〔表-14、P68〕のとおりである。

##### (ウ) 袖看板等不法占用物件の適正化事業

都道上に設置されている袖看板、壁面看板、日よけの占用許可の取得及び許可基準に適合していないものの撤去指導を強化することにより良好な都市景観と安全な通行の確保、既占用許可者の不公平の是正を図る。

#### ク 道路工事の調整

道路の掘削を伴う電気・電話・ガス・上下水道等の占用工事が無秩序に行われた場合には、交通の障害となるばかりでなく、道路本来の機能の確保が困難となる。

このため、これらの占用工事の計画的かつ合理的な施行を図るために、「東京都道路工事調整協議会」を設置し、占用企業者から施行計画・意見等を聴取するとともに施工時期・施工方法等について道路管理者工事及び占用企業者工事間の相互調整を行っている。

令和元年度当初の調整件数及び調整延長は〔表-15、P68〕のとおりである。

#### ケ 事業用地等の管理

##### (ア) 道路整備事業により取得した事業用地

##### (イ) 公有地の拡大の推進に関する法律等に基づき取得した先行取得地

などを「東京都公有財産規則」及び「建設局所管公有財産管理要綱」等に基づき、管理している。(平成21年度より、公共事業用代替地の管理は道路整備保全公社に委託された)

なお、相当長期間にわたって事業に使用されないと認められる先行取得地等については、児童の遊び場、自転車置場その他公共駐車場施設として、特別区等に使用許可(期間1年・更新あり)を行い、一般に開放している。

平成31年4月1日現在管理している事業用地等は、〔表-16、P69〕のとおりである。

#### コ 車両制限令による交通規制

道路幅員の狭小な箇所において、道路構造の保全並びに交通安全の確保を図るため、車両通行の制限を行っている。建築工事等のため、制限幅を超えて通行する車両に対しては、申請により条件を付して通行の認定を行っている。

当所管内の平成30年度の通行認定実績は、84件、998台である。

なお、管内の制限箇所は、〔表-9、P66〕のとおりである。

## (2) 技術的管理（維持補修）

道路は、日常生活や産業活動の基盤となる公共施設であり、これを常に安全で快適な状態に維持管理することが、道路管理者に課せられた仕事である。近年、車両の大型化や、交通量の増大に伴い、道路舗装の損傷が早くなってきている。

このような状況下で、当事務所では、道路面・橋梁の維持補修はもとより、道路附属物である防護柵、街路灯及び地下横断歩道・立体交差箇所の排水場等の施設の保全に努めるとともに、道路環境整備のための道路緑化についても進めている。

また、道路占用工事等の技術指導をはじめ、自費工事、沿道掘削等の承認申請に関する技術審査を行っている。

### ア 道路維持事業

管理道路の巡回パトロールは、直営職員（大田工区・世田谷工区）と委託業者（品川工区・目黒工区）が計画的に実施し、危険箇所の早期発見に努めている。

また、道路の維持管理作業（道路・街路灯・排水・街路樹）は民間業者に委託し道路交通の安全確保に努めている。

なお、巡回パトロールで発見した危険箇所は単価契約業者に作業を指示し、速やかに復旧することで事故防止に万全を期している。

震度5弱以上の地震発生時には、維持管理作業を委託している単価契約業者（20社）と連携して直ちに緊急点検を実施し異常箇所の有無を確認し、必要に応じて補修や障害物の除去を行い交通機能の確保を図っている。また、震度6弱以上の地震発生時には、緊急輸送道路において49社の協力会社が自動的に緊急点検を実施し、道路障害物の除去作業を行うこととしている。

### イ 道路補修事業（路面補修）

道路面の老朽箇所や破損箇所は、交通事故、騒音、振動の原因となるので、適切な補修が必要となる。

その程度に応じて、路盤から打ち替える全断面打ち替え工法、アスファルトコンクリート部分のみ打ち替える部分断面打ち替え工法、アスファルトコンクリートの表面部分5～12cmのみ打ち替える切削オーバーレイ工法等により補修を行っている。

そのうち、ヒートアイランド対策として、センターコアエリアを中心とした重点エリア（品川区、目黒区、渋谷区）について遮熱性舗装等を実施していく。

また、騒音が夜間環境基準を超過している路線については、低騒音舗装を実施している。主318（環七通り）、主311（環八通り）、主2（中原街道）環八通りの内側、主312（目黒通り）目黒区内の4路線については、より騒音低減効果の高い二層式低騒音舗装も実施している。

施工規模は維持工事に比較して大きいため、計画的に実施しており、令和元年度は、主317（山手通り）ほか16路線・29箇所の路面補修工事を予定している。

### ウ 施設維持事業

道路施設（開削トンネル・地下歩行者道・掘割道路・擁壁・キャブ・組立歩道）定期点検（健全度）調査を5年ごとに実施している。また道路附属物現況調査（防護柵・排水施設）を実施し計画的に台帳の更新作業を行っている。

令和元年度は二建管内の擁壁等（大田区・世田谷区）の定期点検を実施する。

トンネル、アンダーパス、地下歩道、排水場、台貫所等の道路施設には、快適で安全な道路交通を確保するため、照明、換気、排水、非常警報、消火設備、ラジオ再放送設備などや各設備に電源を供給する受配電設備等が設置されている。これらの設備を正常な状態で運用するために保守、整備の委託及び工事を行っている。

また、道路機能に重大な支障を及ぼす異常事態や突発的な機器故障に対応するため、トンネル1箇所・地下歩道1箇所・排水場7箇所・アンダーパス4箇所を遠隔監視システムにより、施設の状態を事務所補修課及び都道管理連絡室（夜間・休日）で24時間監視している。

異常事態が発生すると、故障警報等の信号が即座にN T T専用回線により伝送され、応急措置等の緊急対応及び二次災害防止の迅速な対応を可能にしている。

さらに管内 11 箇所のアnderパスに、冠水警報装置を設置して大雨時の冠水に備えるとともに平成 27 年度より冠水のおそれが高い箇所において、映像監視用カメラの設置工事を計画的に進め、非常時の対応力強化を図っている。

## エ 道路緑化事業

道路環境の整備と都市緑化推進の一環として、市街地に緑あふれる空間を創出するため、歩道植樹帯の新設、高木の植栽及び中央分離帯、交通島、まちかど庭園、その他道路緑地の整備を行っている。

豊かな街路樹によるグリーン・ロード・ネットワークの形成を目指し、都道における樹木の数を増加させる取組みを進め、これまでに各路線において中木等の植栽を実施した。このうち街路樹充実事業については平成 27 年度に完了したが、今後も植栽の整備並びに適切な維持管理に努めていく。

また、緊急輸送路としての役割を担う路線において、災害発生時に倒木によって緊急車両等の通行を妨げることのないよう、大径木化している街路樹（幹回り 90cm 以上）の防災機能を強化する「大径木再生大作戦」を実施している。令和元年度は、目黒通り、環七通りにおいて大径木再生整備工事を実施する。

## オ 橋梁維持事業

橋梁を良好な状態に保つための質的改良を伴わない維持修繕で、定期的を実施する塗替塗装や橋面舗装をはじめ、高欄・伸縮装置など部分的で比較的小規模な修理がこれに該当する。

## カ 橋梁整備事業

「一般補修」、「耐震補強」及び「長寿命化対策」に大別される質的改良を伴う事業。

(ア) 「一般補修」には、支承や伸縮装置の取替などの一般修理と、25 t 車に対応するため桁や床版を補強する耐荷対策の 2 種類の事業がある。

(イ) 「耐震補強」は落橋防止装置の設置や橋脚補強により耐震性の向上を図るもので、平成 27 年度施行の南海橋、勝平橋（上り・下り）、大井埠頭橋をもって全て完了した。

(ウ) 「長寿命化対策」は、これまで整備された多くの橋梁が、近い将来一斉に更新時期を迎えることから、架け替え時期の平準化と総事業費の縮減のため、平成 21 年度より順次橋梁の長寿命化対策を進めている。令和元年度は、大井陸橋、穴守橋外 10 橋の工事を実施する。

## キ 交通安全施設整備事業

「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」（昭 41. 4. 1 法 45 号）及び同施行令（昭 41. 4. 1 令 103 号）に基づいて実施する事業であり、この事業は、「交通事故が多発している道路」その他「緊急に交通の安全を確保する必要がある道路」について、安全施設の整備を行うものである。

道路管理者が行うこの事業は、概ね次の二つに分けられる。

(ア) 主として、道路本体を整備するもの

横断歩道橋・歩道・自転車道・中央帯・交差点改良・導流島・バスベイなどを整備するものである。

特に近年、自転車は、都市における手軽な交通手段であるとともに、環境負荷の軽減や健康増進にも寄与することから、その利用が拡大しており、全交通事故の発生件数は減少しているものの、自転車に関係する交通事故の割合は増加している。このため、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全・安心を確保しながら、自転車走行空間を整備することが求められている。東京都も「東京都自転車走行空間整備推進計画」を平成 24 年 10 月に策定している。令和元年度は、環八通り、明治通り、鮫洲大山線で整備工事を予定している。

また、建設局は平成 27 年 4 月に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「自転車推奨ルート」の整備の取り組みを策定した。令和元年度は「大井ふ頭

中央海浜公園周辺地区」周辺の環七通りで整備工事を実施する。

(イ) 主として、道路の附属物などを整備するもの

道路標識・防護柵・街路灯・道路反射鏡・視線誘導標・区画線などを整備するものである。

#### ク 電線類地中化事業

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線共同溝等の整備により、道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容する無電柱化を進めている。

センター・コア・エリアの井ノ頭通り（渋谷区富ヶ谷一丁目地内・0.3 km）は、令和元年度完成予定である。このほか中原街道（大田区南千束）、環状六号線（松見坂、中目黒、下目黒、大崎、東五反田）、環状七号線（世田谷区代田、目黒区南、東海、羽根木、野沢、柿の木坂、上馬、南千束、南馬込、大森東）、淡島通り（青葉台）、海岸通り（東品川）で事業を進めている。

#### ケ 道路占用等の技術的指導及び諸調査

道路の構造・機能に影響を及ぼす道路占用工事・沿道掘削・自費工事について、技術的調査と適切な指導を行い、道路管理の万全を期している。また、道路現況調査事務として、管理上必要な道路附属物（防護柵・街路灯・街路樹・道路標識等）の現況調書の作成及び橋梁台帳の補正を行っている。

#### コ 大型プロジェクトとの連携による道路整備

新国立競技場建設事業、渋谷駅街区土地区画整理事業、東京外かく環状道路事業、首都高速3号線渋谷入口（下り）新設事業等の大型プロジェクトが管内で盛んに行なわれている。将来管理者として事業者等に対し技術的指導や事業調整を行い安全・快適な道路整備を進めている。



## 2 河川の管理

管内を流下する河川は、多摩川水系及び独立水系の総計 15 河川〔表-23、P75〕がある。このうち当所は、多摩川水系一級河川の海老取川のみ管理している。その他の河川は、国土交通省が管理する多摩川を除いて「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、各特別区が管理している。

海老取川は、管内唯一の知事直轄河川で、延長 1.04km、平均幅員 46.5m、保全区域 39 千㎡である。〔なお、河川の整備については、P49～57 参照のこと〕

### (1) 河川管理

河川管理の目的は、主として水害から都民の生命と財産を守ることにある。このため、洪水や高潮等による災害の発生を未然に防止するとともに、憩いの場としての環境整備等も配慮し、また、流水の適正な利用等を図りつつ、河川の正常な機能の確保に努めている。

河川管理業務としては、河川区域における占用許可及び河川保全区域内における行為の許可並びに占用料の徴収などである。また、定期的な河川監察の実施、占用の適正化及び技術指導並びに河川管理施設や河川構造物の整備や維持修繕などがある。

平成 30 年度においては、海老取川の占用許可件数 92 件、占用料 5,597 千円となっている。

## (2) 水防事業

水防とは、洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生する恐れがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

また、水防上注意を要する箇所とは、水防時に最優先で監視を必要とする箇所であり、種別は、「洪水」、「高潮」、「堤防・護岸の強さ」、「陸閘」、「工事施工」の5つに分類される。

「洪水」とは、過去に溢水被害のあった区間で、1時間に50mm程度以上の降雨のとき、注意を要する箇所をいう。「高潮」とは、伊勢湾台風と同程度の高潮が東京に発生したとき注意を要する箇所をいう。「堤防・護岸の強さ」とは、老朽・洗掘及び水衝により堤防・護岸の強さに注意を要する箇所をいう。「陸閘」とは、陸閘が設置されている箇所をいう。「工事施工」とは、出水期に堤防を開削または河積内に栈橋等を設置する工事箇所をいう。以上の他、溢水した実績を記録にとどめ、再度災害防止に努める。管内の河川で、水防上注意を要する箇所として、位置付けられている箇所は下記の表のとおりである。

(単位：m)

河川名 種別	谷沢川	野川	仙川	目黒川	渋谷川	立会川	呑川	内川	海老取川	合計
洪水	80		200	160						440
高潮						1400				1400
堤防・護岸の強さ										0

工事施工		100	40	120			1990	20	340	2610
------	--	-----	----	-----	--	--	------	----	-----	------

近年の 溢水実績	溢水河川	年月日	時間最大雨量	総雨量
	野川、仙川	H17. 9. 4～5	95mm (上祖師谷)	189mm (上祖師谷)
	谷沢川	H30. 8. 27 H30. 9. 17	111mm(玉川) 77mm(玉川)	114mm(玉川) 96mm(玉川)

洪水に対しては、延長440m、高潮に対しては、1,400m、合計で4河川総延長1,840m。これらに加え、出水期に堤防を開削、または河積内に栈橋等を設置する箇所の工事施工は6河川総延長2,610m。さらに近年の溢水実績として3河川となっている。

近年短時間強降雨に伴う水害も頻発するため、関係団体と連携のとれた水防活動が重要である。

そのため、当所は、「東京都水防計画」に基づき、管内の水防対象、水防組織、水防上注意を要する箇所、水防用資材及び水防活動等を定める「地域水防活動の手引き」を策定し、毎年出水期前の5月末頃に「地域水防連絡会」を開催し協力を呼びかけている。

この連絡会では、管内の水防活動が十分に行われるよう、水防管理団体(各区)をはじめ国土交通省、消防、警察、その他関係機関との意見調整を行い、「東京都水防計画」等の周知徹底を図っている。

水防法では、「洪水予報河川」、「水位周知河川」、「水防警報河川」を指定し、それぞれの情報を発表し、伝達することを定めている。

洪水予報とは、大雨により、河川が氾濫する恐れがあるときに、東京都と気象庁が共同で発表する防災情報であり、目黒区や渋谷区などの水防管理団体に伝達され、あるいは、気象情報などを通して一般都民に周知され、高いところへの避難、玄関への土のう積みなど、都民の早めの行動を促すこととなる。

管内河川が目黒川および渋谷川・古川については平成24年6月より、野川・仙川については平成27年4月より洪水予報を開始している。

さらに、谷沢川、丸子川、呑川においては、「水位周知河川」として令和元年度に運用を開始する予定である。

### 洪水予報河川発表基準水位

(単位：A P)

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
目黒川	青葉台	目黒区青葉台	—	—	10.05m	11.94m
	荏原調節池上流	品川区西五反田	—	—	4.47m	5.42m
渋谷川・古川	渋谷橋	渋谷区恵比寿	—	—	9.19m	11.08m
	四ノ橋	港区南麻布	—	—	4.88m	6.67m
野川・仙川	大沢池上	三鷹市大沢	—	—	39.89m	40.45m
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	—	—	14.54m	16.21m
	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	—	—	16.15m	17.24m

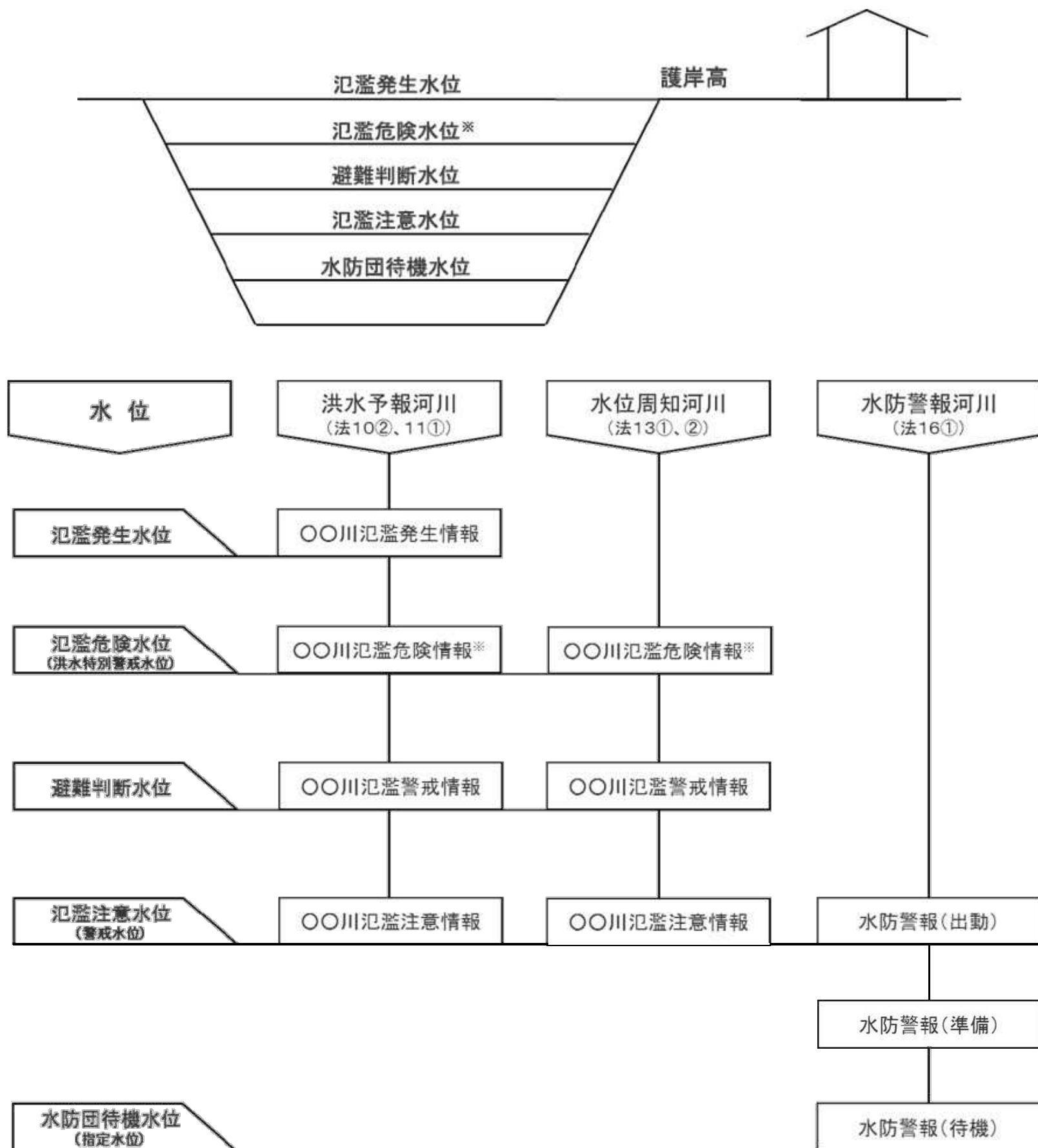
### 水位周知河川発表基準水位

単位：A P

( )内は水が溢れるまでの高さ

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)
谷沢川	丸山橋	世田谷区中町	—	—	31.06m(0.4m)
	矢川橋	世田谷区野毛	—	—	12.76m(0.6m)
丸子川	滝ノ橋	世田谷区野毛	—	—	10.63m(0.3m)
呑川	池上	大田区池上	—	—	5.82m(1.4m)

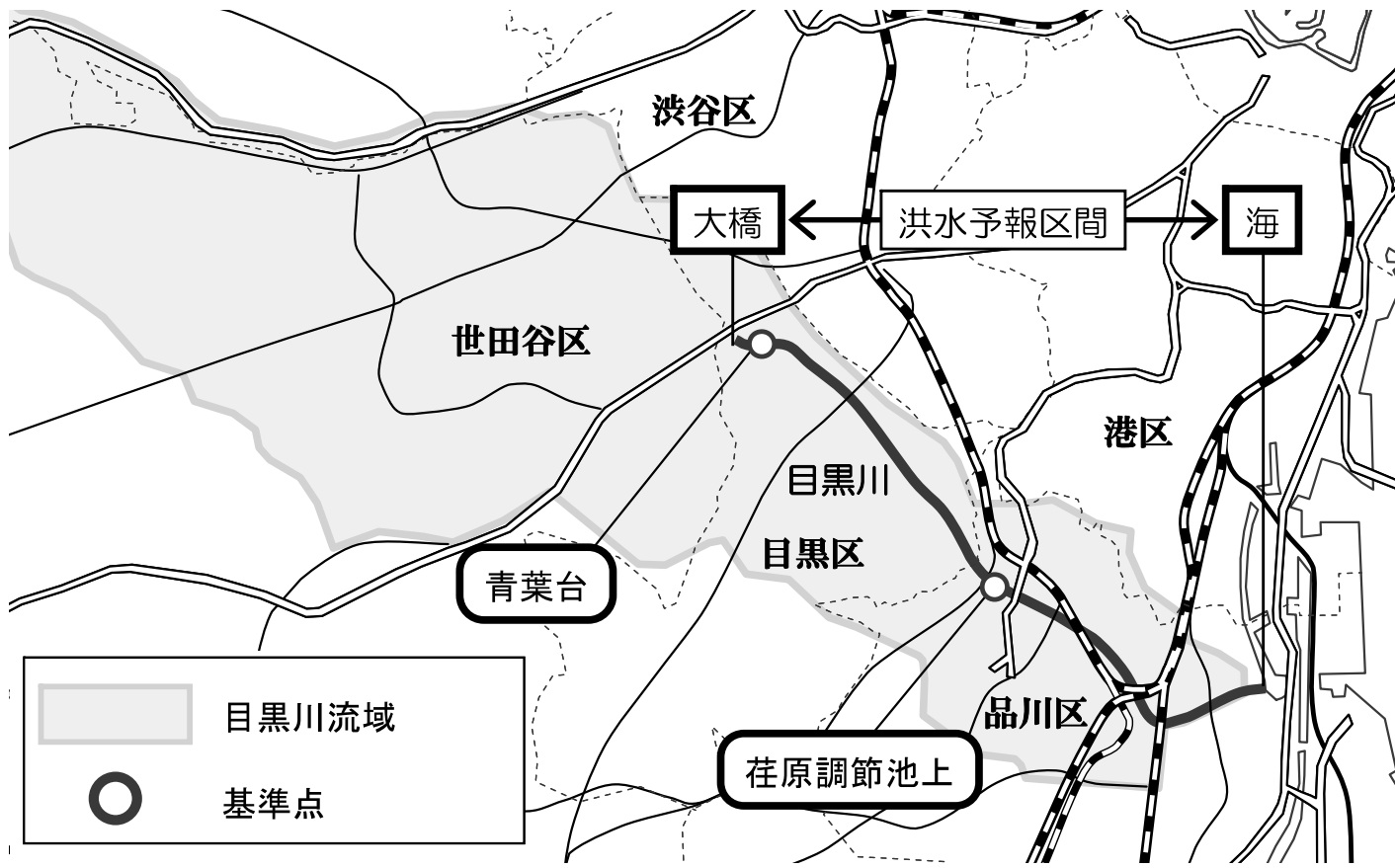
洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川の水位及び発表する情報を表すと以下のとおりである。



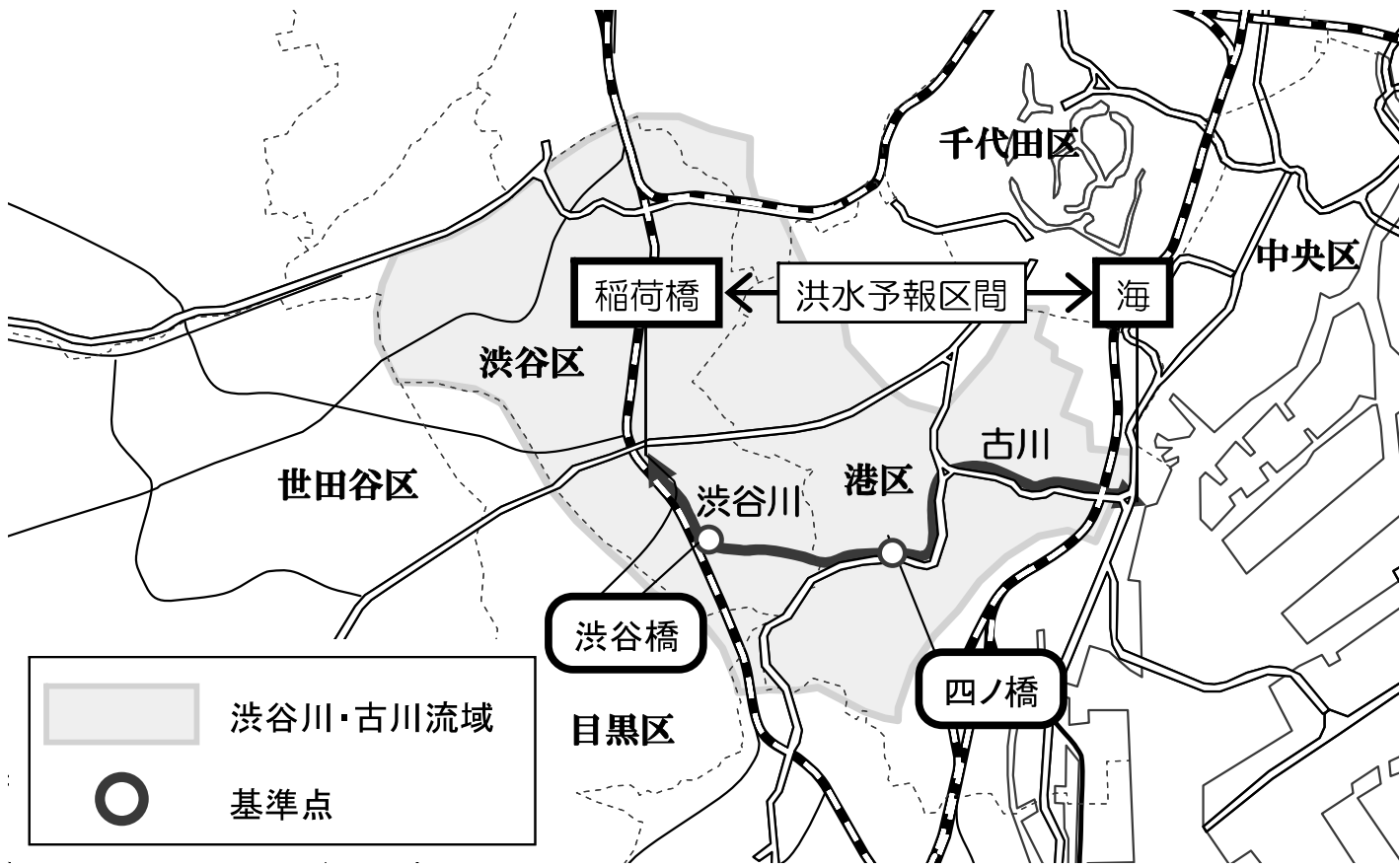
※：都管理河川の洪水予報河川(芝川・新芝川をのぞく)、水位周知河川は氾濫危険情報のみを発表

用語の解説

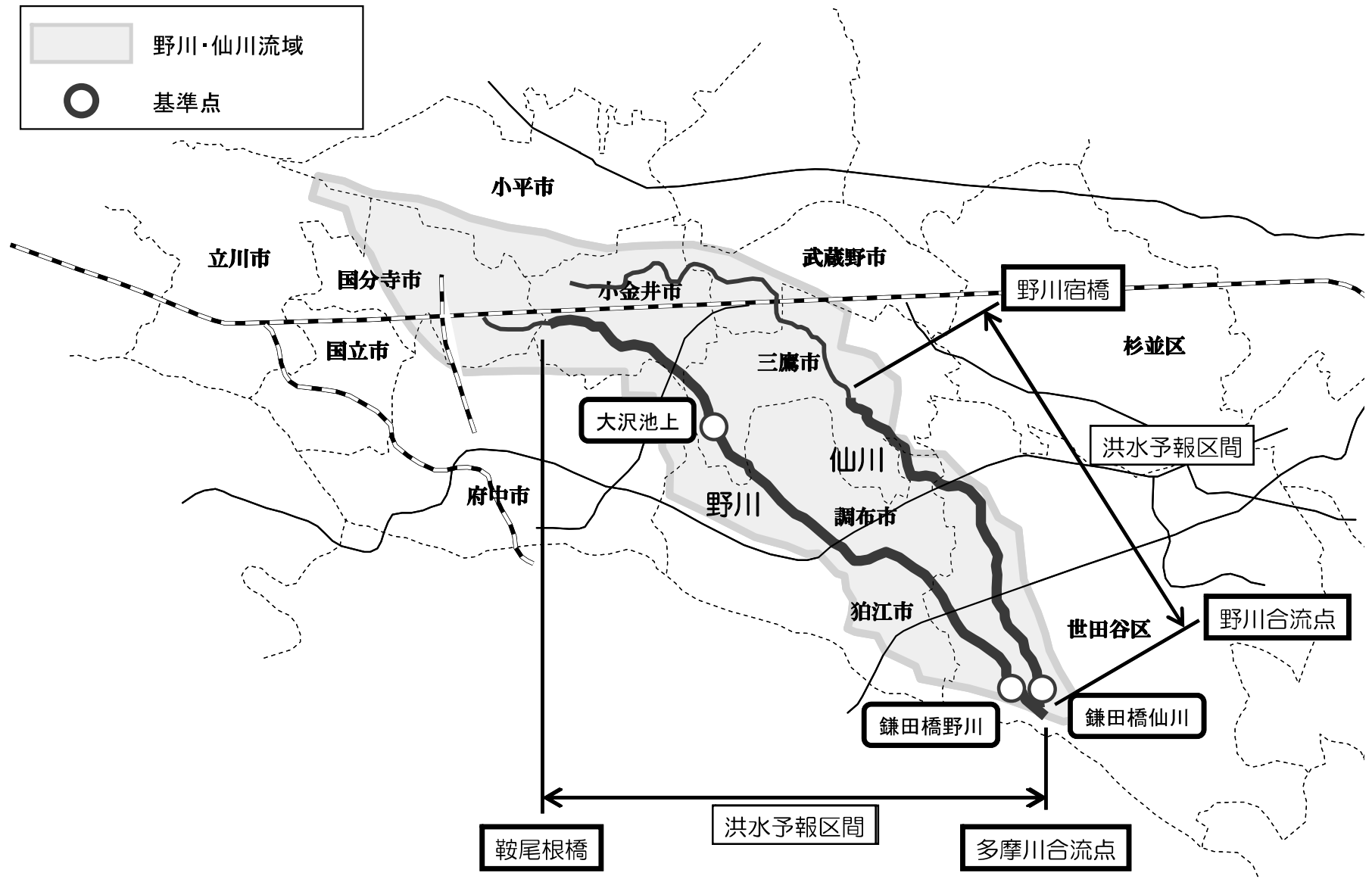
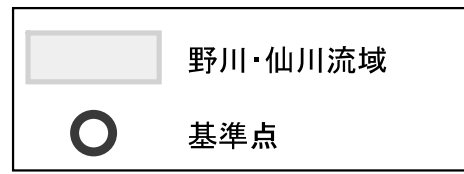
氾濫発生水位	水位観測所の近辺において、河川から水が溢れ、家屋浸水等の被害が発生する水位
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
避難判断水位	洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位
氾濫注意水位	水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位
水防団待機水位	水防警報河川において、各水防機関が水防活動に対して準備する水位



目黒川洪水予報実施区間と基準地点



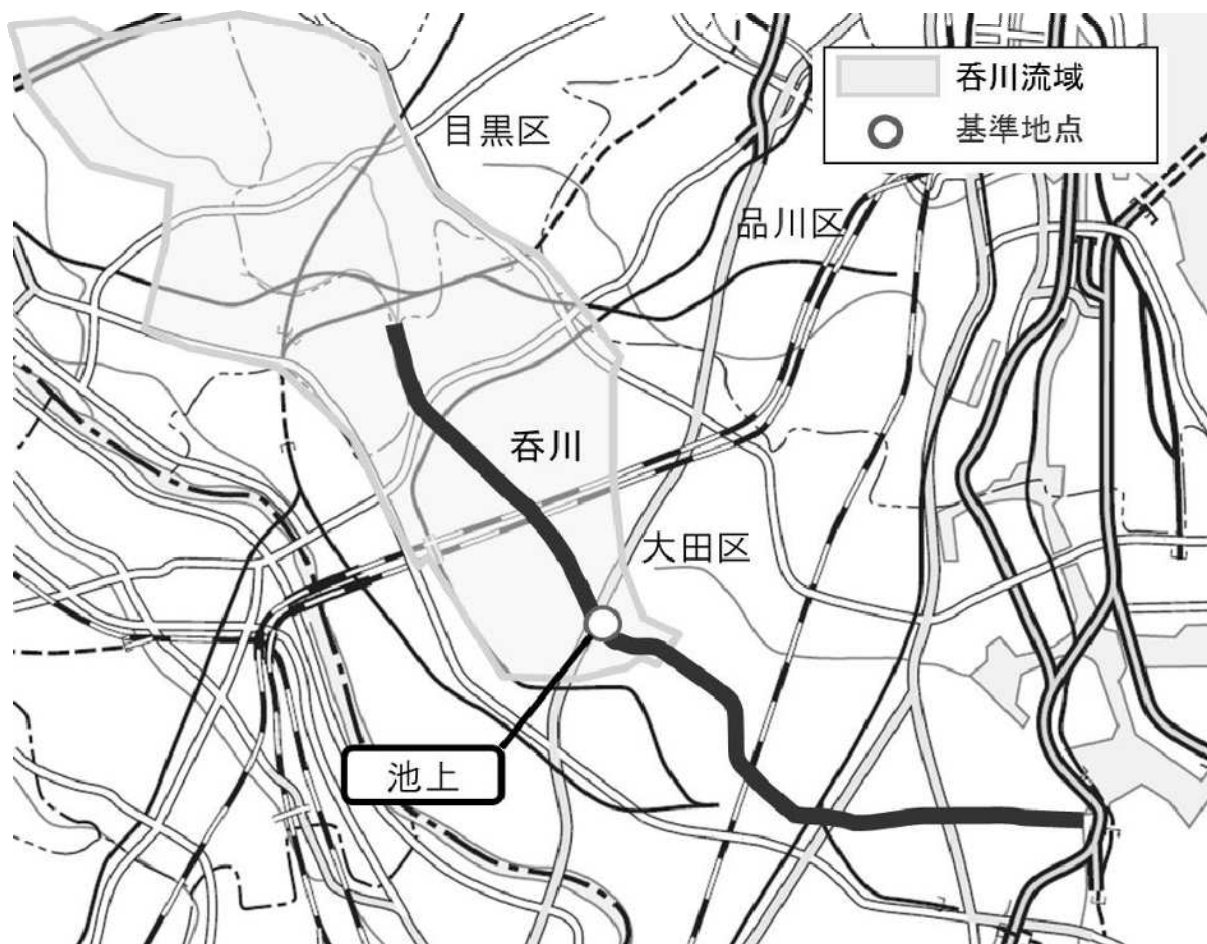
渋谷川・古川洪水予報実施区間と基準地点



野川・仙川洪水予報実施区間と基準地点



谷沢川・丸子川基準地点位置図



呑川基準地点位置図

## V 用地の取得

### 1 概要

公共事業の施行にあたっては、その敷地等となる用地をあらかじめ確保する必要がある。その用地取得の業務は、直接の用地取得事務のほかに、建物等の移転、生活再建制度として代替地の提供、移転資金の貸付及び公営住宅のあっせん等がある。

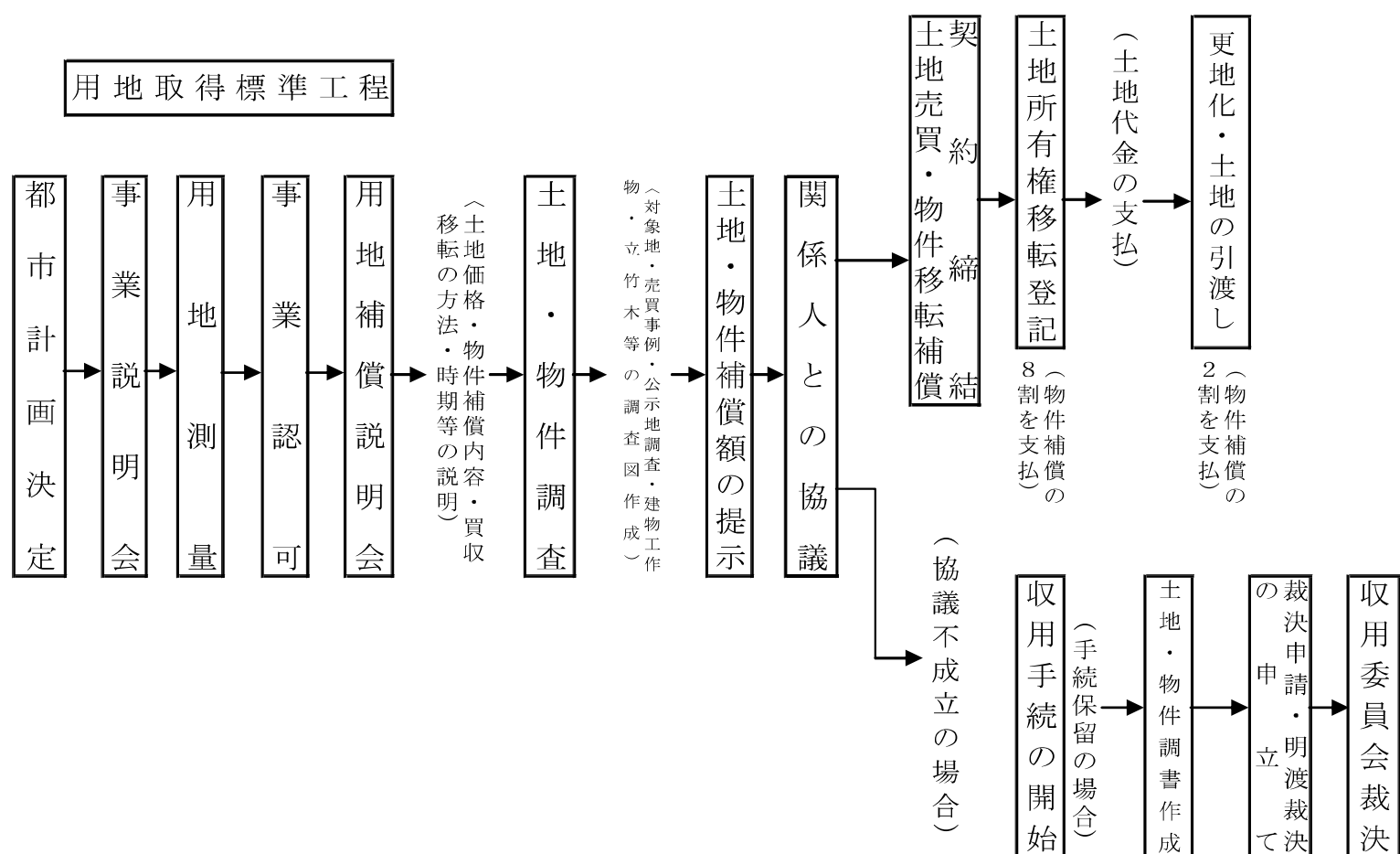
事業用地の取得は、一般的には土地所有者（土地に関する権利者を含む。）と協議し、合意成立後に契約を締結し、所有権移転登記をすることにより行われる。

土地価格は、正常な取引価格によるが、この価格は近傍類地の取引価格・鑑定評価格・諸課税評価額等を参考にし、地価公示法（昭和 44. 6. 23 法 49 号）、国土利用計画法（昭和 49. 6. 25 法 92 号）により公示された標準地及び基準地価格を基礎として評価し、東京都財産価格審議会の評定を得て決定される。

また、用地取得に伴う建物、工作物等の物件移転補償は、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和 38. 9. 30 38 財用評発第 5 号）等に基づき、適正な補償が行われる。

用地取得及び物件移転補償は、権利者ごとに協議を行うが、協議が不成立の場合には、土地収用法（昭和 26. 6. 9 法 219 号）を適用することがある。

事業区域には、マンションのように権利者が多数いる場合も多く、大都市特有の複雑な権利関係が錯そうしている。また、権利者には高齢者や小規模店舗等の自営業者が多く、多様な生活関係が絡んでおり、これらの立ちのきを余儀なくされる人々の生活再建を図ることについて、援助を行いながら用地取得を進めている。



### 2 用地の取得状況

平成 30 年度の用地取得では、環状第 5 の 1 号線・補助第 29 号線など 12 路線 18 箇所について用地取得業務を行った。

令和元年度の事業は、16 路線 24 箇所の用地取得業務を実施する予定である。

（付表 「表-25～27 平成 30 年度用地費・補償費執行実績及び令和元年度執行予定表」（P76～79 参照））



## VI 道路及び橋梁等の整備

### 1 概要

道路は、都市を支える最も基本的で重要な施設である。慢性的な道路交通渋滞による経済活動の低迷や、環境負荷の増大などが、都市にとって大きな課題となっている。都市を再生させるため、環境に配慮しつつ、計画的かつ効率的に道路及び橋梁等の整備を進めている。

事業としては、道路法、都市計画法、道路整備緊急措置法に基づき、道路の築造・改良及び立体化、舗装の新設、橋梁の新設・架替、歩道設置、中央分離帯等の安全施設の整備等を行っており、国庫補助事業（公共事業）と都単独事業がある。

事業名	路線名	施行箇所	事業内容
街路整備事業	都市高速道路 中央環状品川線	品川区八潮三丁目～ 目黒区青葉台四丁目	大井北部陸橋補修工事
	放射第2号線 (西五反田)	品川区西五反田七丁目～ 西中延一丁目	用地取得
	放射第17号線 産業道路(呑川)	大田区大森南一丁目～ 西糀谷二丁目	呑川新橋架替え
	放射第17号線 産業道路(東糀谷)	大田区東糀谷一丁目～ 西糀谷二丁目	街路築造
	放射第17号線 産業道路(大森東)	大田区大森東三丁目～ 大森南一丁目	用地取得
	放射第19号線 第一京浜(梅屋敷)	大田区大森中一丁目～ 蒲田三丁目	用地取得
	放射第23号線 井の頭通り(北沢)	世田谷区北沢四丁目～ 北沢五丁目	街路築造(擁壁設置等工事)
	放射第23号線 井の頭通り(松原)	世田谷区大原二丁目～ 杉並区和泉二丁目	用地取得
	環状第5の1号線 明治通り(千駄ヶ谷)	渋谷区千駄ヶ谷五丁目～ 新宿区内藤町	用地取得 トンネル築造工事 街路築造
	環状第5の1号線 明治通り(北参道)	渋谷区千駄ヶ谷二丁目～ 千駄ヶ谷五丁目	用地取得 街路築造(排水管工事) 電線共同溝工事
	環状第5の1号線 明治通り(神宮前)	渋谷区神宮前一丁目～ 神宮前六丁目	用地取得 街路築造
	環状第5の1号線 明治通り(神宮前Ⅱ)	渋谷区神宮前一丁目～ 神宮前二丁目	用地取得
	環状第6号線 山手通り(西五反田)	品川区西五反田五丁目～ 西五反田三丁目	街路築造
	環状第6号線 山手通り(下目黒)	品川区西五反田四丁目～ 目黒区下目黒二丁目	街路築造

事業名	路線名	施行箇所	事業内容
街路整備事業	環状第6号線 山手通り(上目黒)	目黒区上目黒三丁目～ 青葉台二丁目	街路築造
	補助第11号線 恵比寿通り(I期)	渋谷区恵比寿一丁目～ 恵比寿四丁目	用地取得
	補助第11号線 恵比寿通り(II期)	渋谷区恵比寿二丁目～ 恵比寿三丁目	用地取得
	補助第26号線 (豊町)	品川区二葉一丁目～ 豊町二丁目	擁壁築造 ポンプ室・電気室工事 ポンプ・電気設備工事
	補助第26号線 (平塚橋)	品川区荏原四丁目～ 荏原三丁目	街路築造工事
	補助第26号線 (目黒中央町)	目黒区中央町一丁目～ 鷹番二丁目	用地取得 街路築造 電線共同溝工事
	補助第26号線 (三宿)	世田谷区三宿二丁目～ 池尻四丁目	用地取得 街路築造工事 擁壁築造工事
	補助第26号線 (東北沢)	目黒区駒場四丁目～ 渋谷区大山町	用地取得 土壌改良工事 街路築造工事 電線共同溝工事
	補助第27号線 (富士見橋)	大田区大森西二丁目～ 大森西四丁目	用地取得 富士見橋架替え工事
	補助第28号線 池上通り(東大井)	品川区南品川五丁目～ 東大井五丁目	完了
	補助第28号線 池上通り(南品川)	品川区南品川五丁目地内	用地取得
	補助第28号線 池上通り(大井)	品川区大井四丁目～ 大井五丁目	用地取得
	補助第29号線 (大崎)	品川区大崎三丁目～ 大崎四丁目	用地取得
	補助第29号線 (戸越)	品川区大崎三丁目～ 戸越四丁目	用地取得
	補助第29号線 (豊町)	品川区豊町六丁目～ 二葉四丁目	用地取得
	補助第29号線 (西大井)	品川区二葉四丁目～ 西大井五丁目	用地取得
	補助第29号線 (西大井東馬込)	品川区西大井五丁目～ 大田区東馬込二丁目	用地取得
	補助第52号線 (若林)	世田谷区若林五丁目～ 豪徳寺二丁目	用地取得

事業名	路線名	施行箇所	事業内容
街路整備事業	補助第52号線 (宮坂)	世田谷区豪徳寺二丁目～ 宮坂二丁目	用地取得
	補助第54号線 (上祖師谷)	世田谷区千歳台六丁目～ 上祖師谷四丁目	街路築造（排水管工 事）電線共同溝工事 用地取得
	補助第125号線 (喜多見)	世田谷区喜多見八丁目～ 喜多見九丁目	用地取得
	補助第128号線 (桜・世田谷)	世田谷区弦巻五丁目～ 宮坂一丁目	用地取得 街路築造
	補助第128号線 (宮坂)	世田谷区宮坂一丁目～ 宮坂二丁目	用地取得
	補助第212号線 (用賀)	世田谷区用賀三丁目～ 用賀四丁目	用地取得
橋梁整備事業	若潮橋 日本橋芝浦大森線その2	品川区東品川五丁目～ 八潮一丁目	鋼けた架設 上部仕上げ 取付道路工事（暫定）
	等々力大橋（仮称）	世田谷区玉堤二丁目～ 川崎市中原区宮内一丁目	右岸低水護岸工事 用地取得

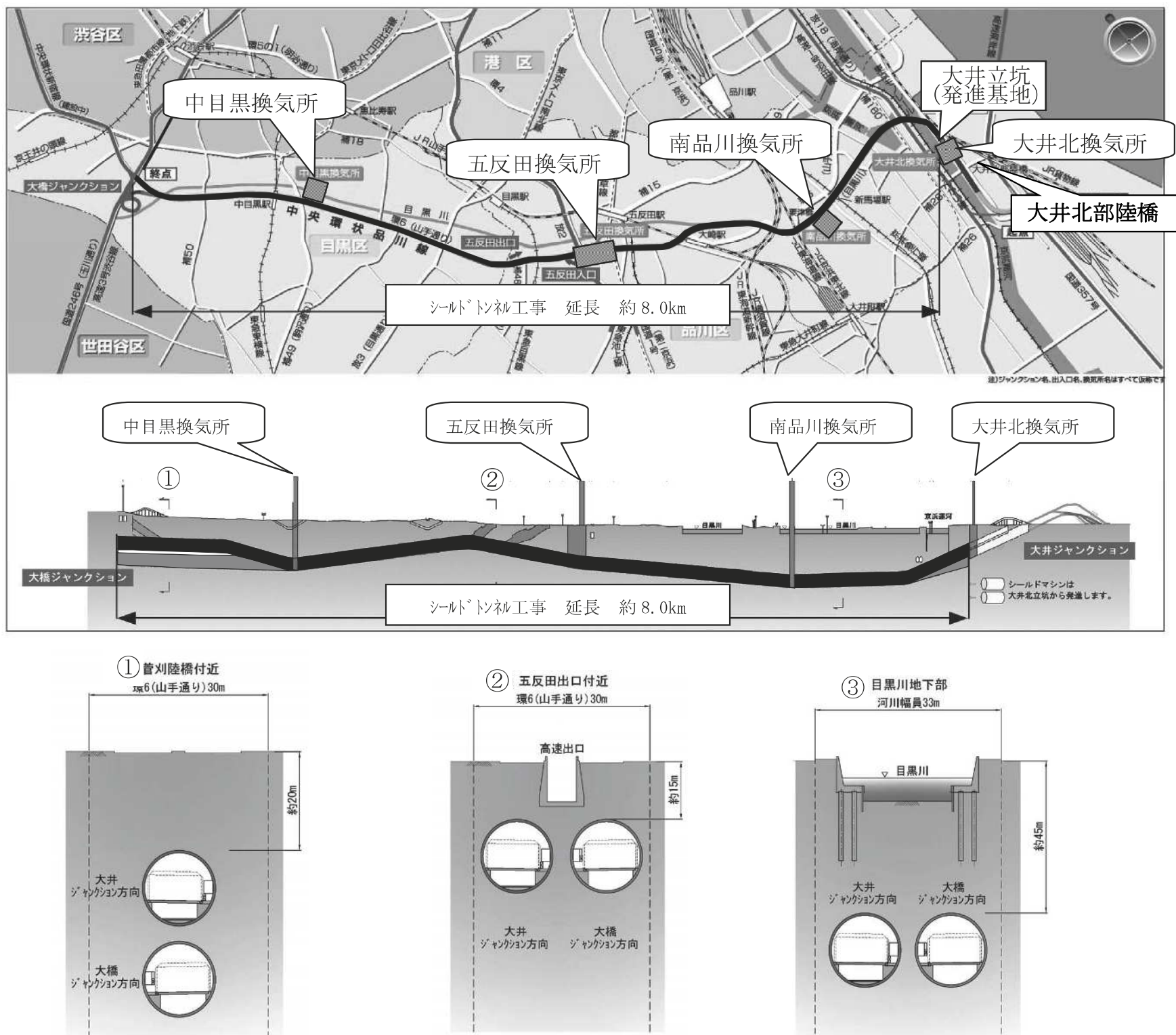
## 2 都市高速道路中央環状品川線

中央環状品川線は、中央環状線（全長約 47km）の南側部分を形成し、高速湾岸線から分岐したのち、目黒川及び環状第 6 号線（山手通り）の地下空間をトンネルで北上し、中央環状新宿線に接続する約 9.4km の路線である。

本事業は、東京都と首都高速道路株の共同事業として都市計画事業の認可を取得し、本線については平成 27 年 3 月 7 日に開通した。

今年度は、大井北部陸橋の補修工事を進める。

### (1) 全体概要



### 3 街路整備事業

#### (1) 放射第 17 号線

放射第 17 号線は、大田区大森東二丁目を起点とし、大田区羽田二丁目に至る通称産業道路といわれる路線で、延長約 3.5km、標準幅員 30~35m の道路である。

#### ア 放射第 17 号線（呑川）（大田区大森南一丁目～西糀谷二丁目）

この箇所は、大田区大森南一丁目から同区西糀谷二丁目までの延長 345m の区間で、平成 12 年 11 月に事業認可を取得した。標準幅員は 35m である。

平成 12 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 99% の用地を取得済である。

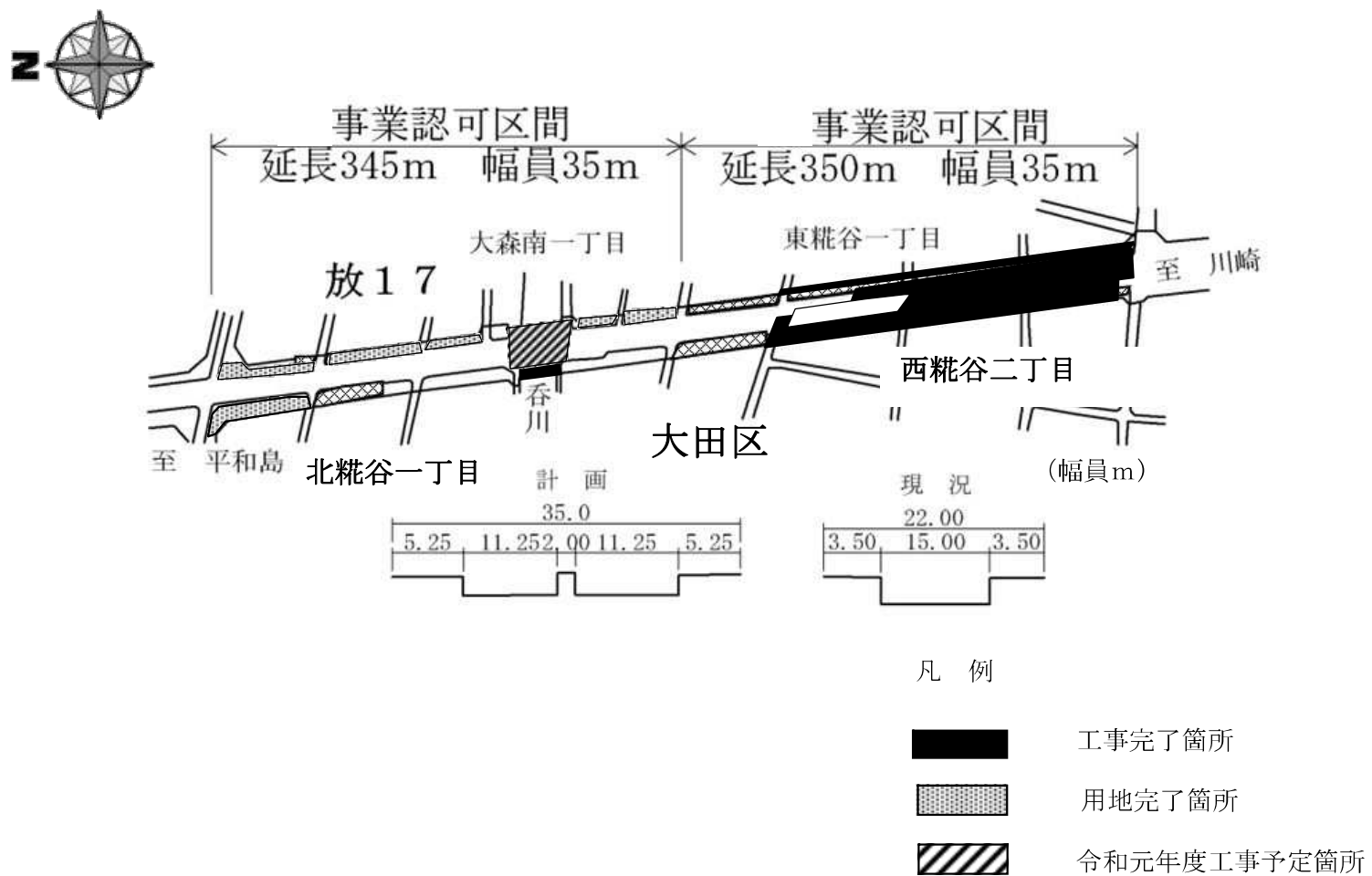
本橋架設位置は軟弱地盤であり、過年度の I 期工事の結果などを精査し、施工中の周辺への影響を最小限とするよう設計の見直しを昨年度実施した。

本年度は企業者工事等、準備工事を予定しており、来年度からの架替え工事（Ⅱ・Ⅲ期）の着手に備える。

#### イ 放射第 17 号線（東糀谷）（大田区西糀谷二丁目～東糀谷一丁目）

この箇所は、大田区西糀谷二丁目から同区東糀谷一丁目までの延長 350m の区間で、平成 9 年 12 月に事業認可を取得した。標準幅員は 35m である。

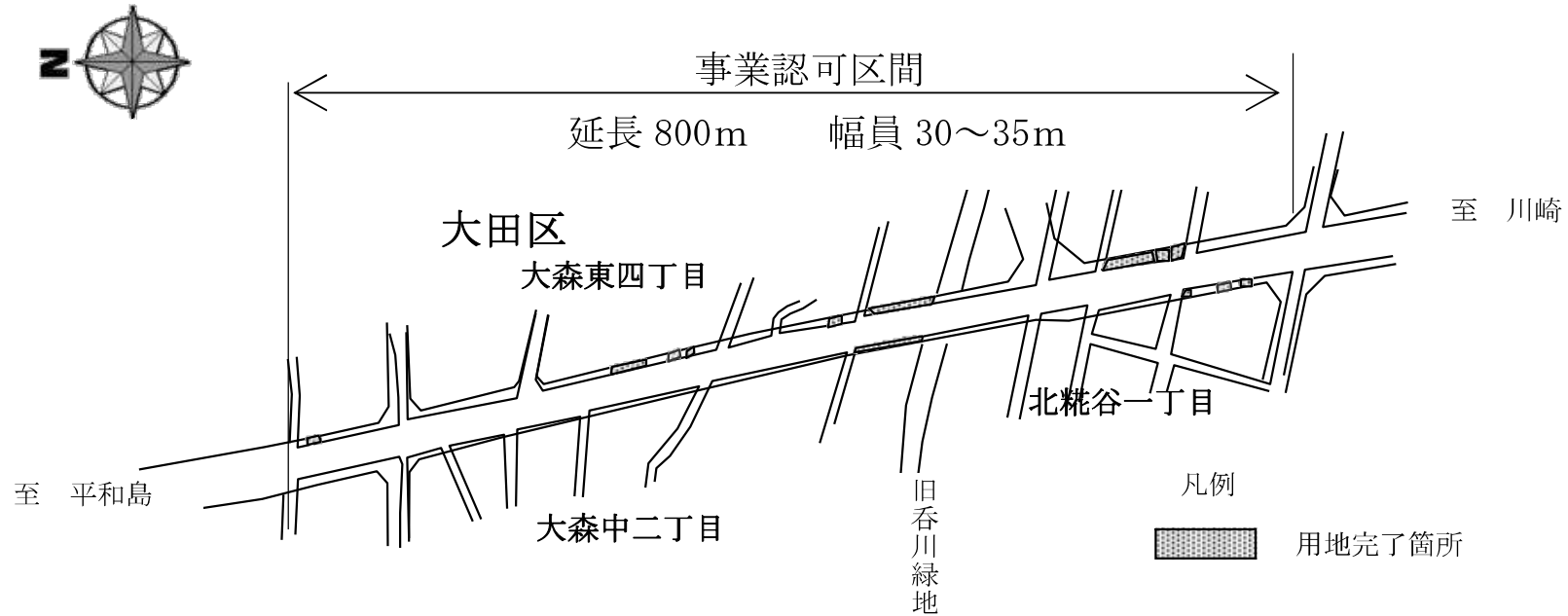
事業認可取得後用地取得を進め、用地取得は完了している。



ウ 放射第 17 号線（大森東）（大田区大森東三丁目～大森南一丁目）

この箇所は、大田区大森東三丁目から同区大森南一丁目までの延長 800m の区間で、平成 25 年 2 月に事業認可を取得した。標準幅員は 30～35m である。

平成 25 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 16% の用地を取得済みである。本年度も引き続き用地取得を進める。

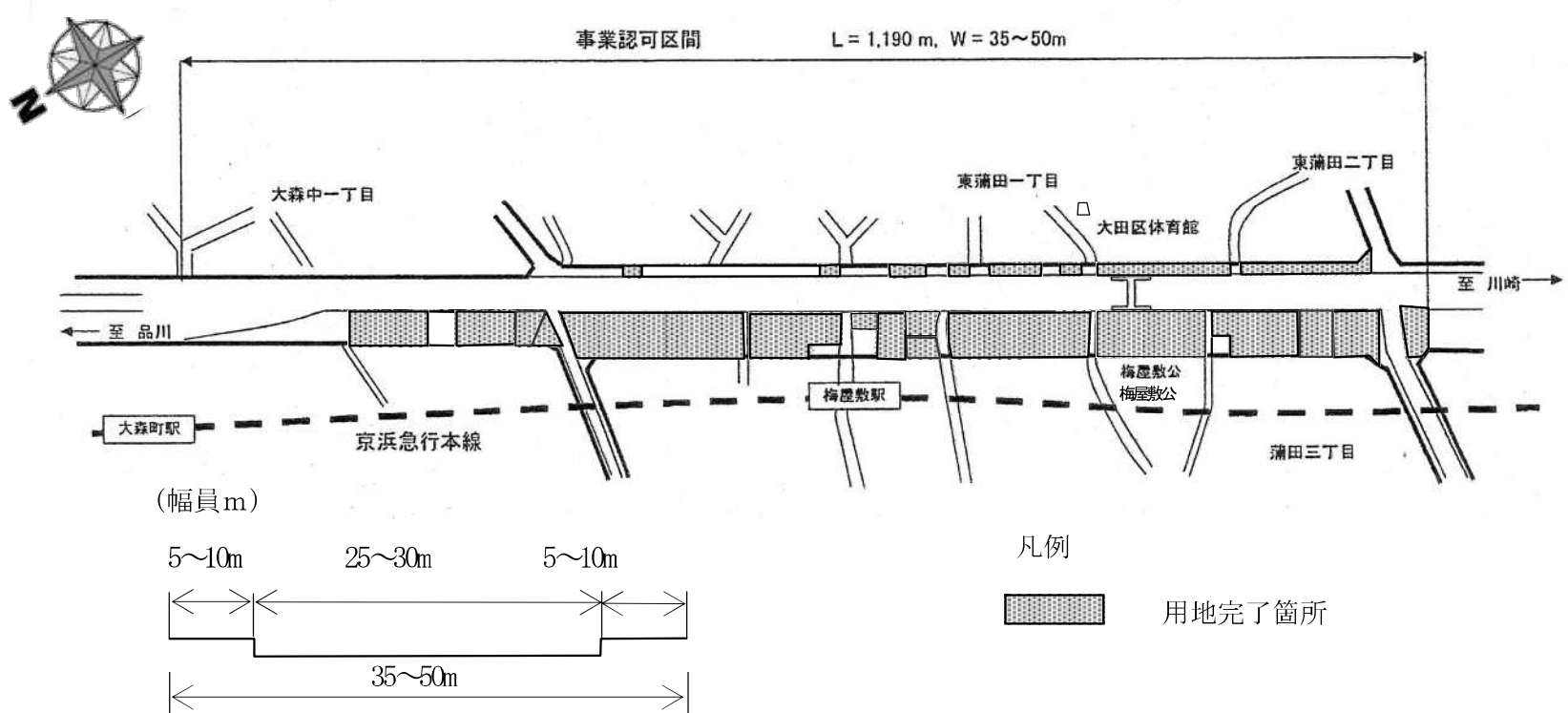


(2) 放射第 19 号線（梅屋敷）（大田区大森中一丁目～蒲田三丁目）

放射第 19 号線は、中央区京橋一丁目を起点とし、大田区東六郷三丁目に至る通称第一京浜といわれる路線で、延長約 17.9km、標準幅員 30～50m の道路である。

現在事業中の放射第 19 号線は、大田区大森中一丁目から蒲田三丁目までの延長 1,190m の区間で、平成 15 年 2 月に事業認可を取得した。標準幅員は 35m～50m である。

平成 15 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 88% の用地を取得済みである。今年度は引き続き用地取得を進める。



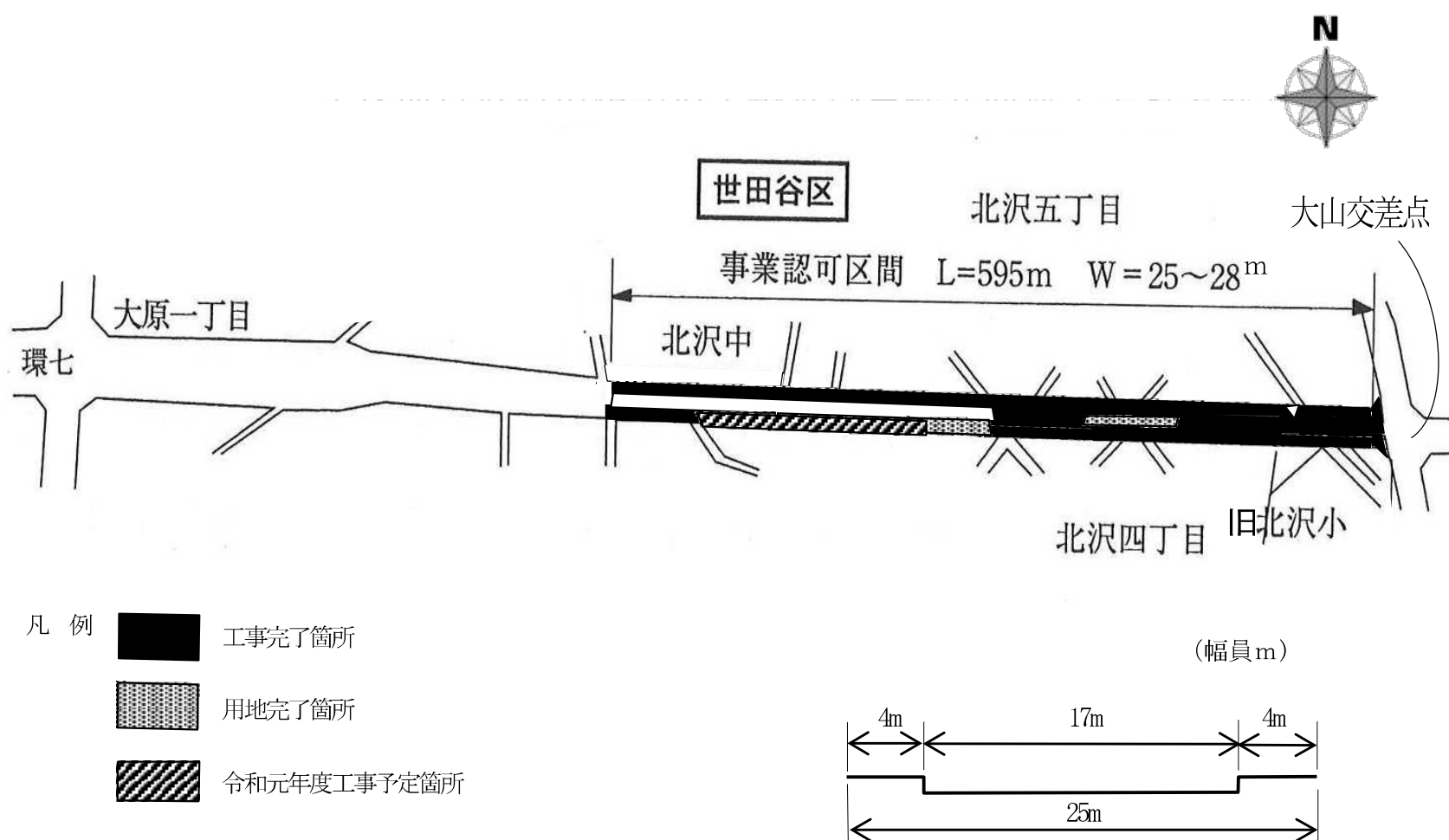
(3) 放射第 23 号線

放射第 23 号線は、港区北青山三丁目を起点とし、渋谷区及び世田谷区を経て杉並区松庵二丁目に至る延長約 12km、標準幅員 25m の幹線道路である。

ア 放射第 23 号線（北沢）（世田谷区北沢四丁目～北沢五丁目）

この箇所は、世田谷区北沢四丁目（大山交差点）から同区北沢五丁目（北沢中学）までの延長 595m の区間で、平成 3 年 6 月 28 日に事業認可を取得した。標準幅員は 25m であり、大山交差点付近では 28m である。

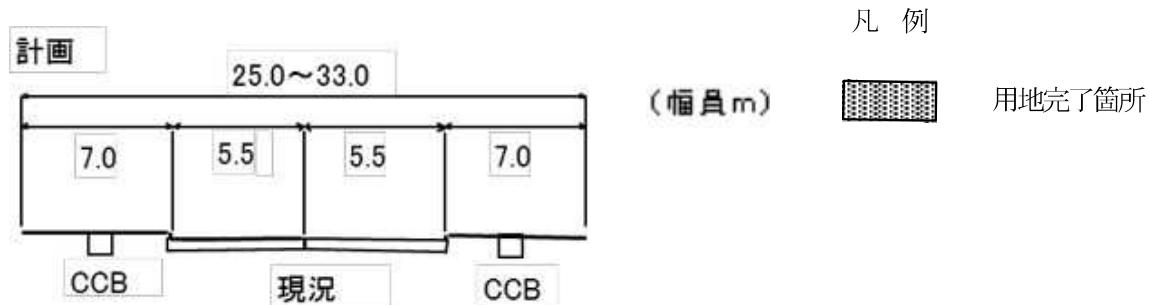
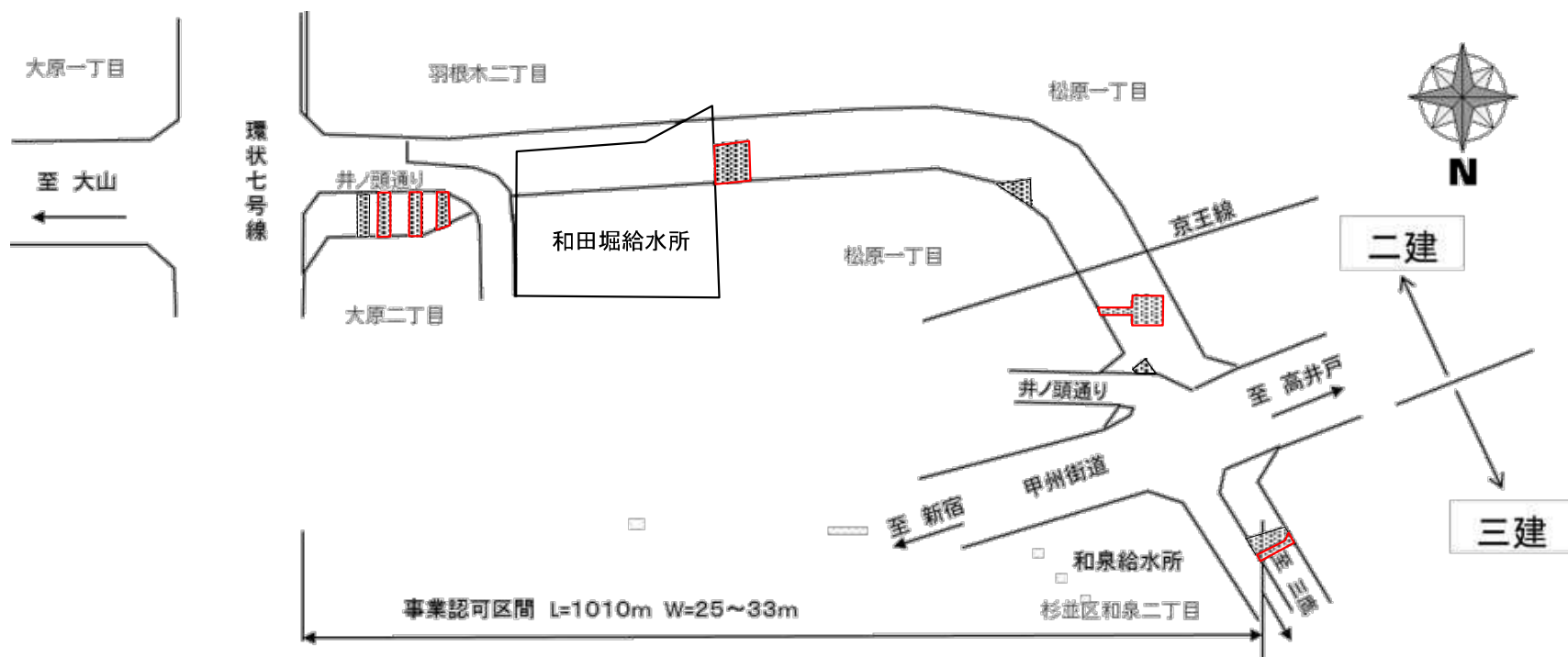
平成 3 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 99% の用地を取得済である。本年度は、擁壁設置等工事を進める。



イ 放射第 23 号線（松原）（世田谷区大原二丁目～杉並区和泉二丁目）

この箇所は、世田谷区大原二丁目から杉並区和泉二丁目までの延長 1,005m の区間で、平成 27 年 12 月 24 日に事業認可を取得した。標準幅員は 25m である。

平成 28 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 10% の用地を取得済である。本年度も引き続き用地取得を進める。





(4) 環状第5の1号線

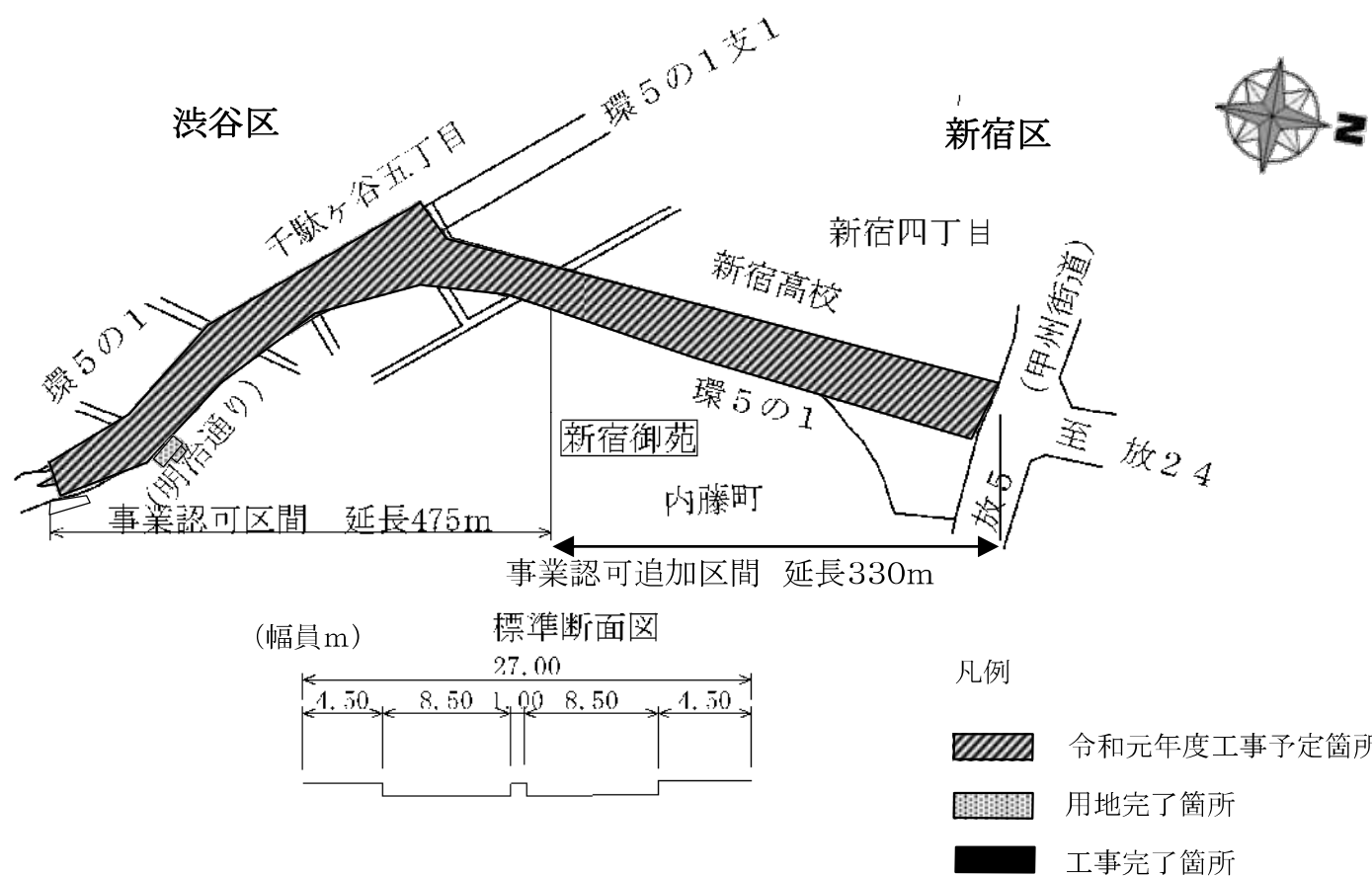
環状第5の1号線は、渋谷区恵比寿二丁目を起点とし、新宿、豊島区を経て、北区滝野川二丁目に至る、延長約14km、標準幅員27mの都心を中心としたほぼ半円状の道路である。

ア 環状第5の1号線（千駄ヶ谷）（渋谷区千駄ヶ谷五丁目～新宿区内藤町）

この箇所は、渋谷区千駄ヶ谷五丁目から北へ（放射第5号線方面）延長475mの区間で、平成3年1月に事業認可を取得した。標準幅員は27mである。

平成18年8月には事業認可区間を更に北に330m延伸し、新宿区内藤町までの総延長805mと変更を行った。

平成3年度から用地取得に着手し、平成30年度末で、約99%の用地を取得済である。本年度は、トンネル築造工事及び街路築造工事を進める。

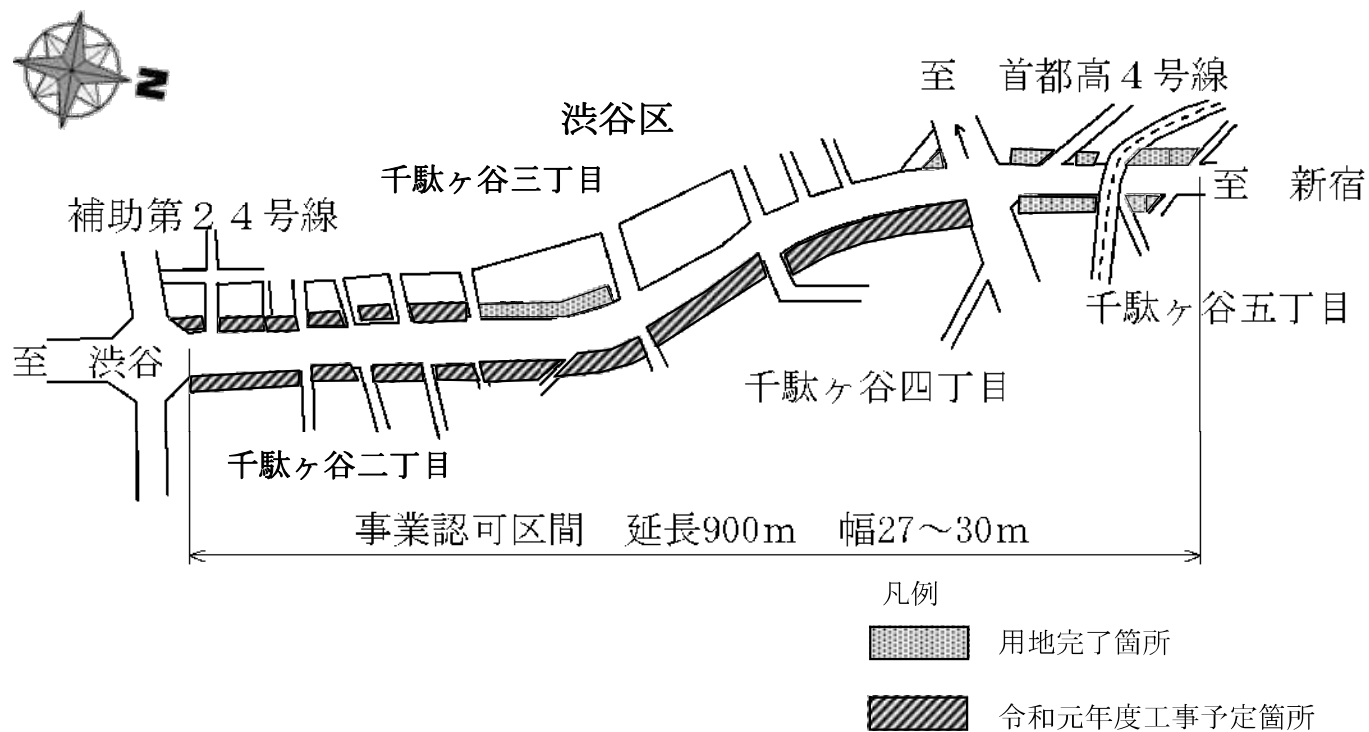


イ 環状第5の1号線（北参道）（渋谷区千駄ヶ谷二丁目～千駄ヶ谷五丁目）

この箇所は、渋谷区千駄ヶ谷二丁目から五丁目の延長900mの区間で、平成15年3月に事業認可を取得した。標準幅員は27～30mである。

平成15年度から用地取得に着手し、平成30年度末で、約99%の用地を取得済である。

本年度は引続き用地取得を進めるとともに、排水管設置工事、電線共同溝設置工事を進める。

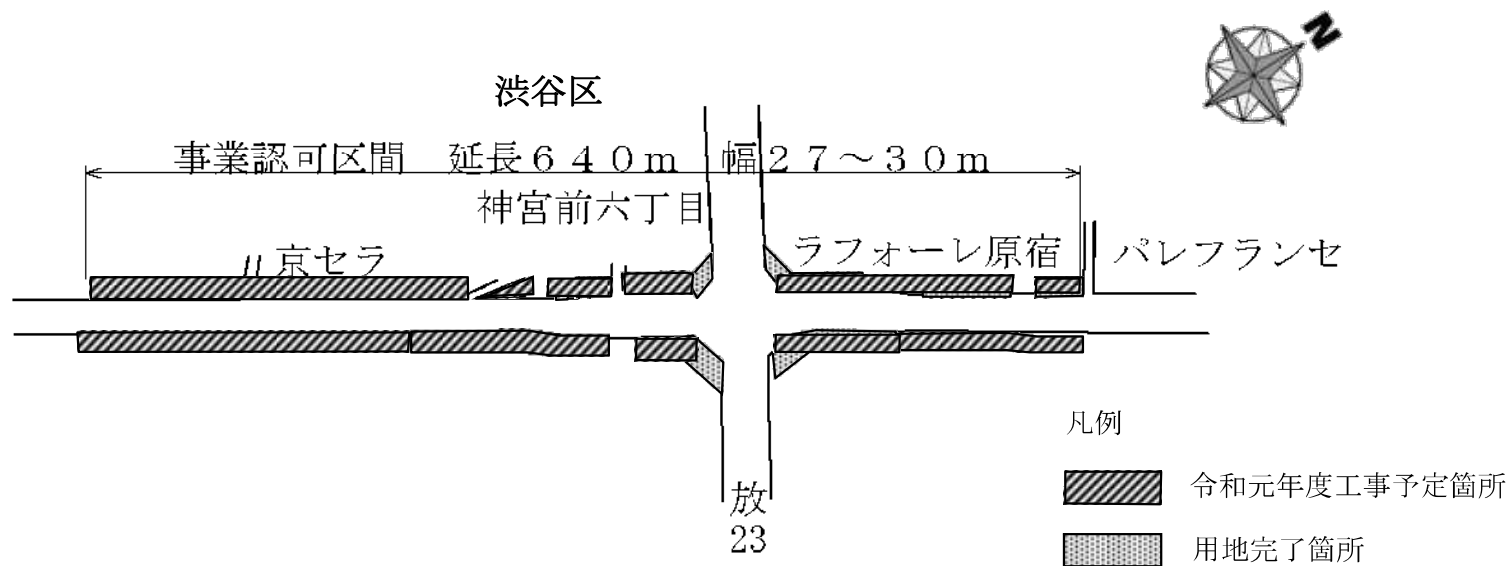


ウ 環状第5の1号線（神宮前）（渋谷区神宮前一丁目～神宮前六丁目）

この箇所は、神宮前一丁目から六丁目の延長640mの区間で、平成16年3月に事業認可を取得した。標準幅員は27～30mである。

平成16年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託し、用地取得を進めている。平成30年度末で、約96%の用地を取得済である。

本年度も引続き同公社により用地取得を進めるとともに、街路築造工事を行う。

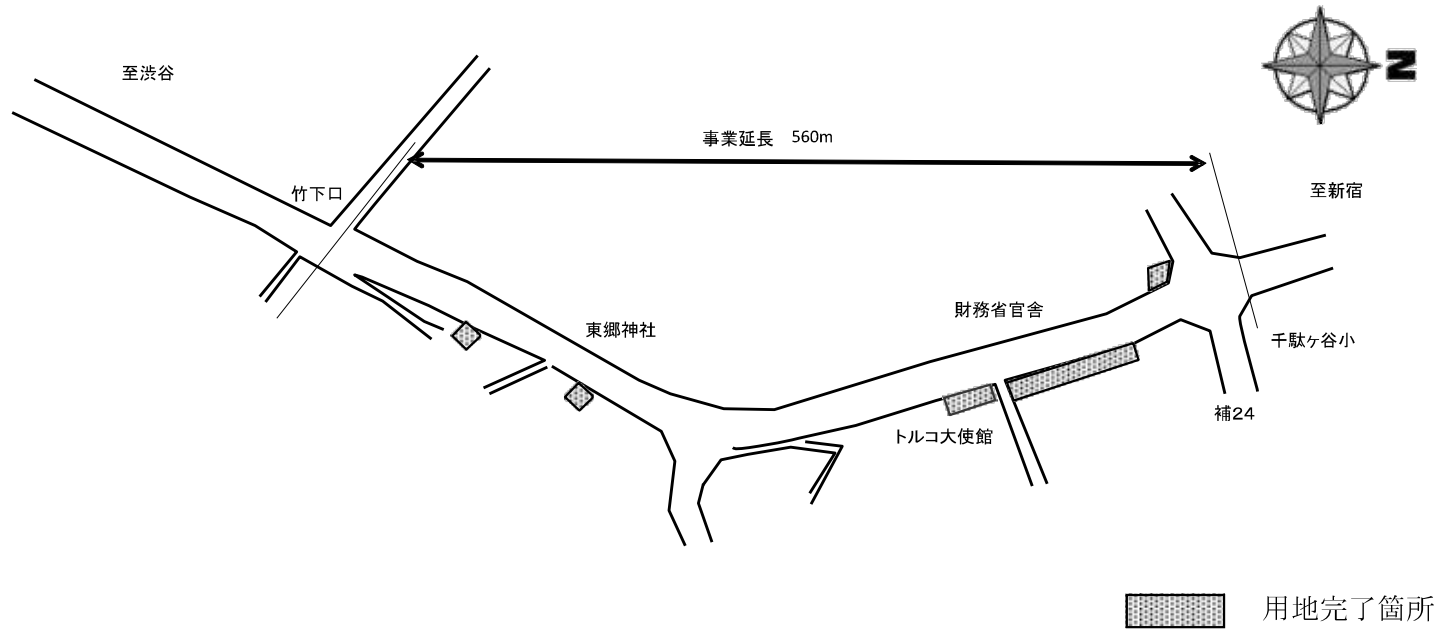


**エ 環状第5の1号線（神宮前Ⅱ期）（渋谷区神宮前一丁目～神宮前二丁目）**

この箇所は、神宮前一丁目から二丁目の延長560mの区間で、平成28年3月に事業認可を取得した。標準幅員は27～30mである。

平成28年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託し、用地取得を進めている。平成30年度末で約18%の用地を取得済である。

本年度も引続き同公社により用地取得を進める。



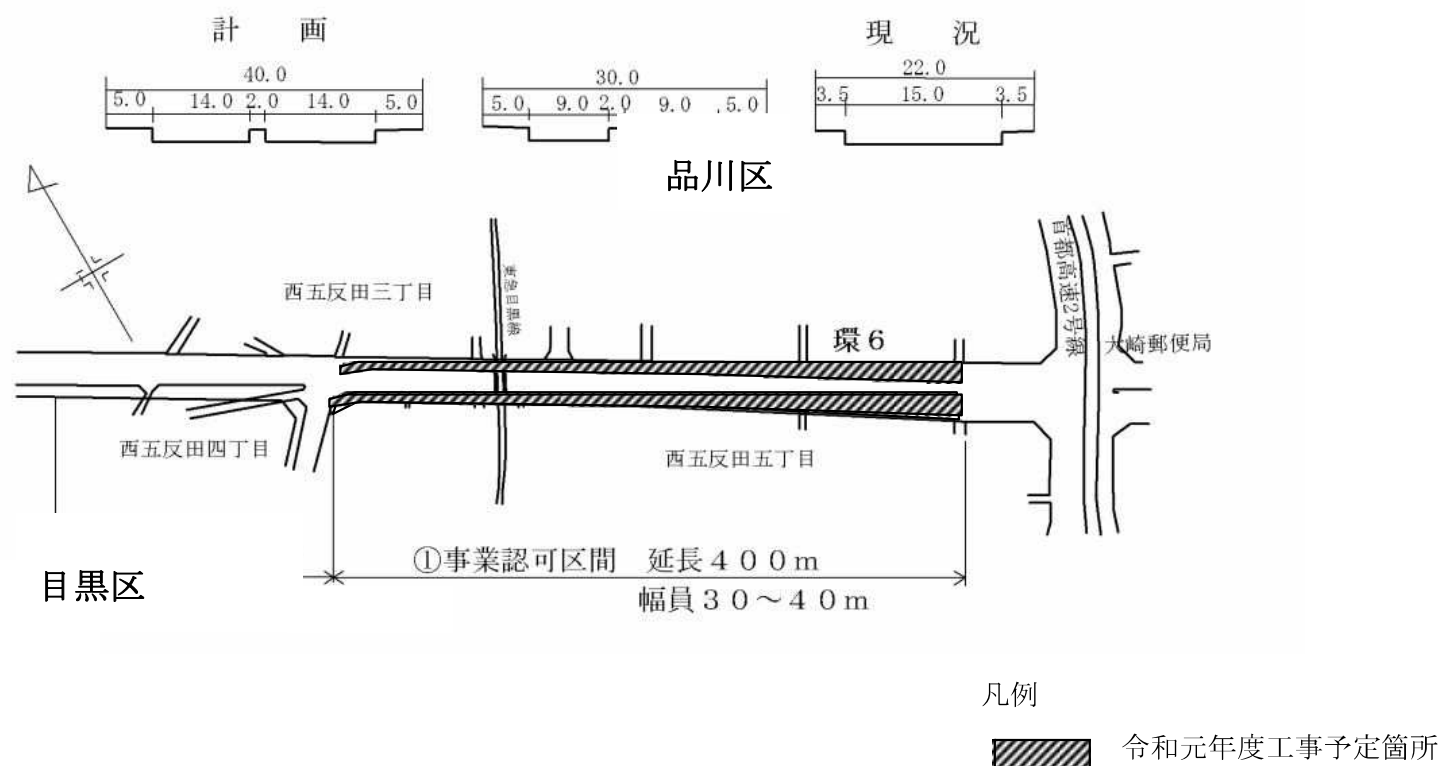
(5) 環状第6号線

本路線は、品川区東品川二丁目を起点に、目黒、渋谷、中野、豊島の各区を經由する延長約20km、標準幅員30～40mの道路であり、環状第7号線、環状第8号線と並ぶ主要な環状道路である。

ア 環状第6号線（西五反田地区）（品川区西五反田五丁目から三丁目）

この箇所は、西五反田地区の延長400mの区間で、平成8年12月に事業認可を取得した。標準幅員は30～40mである。

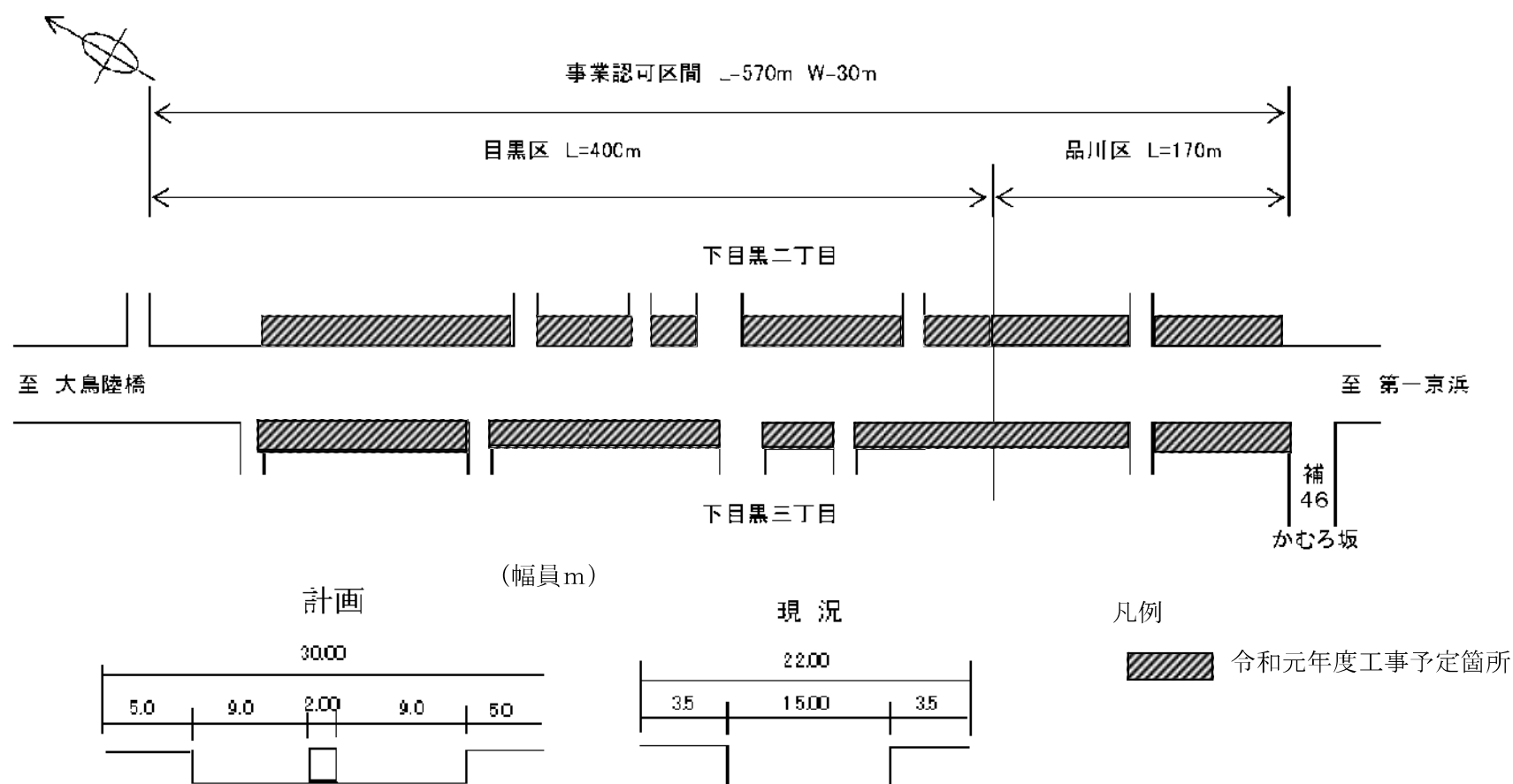
本年度は、昨年度に引き続き、外・内回り側の街路築造工事を行う。



イ 環状第6号線（下目黒地区）（品川区西五反田四丁目から目黒区下目黒二丁目）

この箇所は、下目黒地区の延長570mの区間で、平成12年9月に事業認可を取得した。標準幅員は30mである。

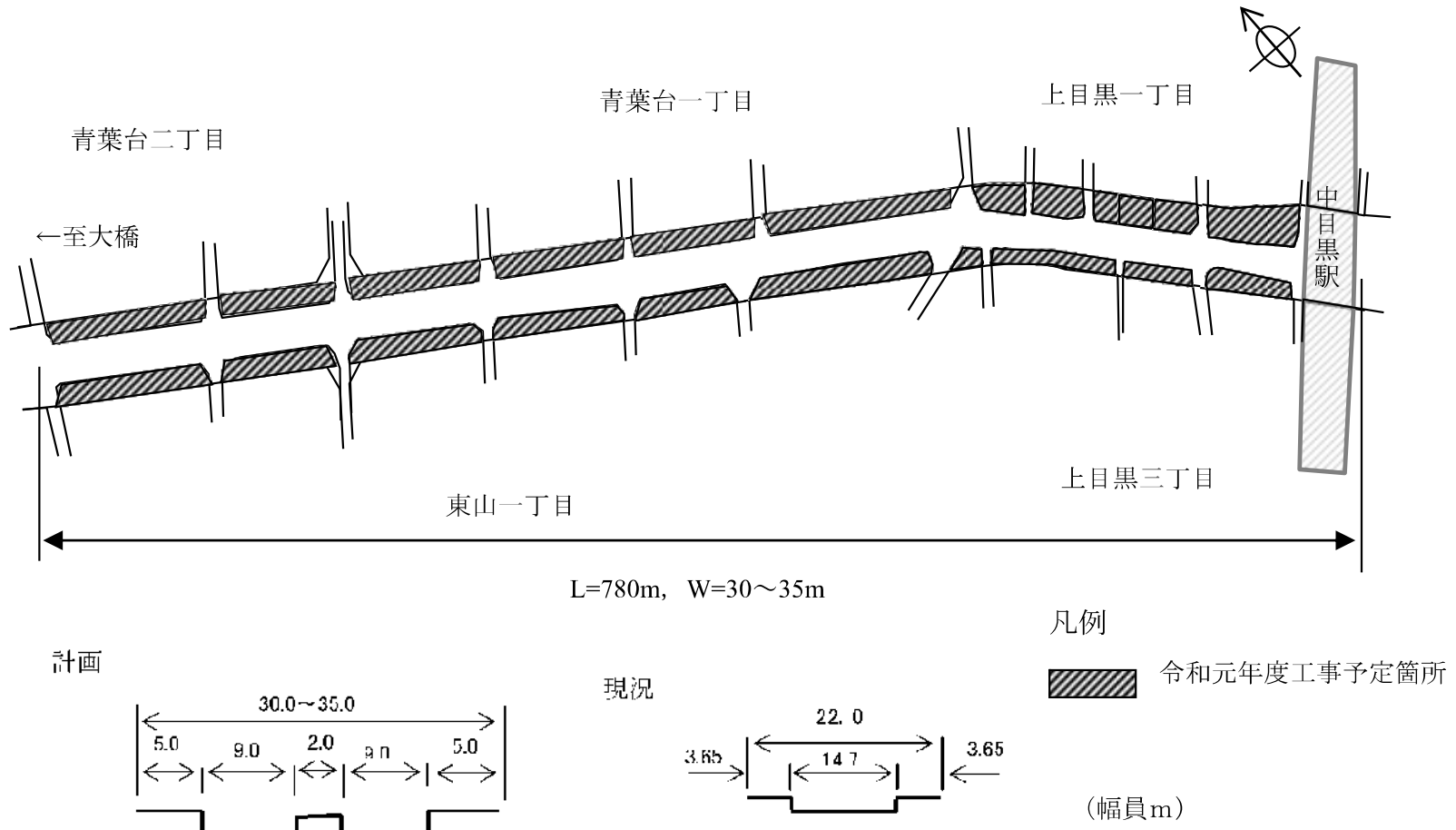
本年度は、昨年度に引き続き、外・内回りの街路築造工事を行う。



ウ 環状第6号線（上目黒地区）（目黒区上目黒三丁目から目黒区青葉台二丁目）

この箇所は、上目黒地区の延長780mの区間で、平成12年12月に事業認可を取得した。幅員は30～35mである。

本年度は、街路築造工事を行う。



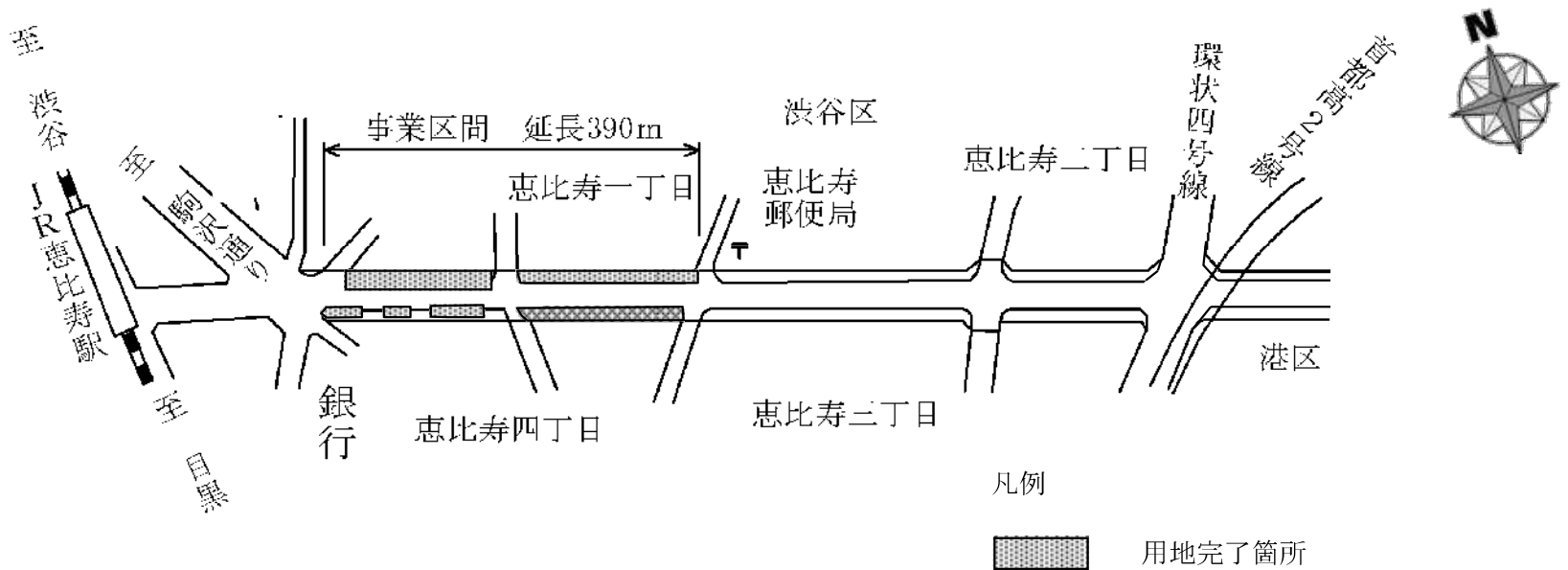
(6) 補助第 11 号線

補助第 11 号線は、港区三田三丁目（国道 1 号 桜田通り）を起点とし、渋谷区恵比寿一丁目（駒沢通り）を終点とする延長約 3.5 km、標準幅員 20m の道路である。

ア 補助第 11 号線（渋谷区恵比寿一丁目～恵比寿四丁目）

この箇所は、渋谷区恵比寿一丁目（恵比寿郵便局交差点）から恵比寿四丁目（恵比寿駅東口交差点）の延長約 390m の区間で、平成 10 年 7 月に事業認可を取得した。

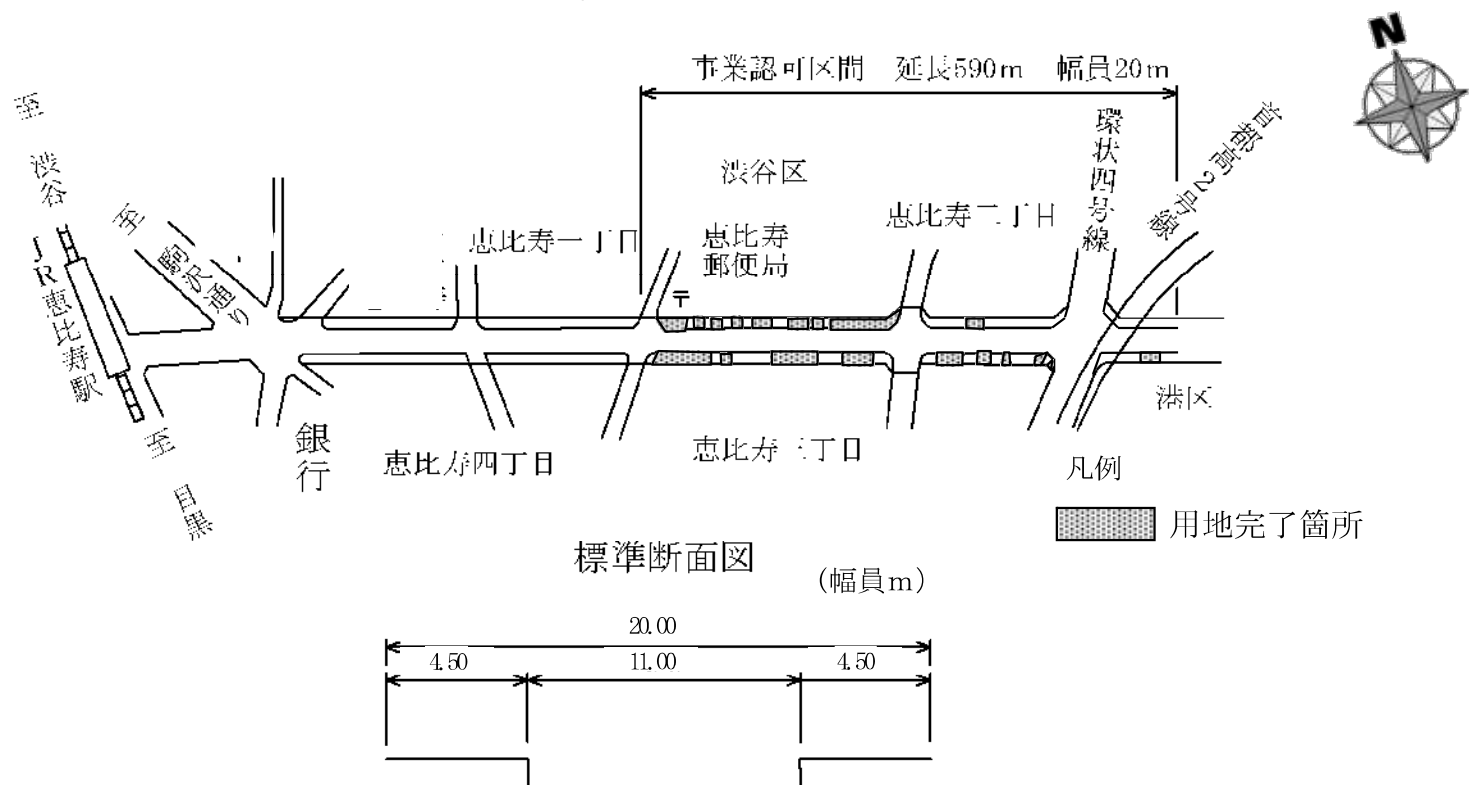
平成 10 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 92% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。



イ 補助第 11 号線（渋谷区恵比寿二丁目～恵比寿三丁目）

この箇所は、渋谷区恵比寿二丁目（恵比寿郵便局交差点）から恵比寿三丁目（恵比寿三丁目交差点）の延長約 590m の区間で、平成 15 年 9 月に事業認可を取得した。

平成 15 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 37% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。



(7) 補助第26号線

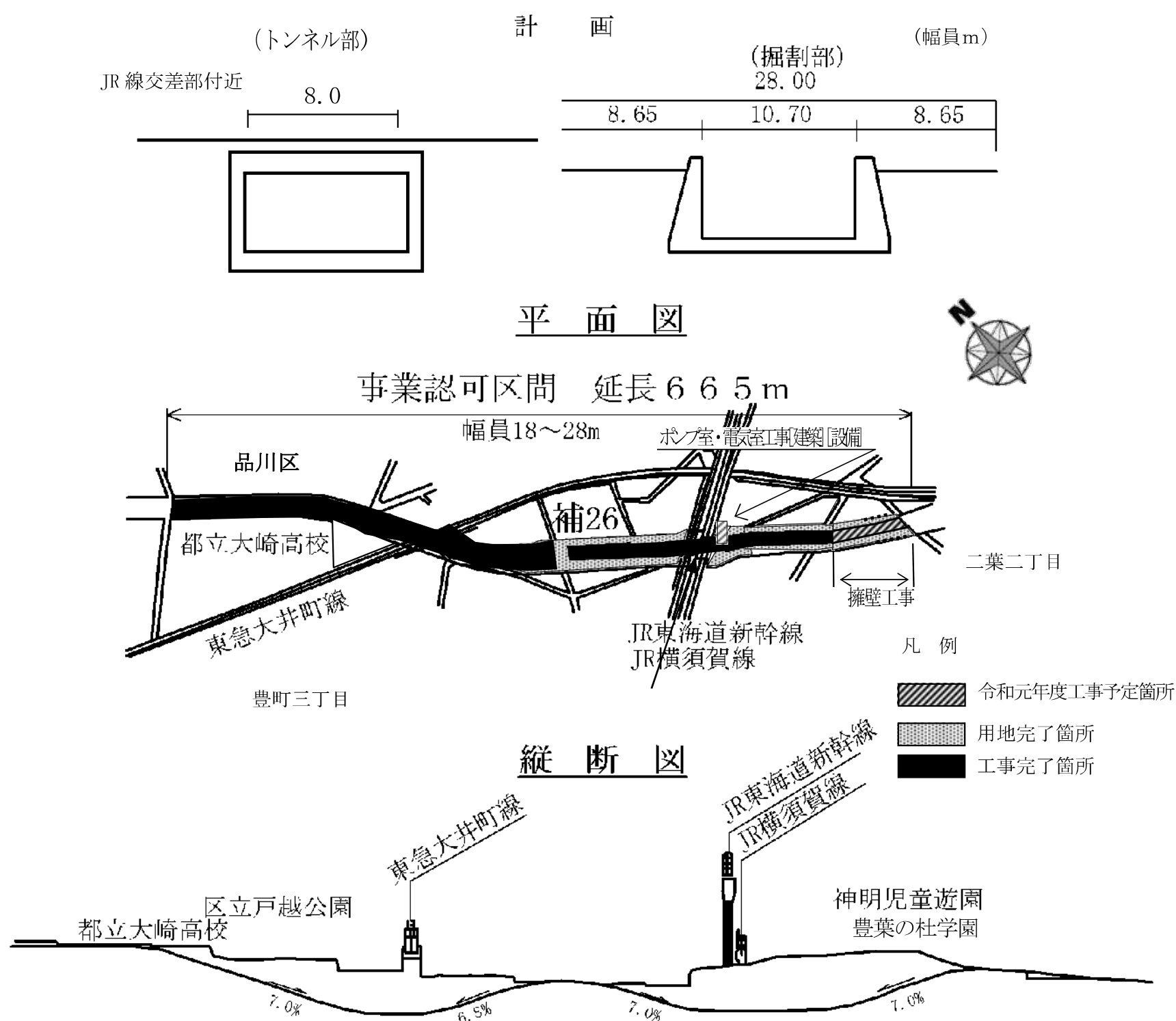
補助第26号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、目黒、世田谷、渋谷、豊島の各区を  
 経由し、板橋区氷川町を終点とする延長約22km、標準幅員20mの道路である。この路線  
 は、環状第6号線と環状第7号線の間位置する環状道路で、地域住民に密着した補助線  
 街路である。

ア 補助第26号線（豊町）（品川区二葉一丁目～豊町二丁目）

この箇所は、品川区二葉一丁目から豊町二丁目の延長665mの区間であり、平成4年1  
 月に事業認可を取得した。標準幅員は20mである。

本区間内で、都立大崎高校を通過するほか、JR 東海道新幹線・横須賀線及び東急大井町線  
 との2箇所の立体交差がある。

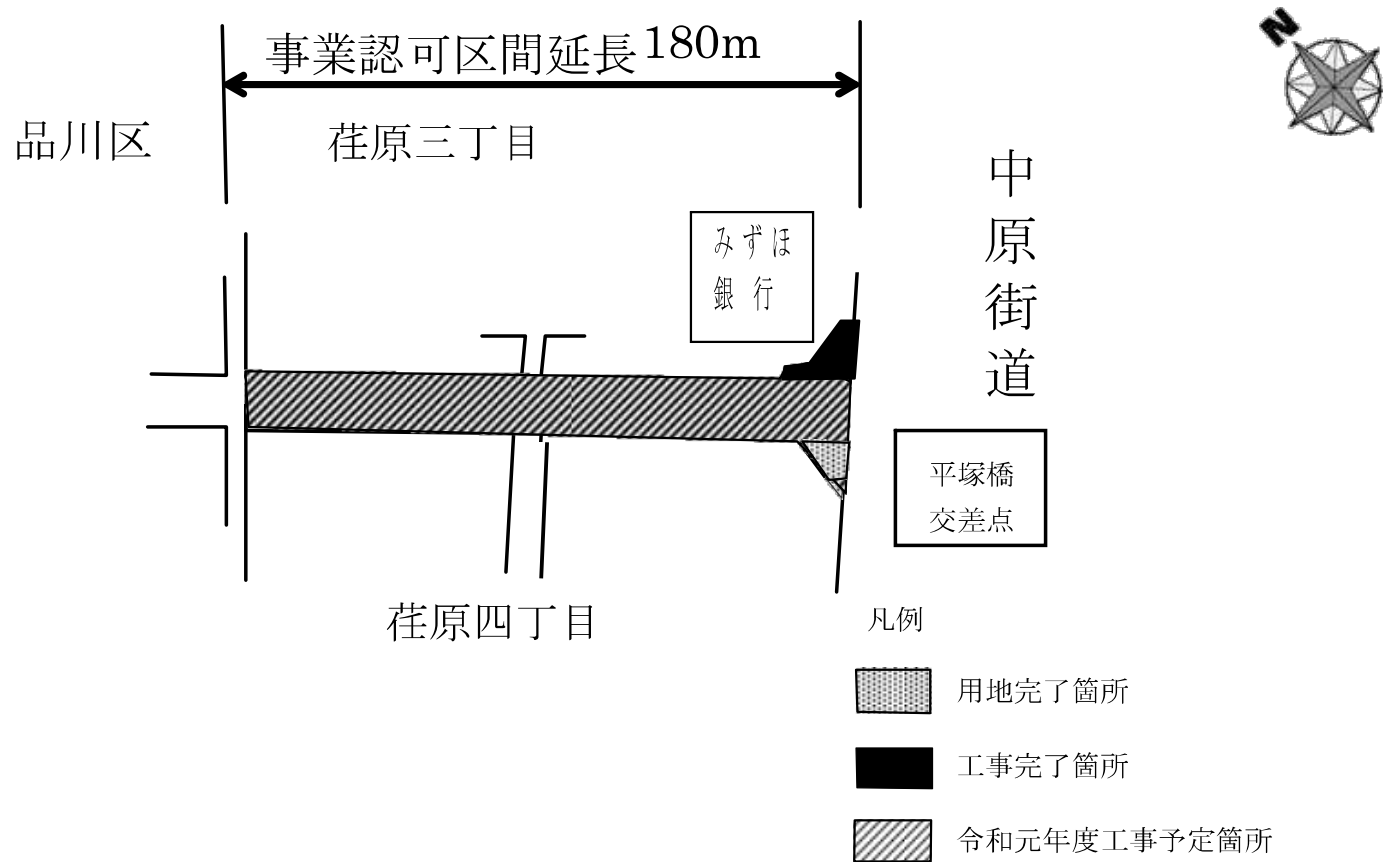
本年度は、本線擁壁工事及び高低差処理擁壁工事に引続き、JR 横断部のポンプ室・電気室  
 の建築建屋工事、及びポンプ・電気設備工事を行う。



イ 補助第 26 号線（平塚橋）（品川区荏原四丁目から荏原三丁目）

品川区荏原三丁目地内において主要地方道東京丸子横浜線（中原街道）と交差する平塚橋交差点を起点に延長 180m の区間を整備するものである。

平成 17 年 9 月に事業認可を取得し用地取得は完了した。標準幅員は 20m である。当該箇所は、左折レーンを設置することにより、円滑な交通流の確保を図るものである。本年度は街路築造工事を行う。

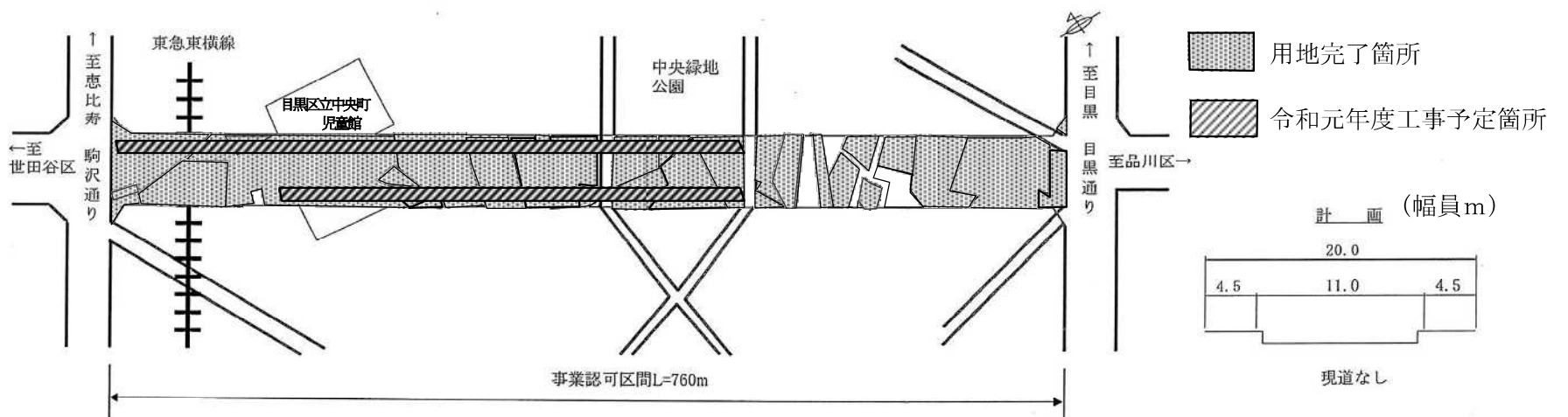


ウ 補助第 26 号線（目黒中央町）（目黒区中央町一丁目～鷹番二丁目）

この箇所は、目黒区中央町一丁目から鷹番二丁目までの延長 760m の区間で、平成 19 年 9 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20m である。

平成 19 年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託し、用地取得を進めている。平成 30 年度末で約 88% の用地を取得済である。

本年度も引続き同公社により用地取得を進めるとともに、街路築造工事および電線共同溝設置工事を行う。



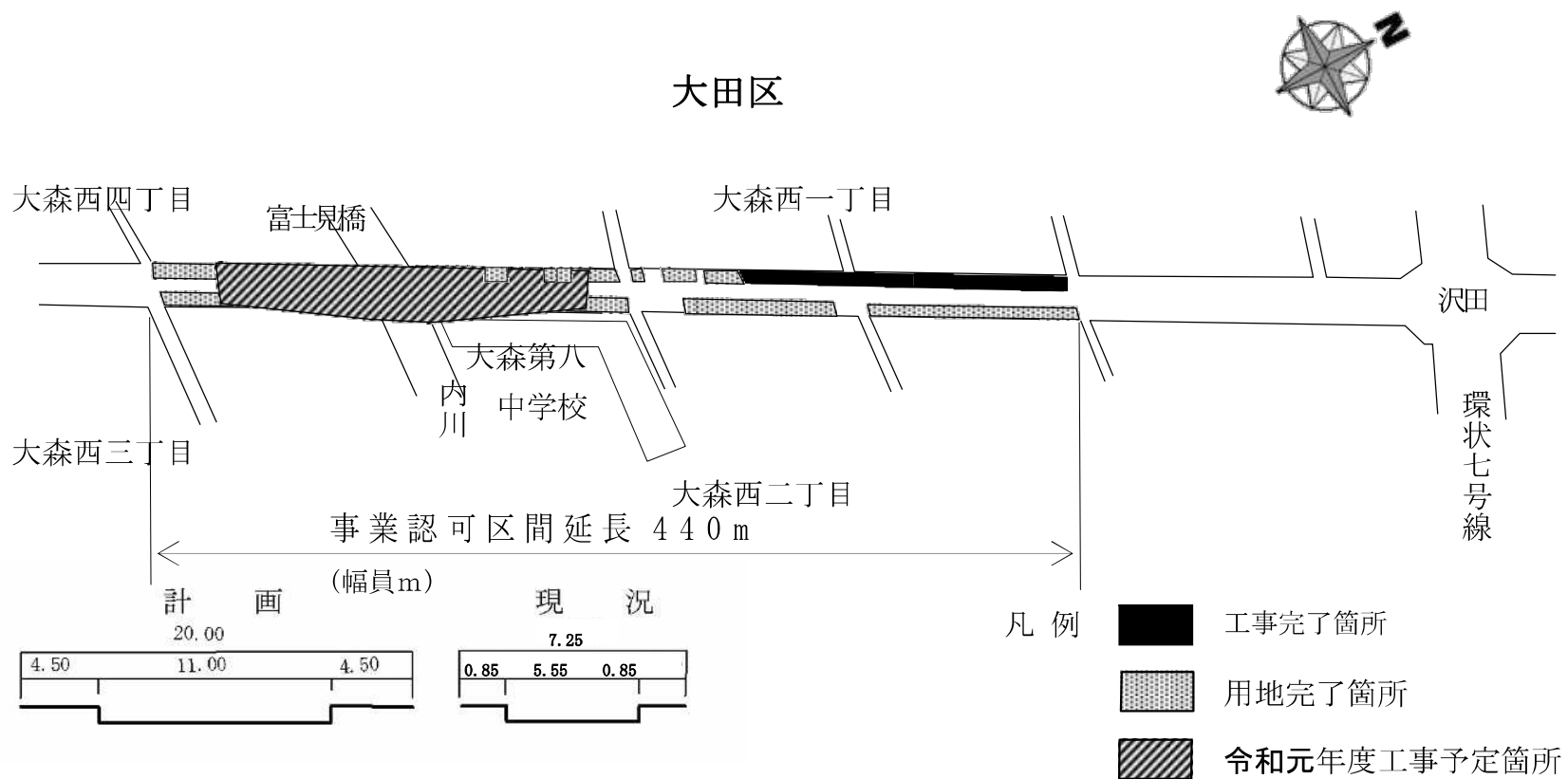


(8) 補助第 27 号線 (富士見橋) (大田区大森西二丁目～大森西四丁目)

補助第 27 号線は、品川区東大井を起点とし、環状第 7 号線を経て、大田区蒲田五丁目 (環状第 8 号線) に至る延長約 6km、標準幅員 20m の道路である。

本事業箇所は、大田区大森西二丁目から同区大森西四丁目までの延長 440m の区間で、平成 20 年 5 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20m である。

平成 20 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 93% の用地を取得済である。本年度は引き続き用地取得を進めるとともに、道路の切り直し工事および富士見橋の架替え工事を行う。



(9) 補助第 28 号線

本路線は、品川区東海一丁目を起点とし、大田区下丸子二丁目を終点とする延長約 14km、標準幅員 20m の路線である。

ア 補助第 28 号線（東大井）（品川区南品川五丁目～東大井五丁目）

この箇所は、品川区南品川五丁目から東大井五丁目の延長 365m の区間であり、平成 3 年 6 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20m である。

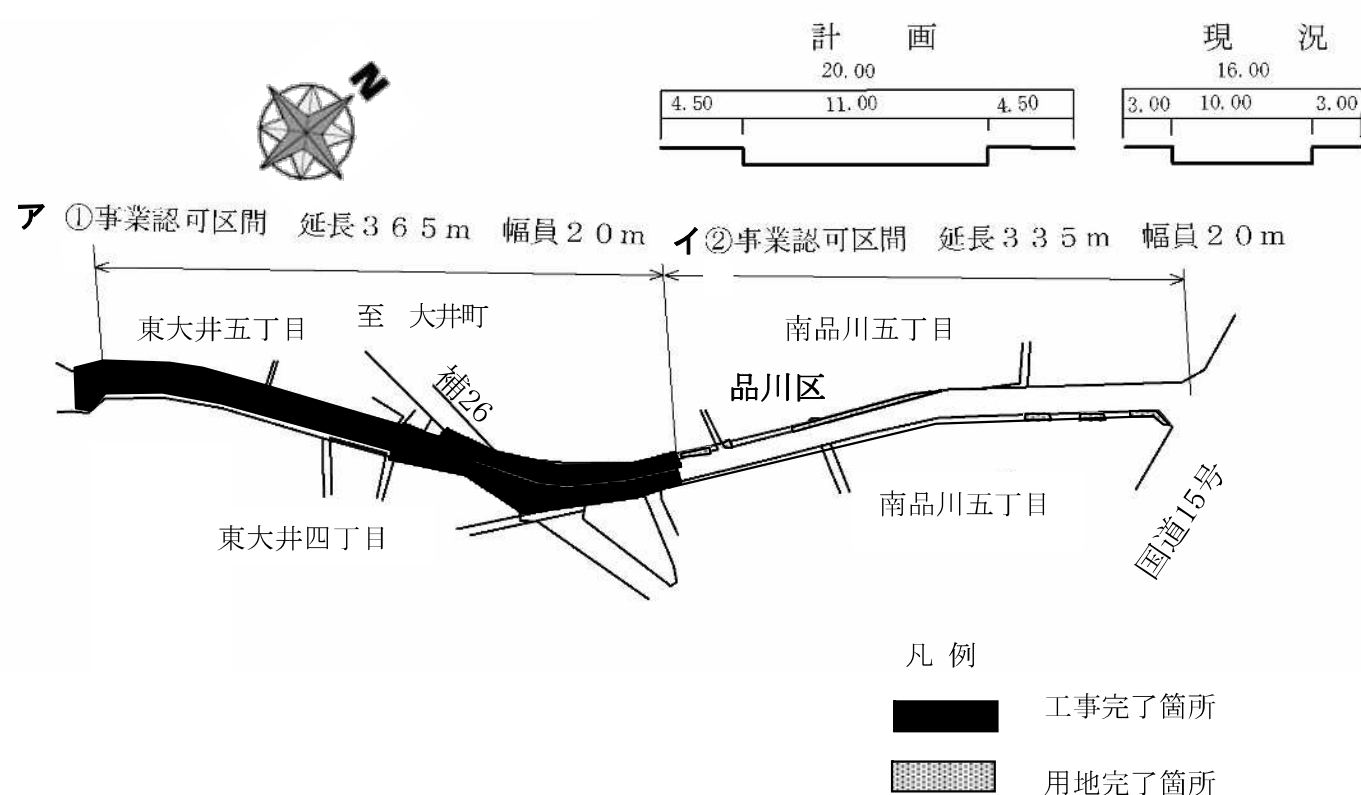
事業認可取得後、用地取得を進め平成 23 年度用地取得は完了し、街路築造工事も平成 30 年度に完了した。

イ 補助第 28 号線（南品川）（品川区南品川五丁目）

この箇所は、品川区南品川五丁目の延長 335m の区間であり、平成 10 年 7 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20m である。

平成 10 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 50% の用地を取得済である。本年度は引続き用地取得を進める。

(幅員m)

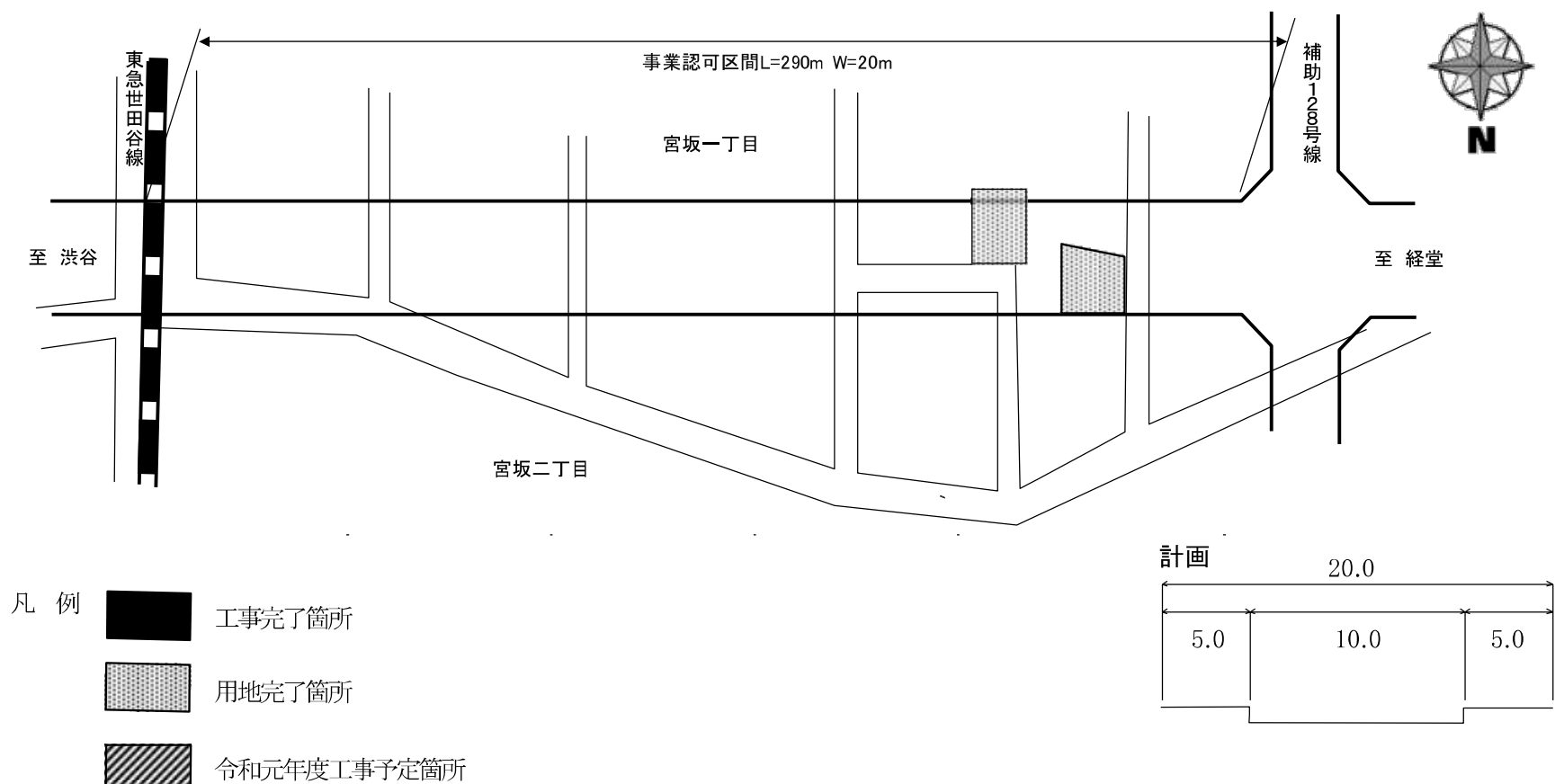


(10) 補助第 52 号線（宮坂）（世田谷区宮坂一丁目～二丁目）

補助第 52 号線は、目黒区北青葉台四丁目から、世田谷区成城六丁目までの約 9.0km、標準幅員 15～20m の道路である。

この箇所は、世田谷区宮坂一丁目から同区宮坂二丁目までの延長 290m の区間で、平成 28 年 1 月 19 日に事業認可を取得した。標準幅員は 20m である。

平成 28 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 6% の用地を取得済である。本年度も引き続き用地取得を進める。

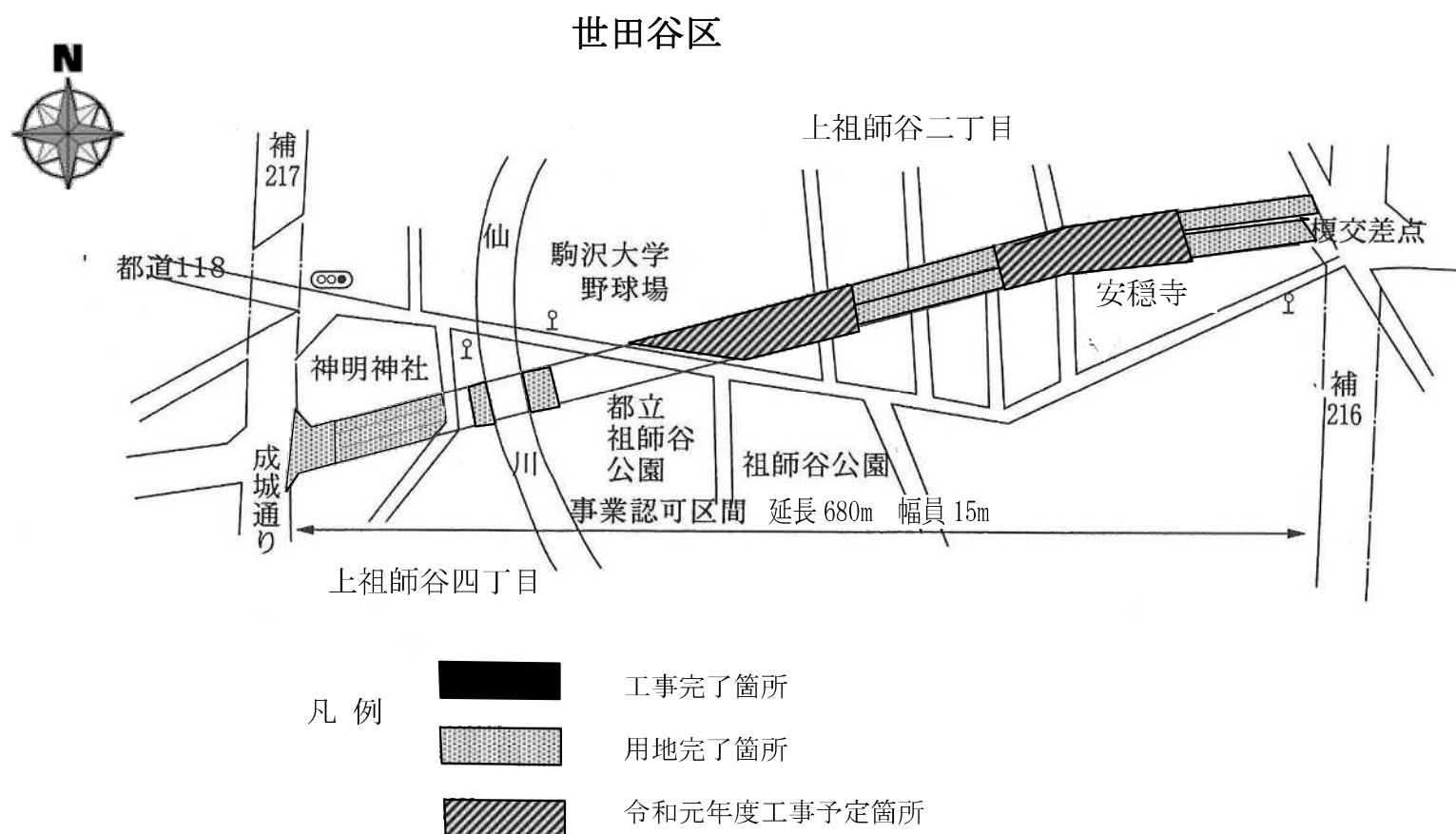


(11) 補助第 54 号線（上祖師谷）（世田谷区千歳台六丁目～上祖師谷四丁目）

補助第 54 号線は、渋谷区富ヶ谷二丁目（環状第 6 号線）を起点とし、環状第 7 号線と環状第 8 号線を横切り、調布市境の世田谷区上祖師谷五丁目を終点とする延長約 9 km、標準幅員 15m の道路である。

本事業箇所は、世田谷区千歳台六丁目から同区上祖師谷四丁目の延長 680m の区間で、平成 16 年 1 月に事業認可を取得した。標準幅員は 15m である。

平成 16 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 99% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進め、電線共同溝設置工事及び排水管設置工事を行う。

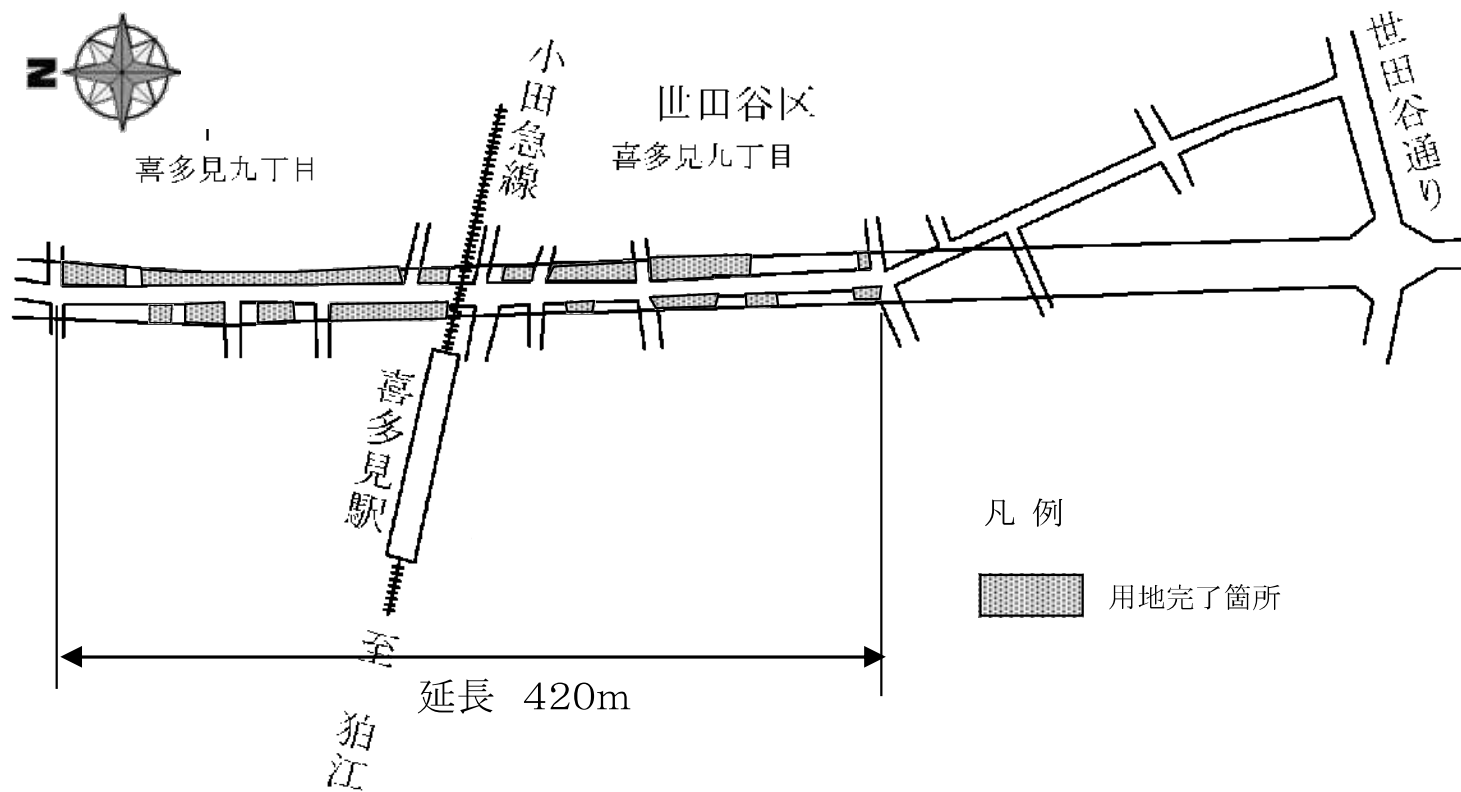


(12) 補助第 125 号線（喜多見）（世田谷区喜多見八丁目～喜多見九丁目）

補助第 125 号線は、世田谷区喜多見九丁目（狛江市境）から玉川一丁目（国道 246 号線）までの約 5.3km、標準幅員 18～15m の道路である。

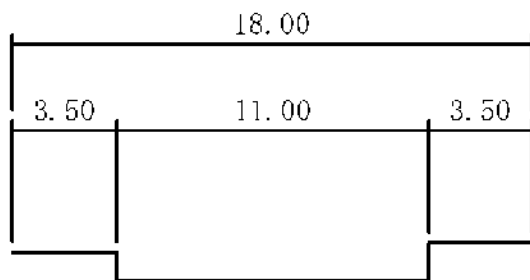
事業箇所は、世田谷区喜多見八丁目から喜多見九丁目地内の 420m で、平成 7 年 9 月に事業認可を取得した。

平成 8 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 57% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。



標準断面図

(幅員m)



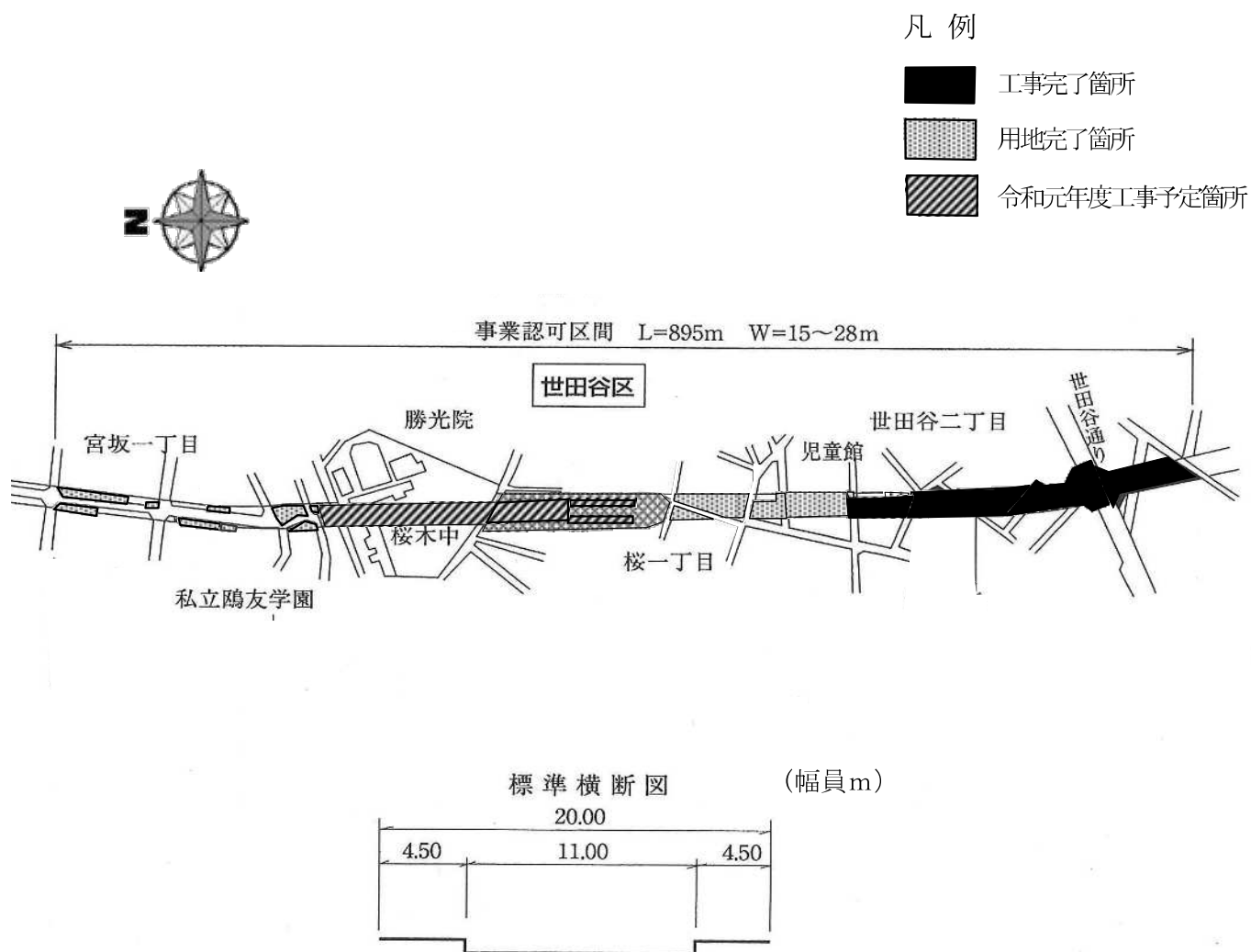
(13) 補助第 128 号線

補助第 128 号線は、世田谷区桜新町二丁目を起点とし、杉並区阿佐ヶ谷北五丁目に至る延長約 9km、標準幅員 20m の道路である。

ア 補助第 128 号線（桜・世田谷）（世田谷区弦巻五丁目～宮坂一丁目）

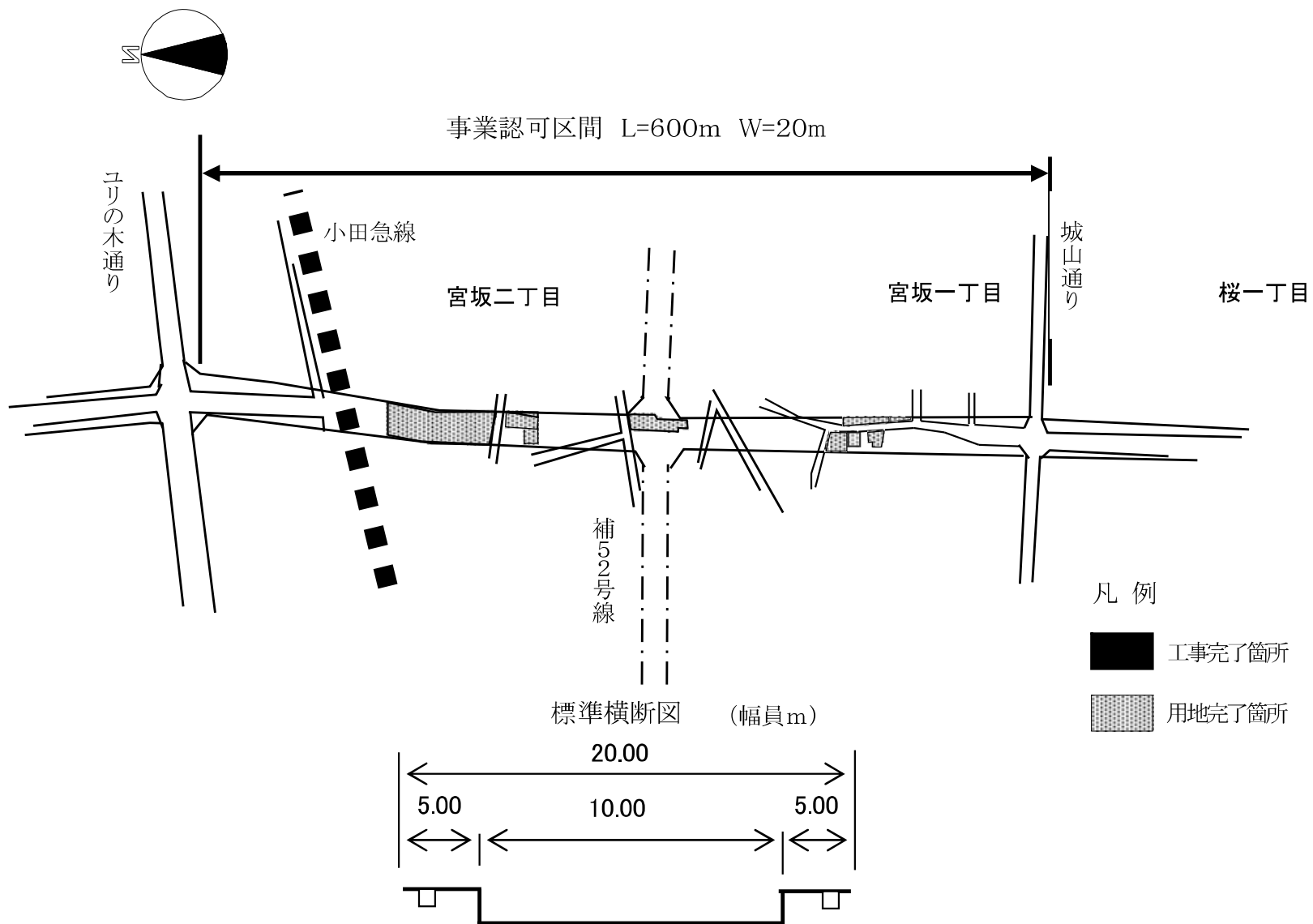
この箇所は、世田谷区弦巻五丁目（補助第 51 号線、世田谷通り以南）から同区宮坂一丁目（城山通り）の延長 895m であり、平成 3 年 6 月に事業認可を取得した。

平成 3 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 95% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進めるとともに、擁壁設置工事、桜木中学校下カルバート部の道路照明設備工事等を行う。



イ 補助第 128 号線（宮坂）（世田谷区宮坂一丁目～宮坂二丁目）

この箇所は、世田谷区宮坂一丁目（城山通り）から同区宮坂二丁目（ユリの木通り）の延長 600m であり、平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。平成 27 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 29%の用地を取得済みである。



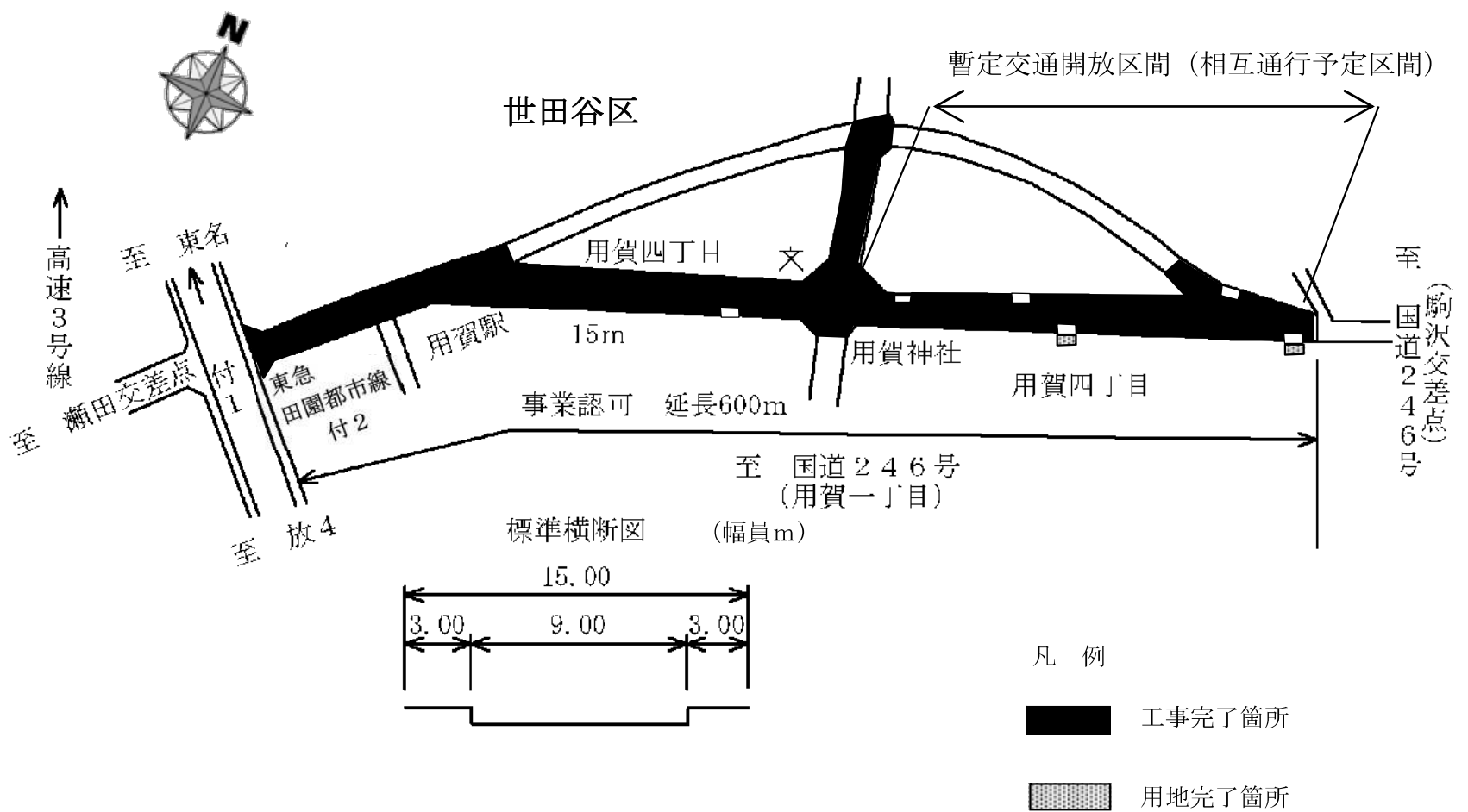
(14) 補助第 212 号線（用賀）（世田谷区用賀三丁目～用賀四丁目）

補助第 212 号線は、世田谷区新町二丁目から玉川台二丁目（東名高速道路）まで約 2.6km、標準幅員 15～18m の道路である。

この箇所は、世田谷区用賀三丁目から用賀四丁目の延長 600m の区間で、昭和 55 年 3 月に事業認可を取得した。標準幅員は 15m である。

昭和 55 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で、約 98% の用地を取得済である。本年度も引き続き用地取得を進め、一部道路内擁壁撤去を行う。

また、平成 6 年度に暫定完了し、現在、一方通行道路として交通開放していた用賀神社前の区間を、地元要望により、平成 24 年 6 月、暫定的に相互通行道路として開放した。





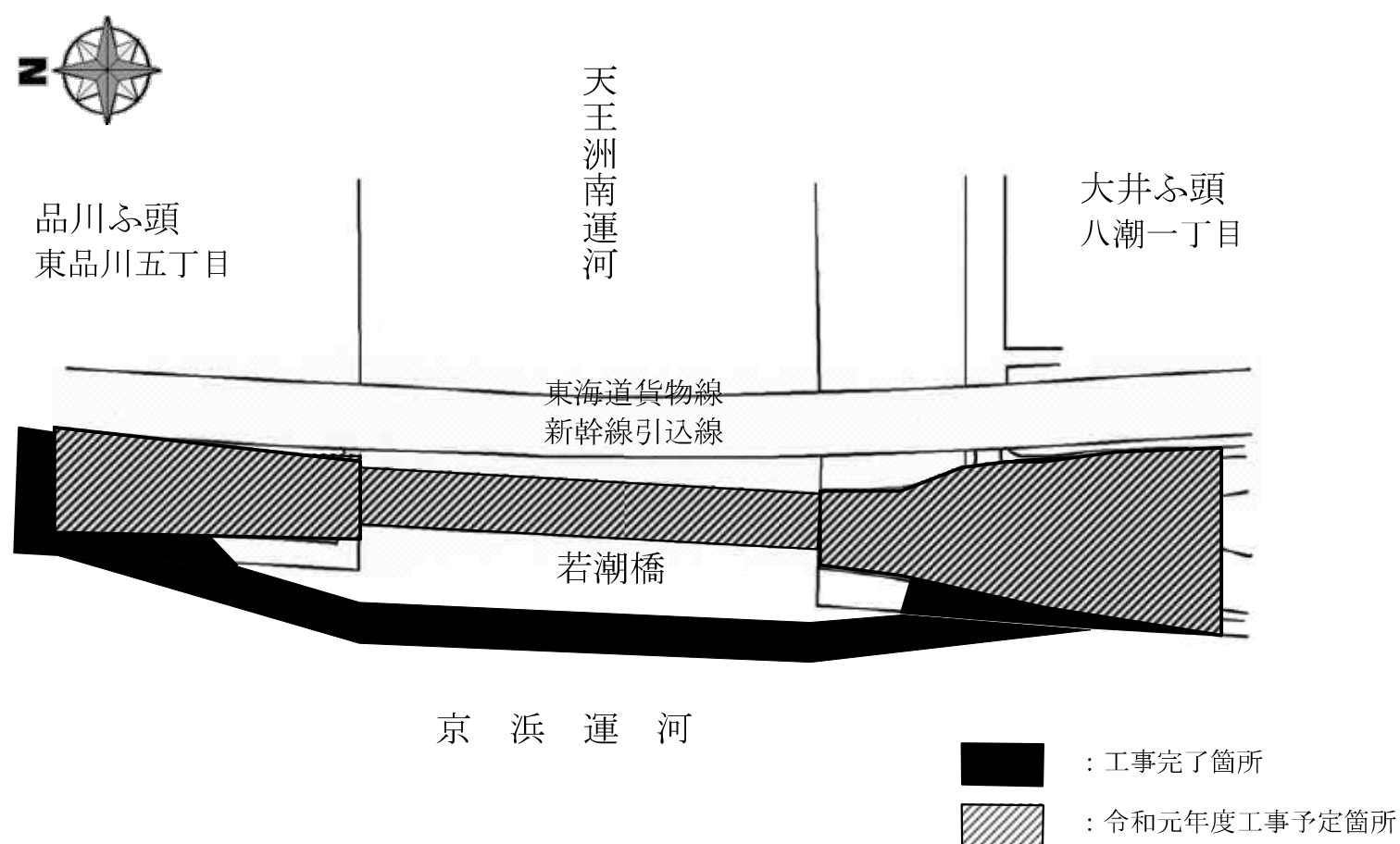
#### 4 橋梁整備事業

##### 若潮橋(日本橋芝浦大森線)架替工事

若潮橋は、品川ふ頭（品川区東品川五丁目）と大井ふ頭（品川区八潮一丁目）を結ぶ主要物流路線の橋梁として、昭和41年に築造されたものである。

老朽化対策及び耐荷力向上を目的に架け替えるもので、新橋は3径間連続鋼箱桁橋となる。

本年度は、鋼けた架設工事に続き上部仕上げ工事、取付道路工事を行い、令和2年度に新しい橋へ交通を切り替える予定である。

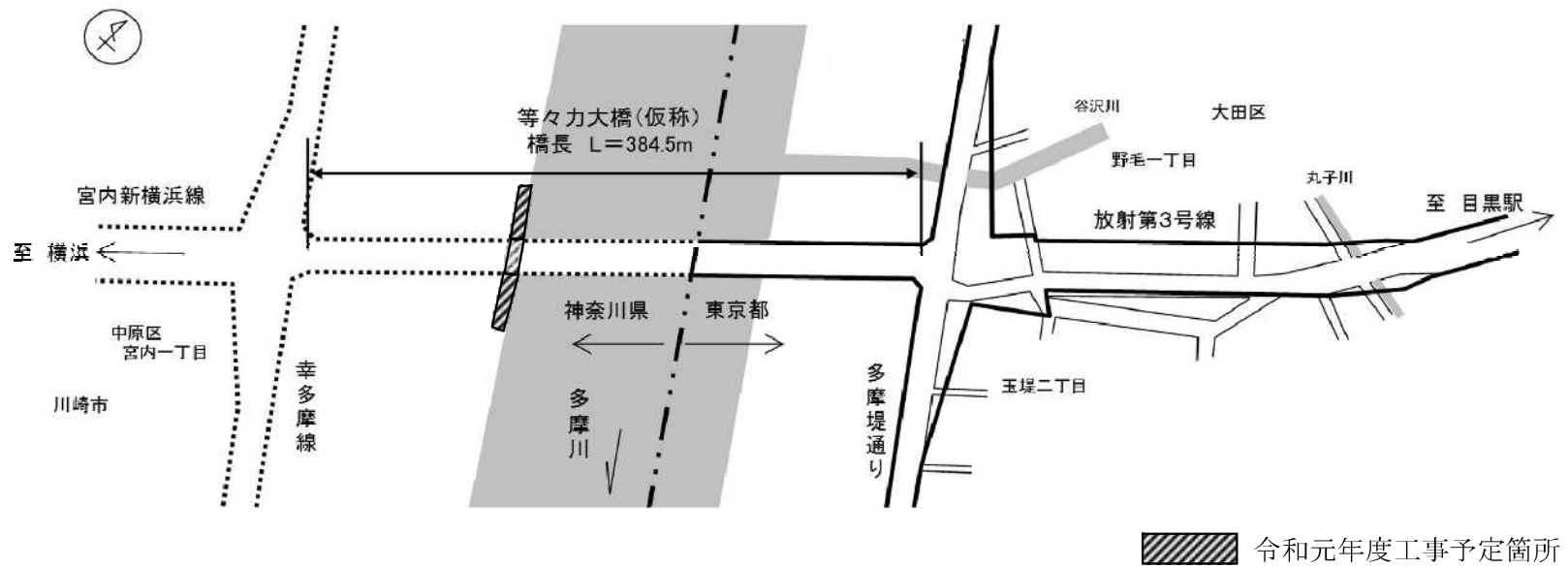


### 等々力大橋（仮称）（大田調布線）橋梁整備

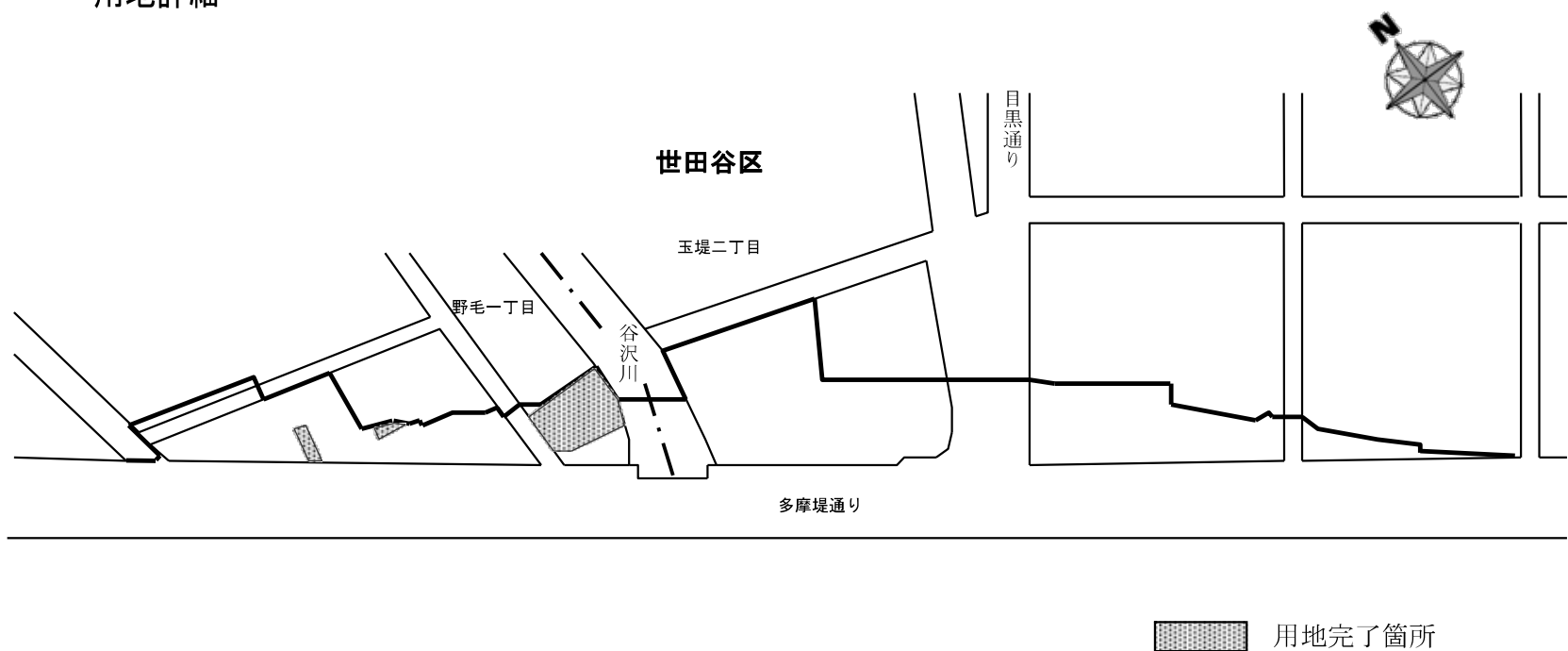
等々力大橋（仮称）は、一級河川多摩川を跨ぎ都県を結ぶ約400mの新設橋梁であり、東京都が整備主体、川崎市が管理主体となって整備を進めることで、平成22年度に双方で基本協定を締結し、調査設計に着手した。

新橋の上部工形式は鋼4径間連続鋼床版箱桁橋（ケーブル補剛）、下部工形式は橋台2基、橋脚3基である。

平成29年度から用地取得に着手し、平成30年度末で、約9%の用地を取得済みである。本年度は用地取得を進めるとともに、河川内工事のうち右岸低水護岸工事を行う。



### 用地詳細



## 5 特定整備路線の整備（木密地域不燃化 10 年プロジェクト）

市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる、防災上効果の高い主要都市計画道路の整備を推進する。整備地域内の主要な都市計画道路を特定整備路線として指定し、生活再建などのための特別な支援策を期間限定で実施する。

第二建設事務所は、5 路線 10 区間、延長約 7km を所管しており、令和 2 年度事業完了を目指す。

### (1) 放射第 2 号線（西五反田）（品川区西五反田七丁目から西中延一丁目）

放射第 2 号線は、港区白金台三丁目から大田区田園調布二丁目までの約 7.9km、標準幅員 25～40m の道路である。

事業箇所は、品川区西五反田七丁目から西中延一丁目までの 1,255m で平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 28% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。なお、当該事業箇所は、公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している。



(2) 補助第 26 号線

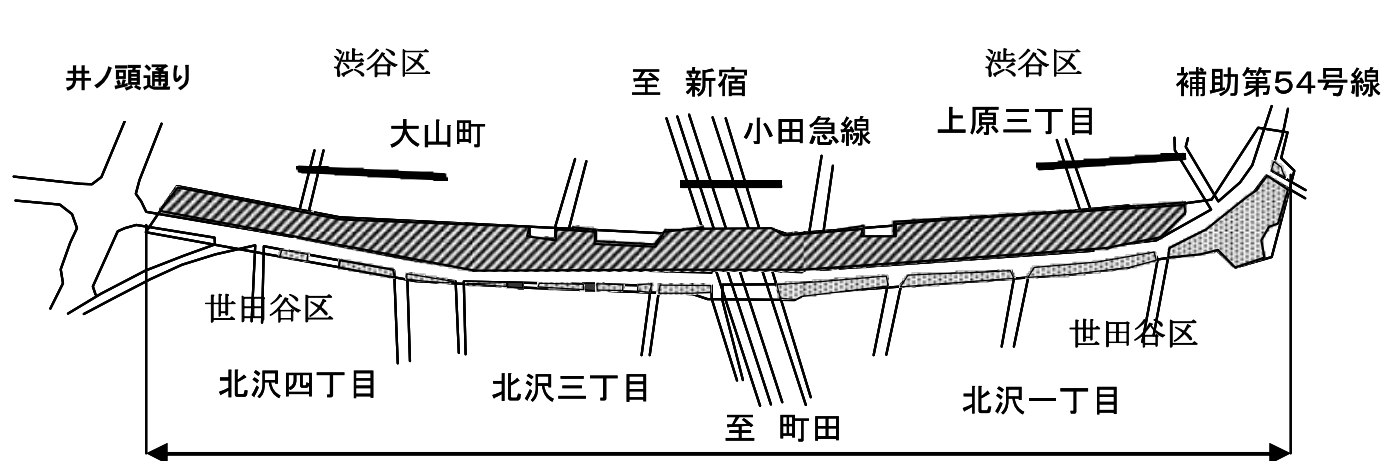
ア 補助第 26 号線（東北沢）（目黒区駒場四丁目から渋谷区大山町）

この箇所は、目黒区駒場四丁目から渋谷区大山町の延長 550m の区間であり、平成 18 年 12 月に事業認可を取得した。幅員は 20～33m である。

本区間では、現在小田急線の連続立体交差事業による鉄道の地下化が行われている。

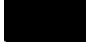


平成 19 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 94% の用地を取得済である。本年度は引続き用地取得を進めるとともに、土壌改良工事や街路築造及び電線共同溝設置工事を行う。

平面図



事業認可区間 延長550m

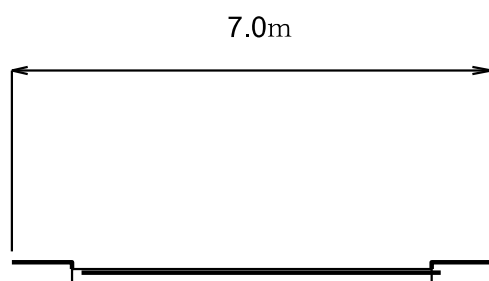
凡例

-  工事完了箇所
-  用地完了箇所
-  令和元年度工事予定箇所

計画標準断面図



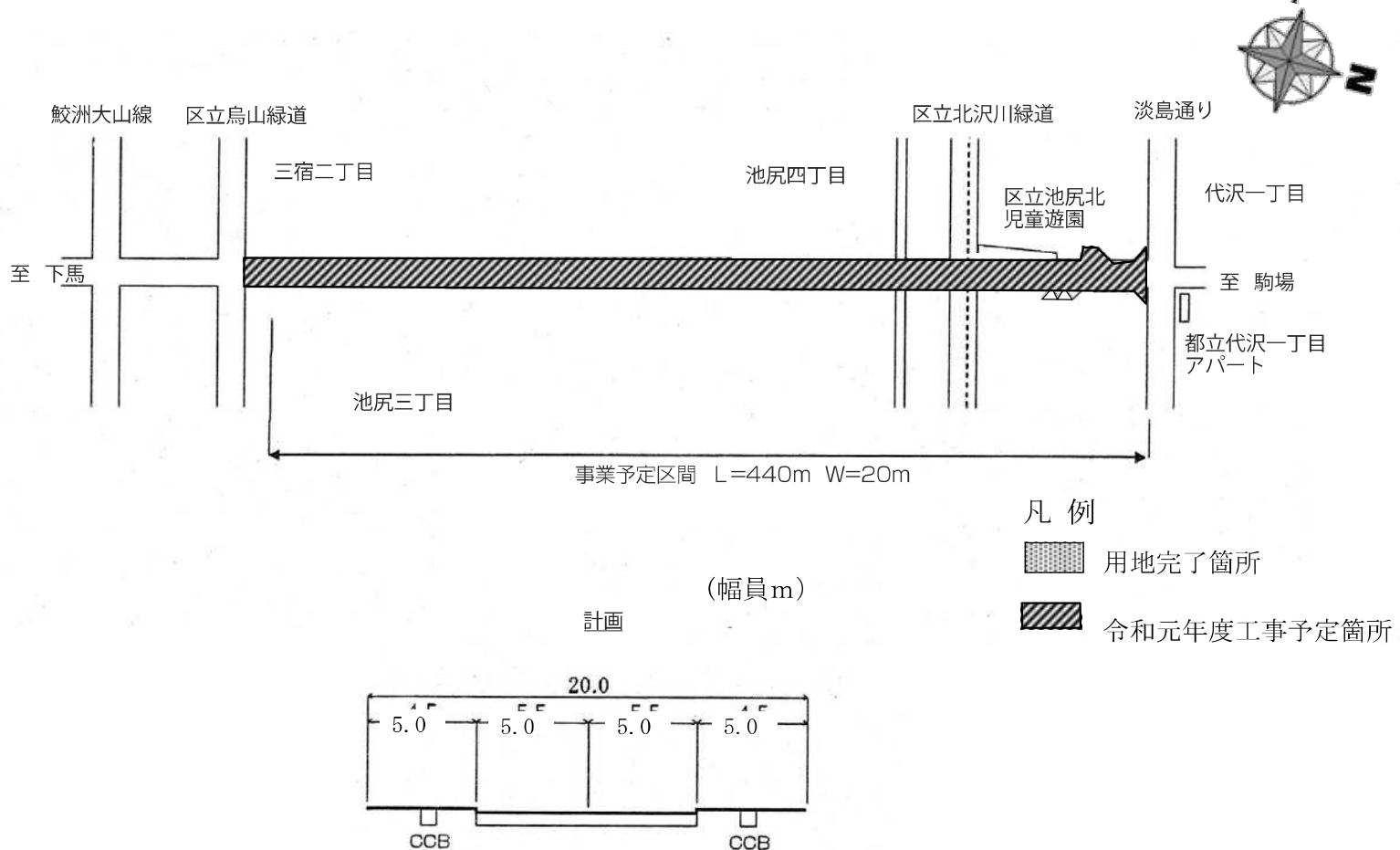
現況



イ 補助第 26 号線（三宿）（世田谷区三宿二丁目～池尻四丁目）

この箇所は、世田谷区三宿二丁目から池尻四丁目までの延長 440m の区間で、平成 20 年 12 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20m である。

平成 20 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 99% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進めていくとともに、街路築造工事及び擁壁築造工事を行う。

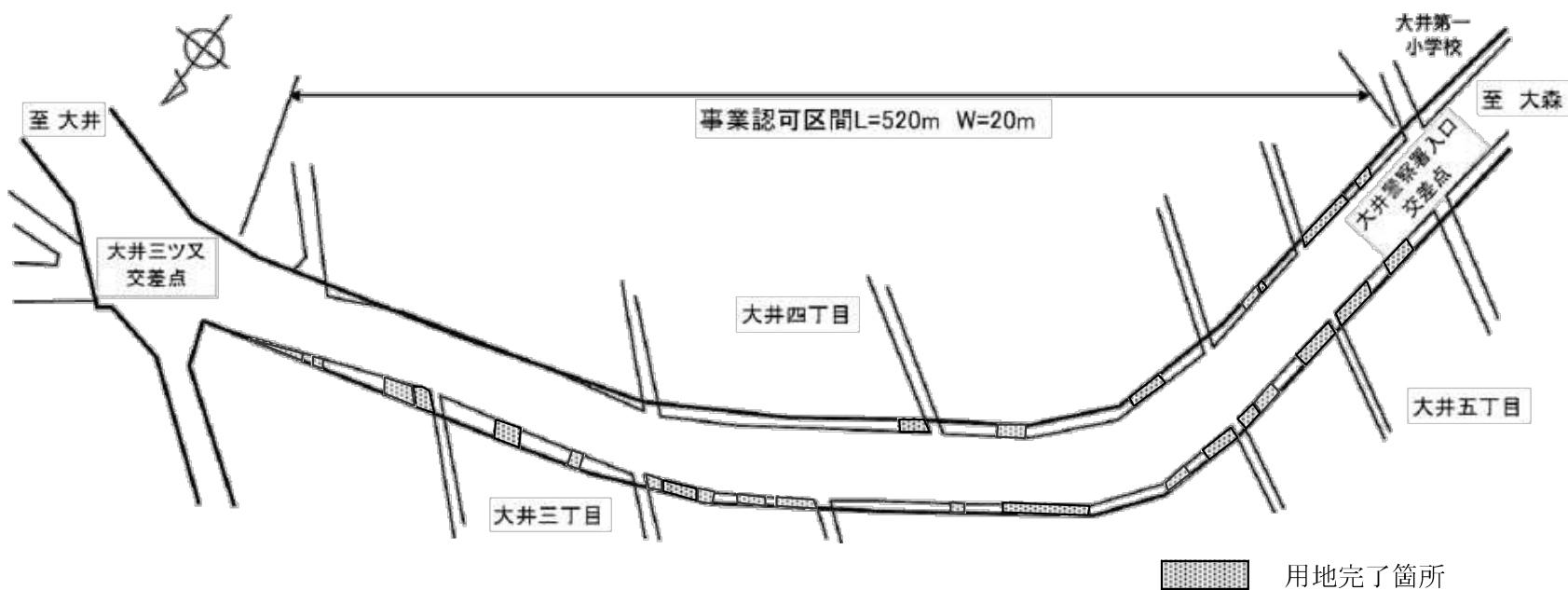


(3) 補助第 28 号線 (大井) (品川区大井三丁目から大井五丁目)

補助第 28 号線は、品川区東海一丁目から大田区下丸子二丁目までの約 14 km、標準幅員 20 m の道路である。

事業箇所は、品川区大井三丁目から大井五丁目までの 520m で平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 28% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。



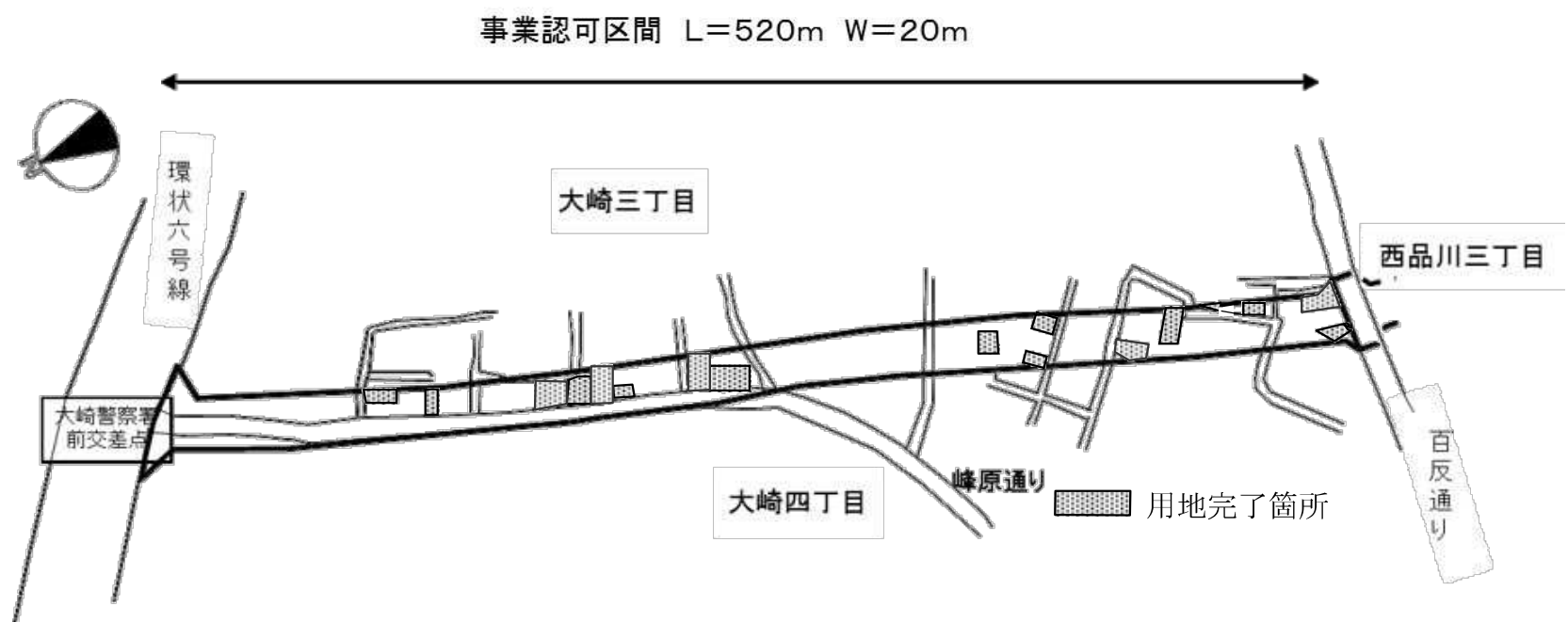
(4) 補助第 29 号線

補助第 29 号線は、品川区大崎三丁目から大田区南馬込四丁目までの約 5.0km、標準幅員 15~20mの道路である。

ア 補助第 29 号線（大崎）（品川区大崎三丁目から大崎四丁目）

この箇所は、品川区大崎三丁目から大崎四丁目までの 520m で平成 26 年 3 月に事業認可を取得した。標準幅員は、20m である。

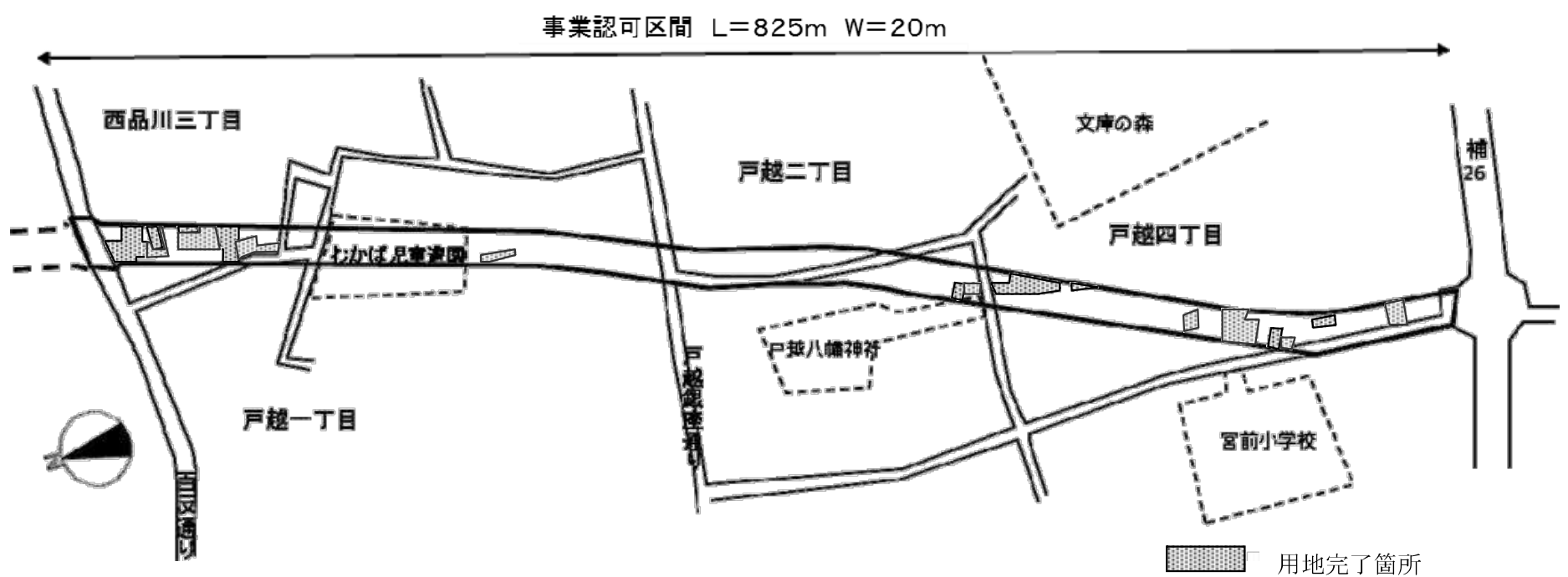
平成 25 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 16%の用地を取得済である。本年度も引き続き用地取得を進める。



イ 補助第 29 号線（戸越）（品川区西品川三丁目から戸越四丁目）

この箇所は、品川区西品川三丁目から戸越四丁目までの 825m で平成 26 年 9 月に事業認可を取得した。標準幅員は、20m である。

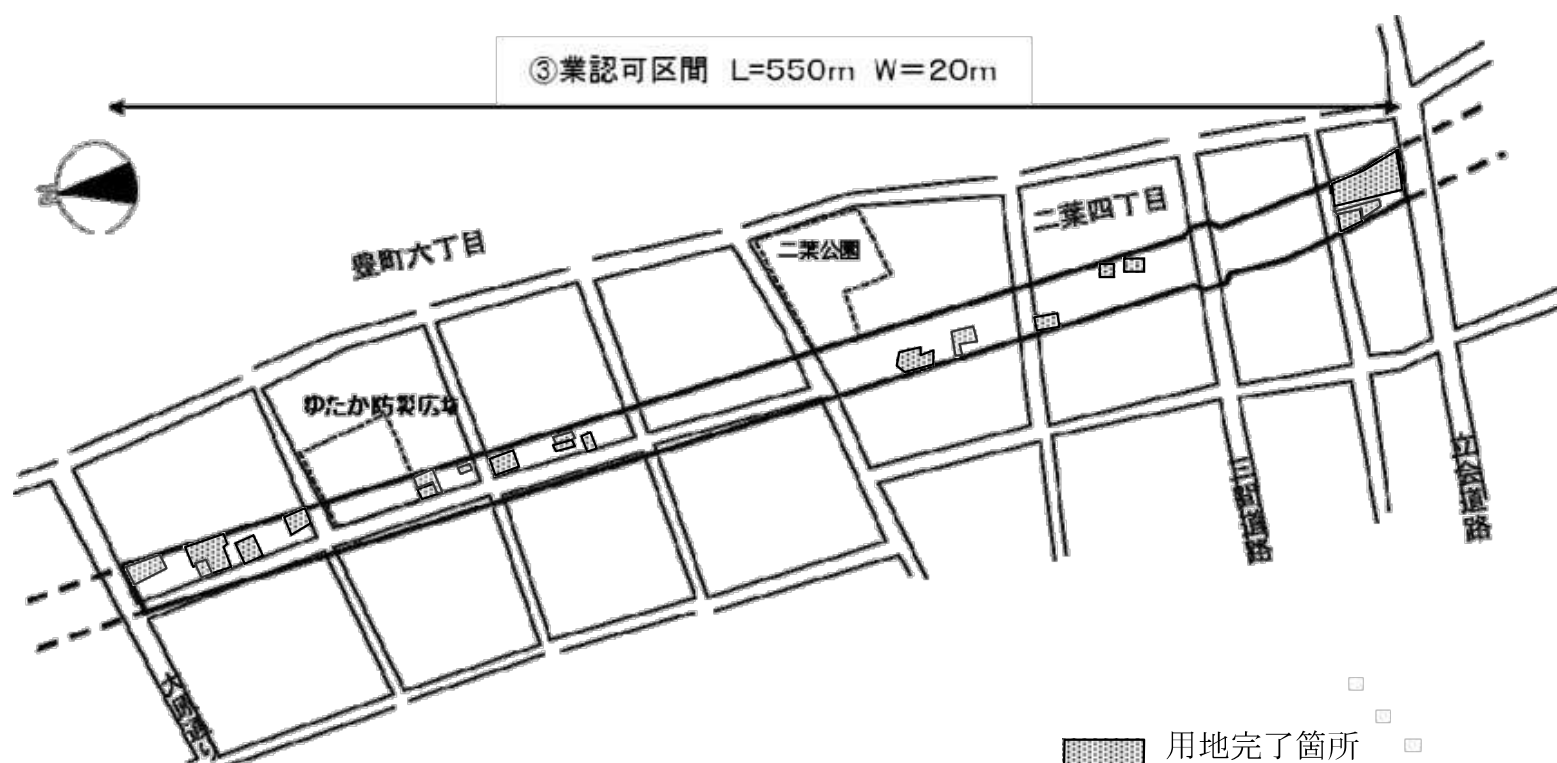
平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 18%の用地を取得済である。本年度も引き続き用地取得を進める。



ウ 補助第 29 号線（豊町）（品川区豊町六丁目から二葉四丁目）

この箇所は、品川区豊町六丁目から二葉四丁目までの 550m で平成 26 年 3 月に事業認可を取得した。標準幅員は、20m である。

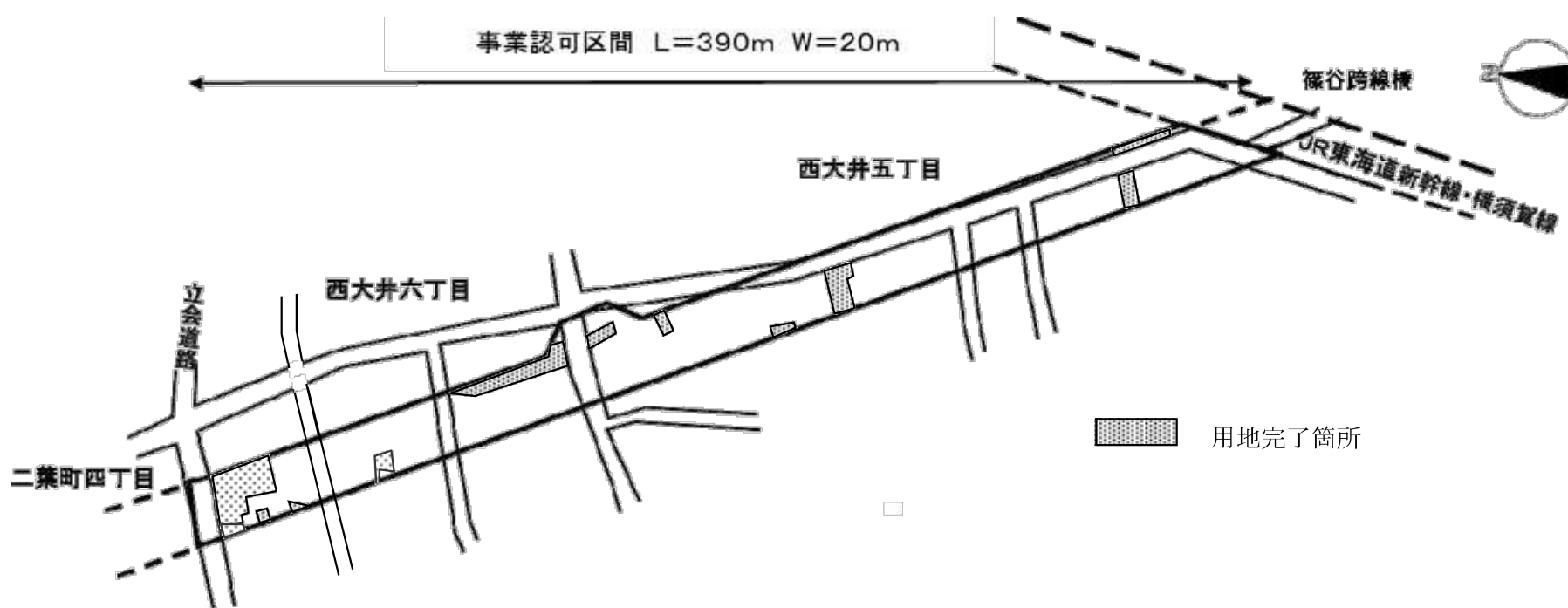
平成 25 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 20% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。



エ 補助第 29 号線（西大井）（品川区西大井六丁目から西大井五丁目）

この箇所は、品川区西大井六丁目から西大井五丁目までの 390m で平成 26 年 9 月に事業認可を取得した。標準幅員は、20m である。

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 18% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

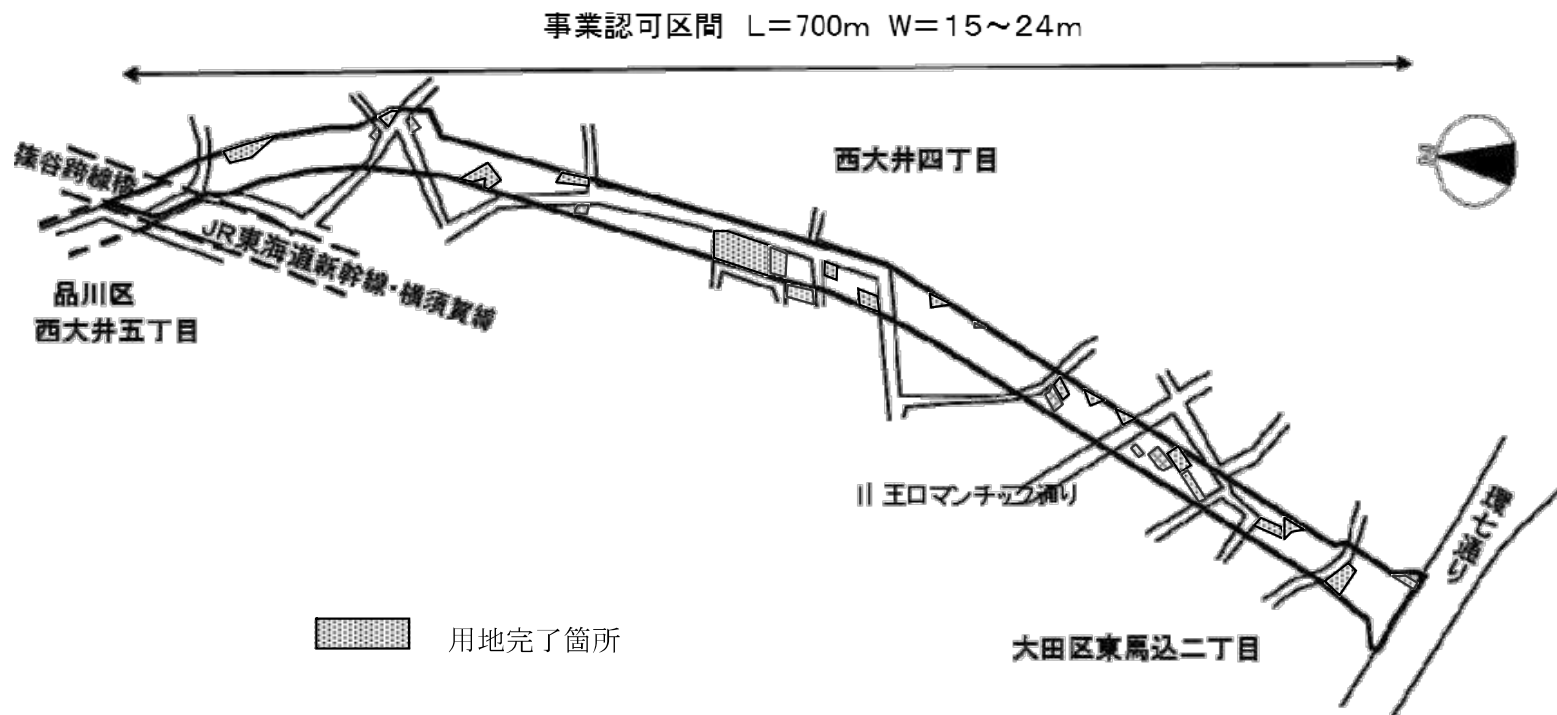




オ 補助第 29 号線（西大井東馬込）（品川区西大井四丁目から大田区東馬込二丁目）

この箇所は、品川区西大井四丁目から大田区東馬込二丁目までの 700m で平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。標準幅員は、20m である。

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 19% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

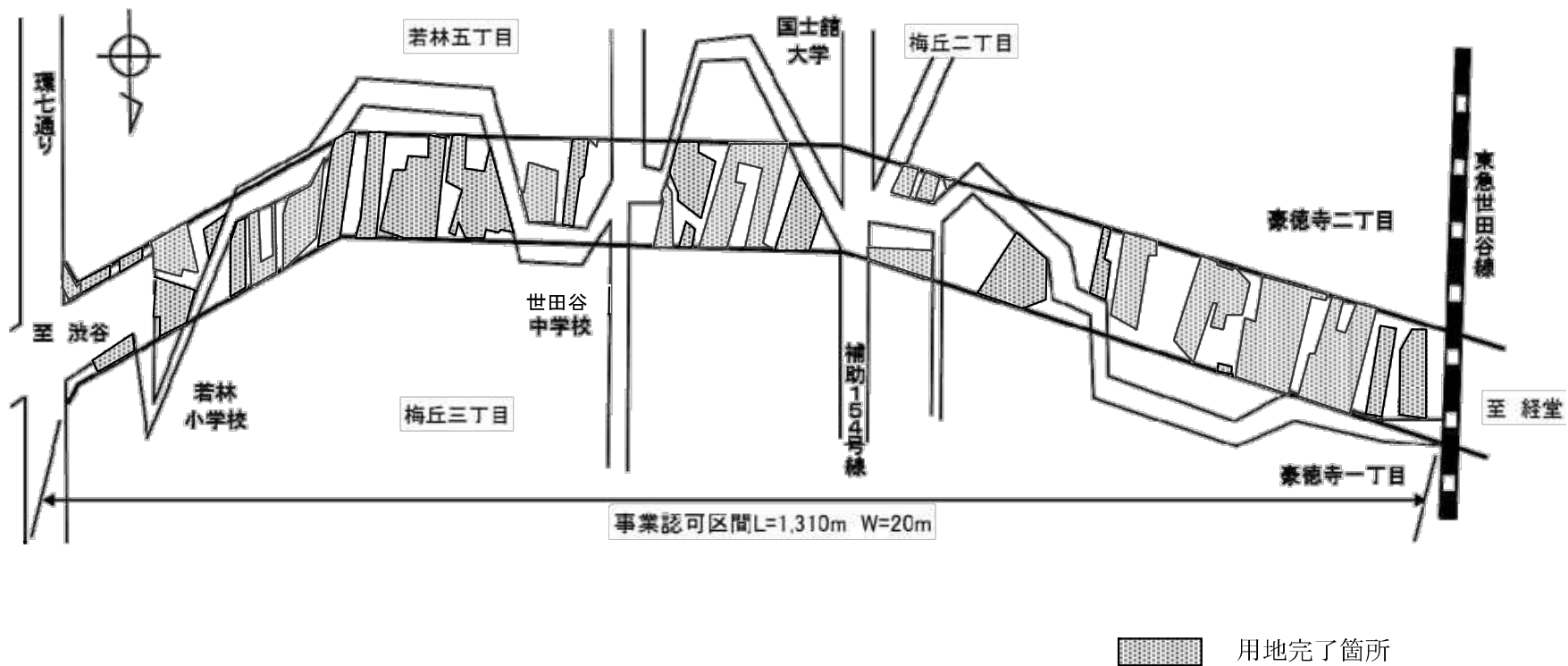


(5) 補助第 52 号線（若林）（世田谷区若林五丁目から豪徳寺一丁目）

補助第 52 号線は、目黒区青葉台四丁目から世田谷区成城六丁目までの約 9.0km、標準幅員 15～20m の道路である。

事業箇所は、世田谷区若林五丁目から豪徳寺一丁目までの 1,310m で平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末で約 50% の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。なお、当該事業箇所は、公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している。



## Ⅶ 河川の整備

### 1 概要

管内には、一級河川の多摩川と同水系の野川、仙川、谷沢川、丸子川、海老取川の6河川と二級河川の渋谷川、目黒川、蛇崩川、北沢川、烏山川、立会川、内川、呑川、九品仏川の9河川、計15河川があり、総延長は102.7kmに達している。

このうち、独立水系の目黒川・呑川・立会川の一部と蛇崩川、北沢川、烏山川、九品仏川の全部は覆蓋、暗渠化され下水道幹線として利用されている。

管内河川の流域は、急激な市街化の進行と変貌が著しく、台風や集中豪雨等により、これまで多くの水害を被ってきた。このため、洪水対策として、1時間あたり50mmの降雨に対処できるよう、「中小河川整備事業」で護岸や調節池等の整備を行っている。また、独立水系である目黒川、呑川、内川、立会川、海老取川は直接東京湾に注いでいるため、下流の低地部では高潮による浸水被害が懸念されている。そこで、「高潮対策事業」として、我が国を襲った台風で史上最大規模と言われる伊勢湾台風級の高潮に対処できるよう、防潮堤などの施設整備を行っている。

また、平成23年の東日本大震災を契機に低地河川の地震・津波対策を見直し策定された「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、現在、呑川、海老取川及び内川で耐震・耐水対策を進めている。

### 2 整備状況

(中小河川整備事業)

河川名	計画延長 (km)	H30年度まで完成		R1年度整備 予定延長(km)	残延長(km)
		延長(km)	率(%)		
野川	5.5	5.4	98	0	0.1
仙川	6.3	6.0	95	0.08	0.22
谷沢川	3.7	1.2	32	0	2.5
目黒川	5.4	5.36	99	0.02	0.02
渋谷川	2.4	2.4	100	0	0
呑川	6.1	6.1	100	0	0

(高潮防御施設整備事業)

河川名	防潮堤延長 (km)	H30年度まで完成		R1年度整備 予定延長(km)	残延長(km)
		延長(km)	率(%)		
目黒川	3.5	3.47	99	0.01	0.02
呑川(耐震)	5.5	1.7	31	0.8	3.0
立会川	1.3	0.1	8	0	1.2
内川	1.0	1.0	100	—	—
海老取川(耐震)	1.0	0.0	0.0	0.49	0.51

### 3 各河川の整備状況

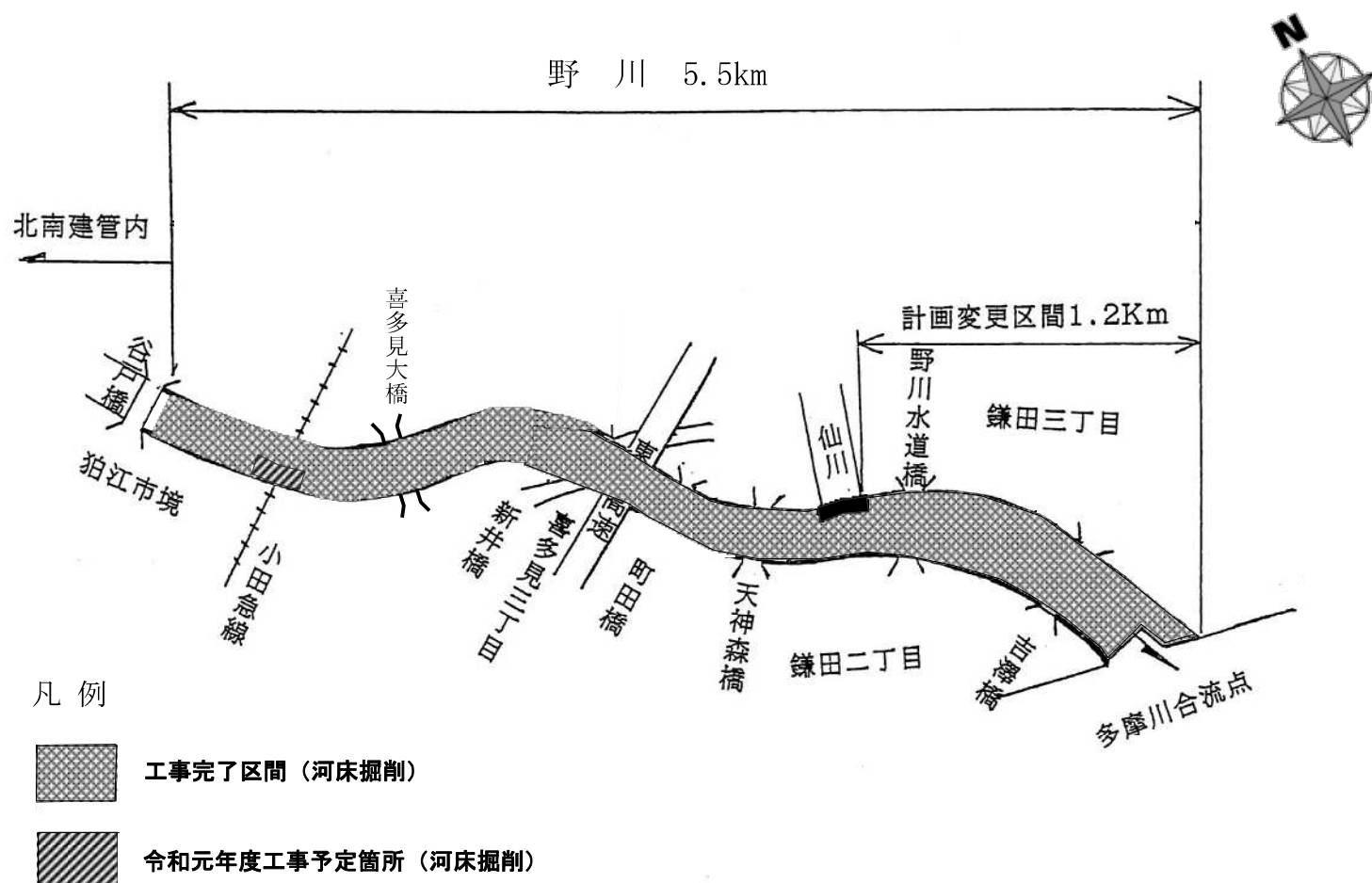
#### (1) 野川(中小河川整備事業)

本川の管内区間は、多摩川合流点(新二子橋付近)から狛江市境までの延長 5.5km となっている。1時間 50mm 規模の改修(護岸)は、新井橋より上流狛江市境までの 2.9km 区間について、昭和 50 年度に着手し昭和 57 年度に完了した。

多摩川合流点から新井橋の約 2.6km 区間については、1時間 50mm の流下能力にするための護岸及び河床掘削が平成 22 年度に完了している。

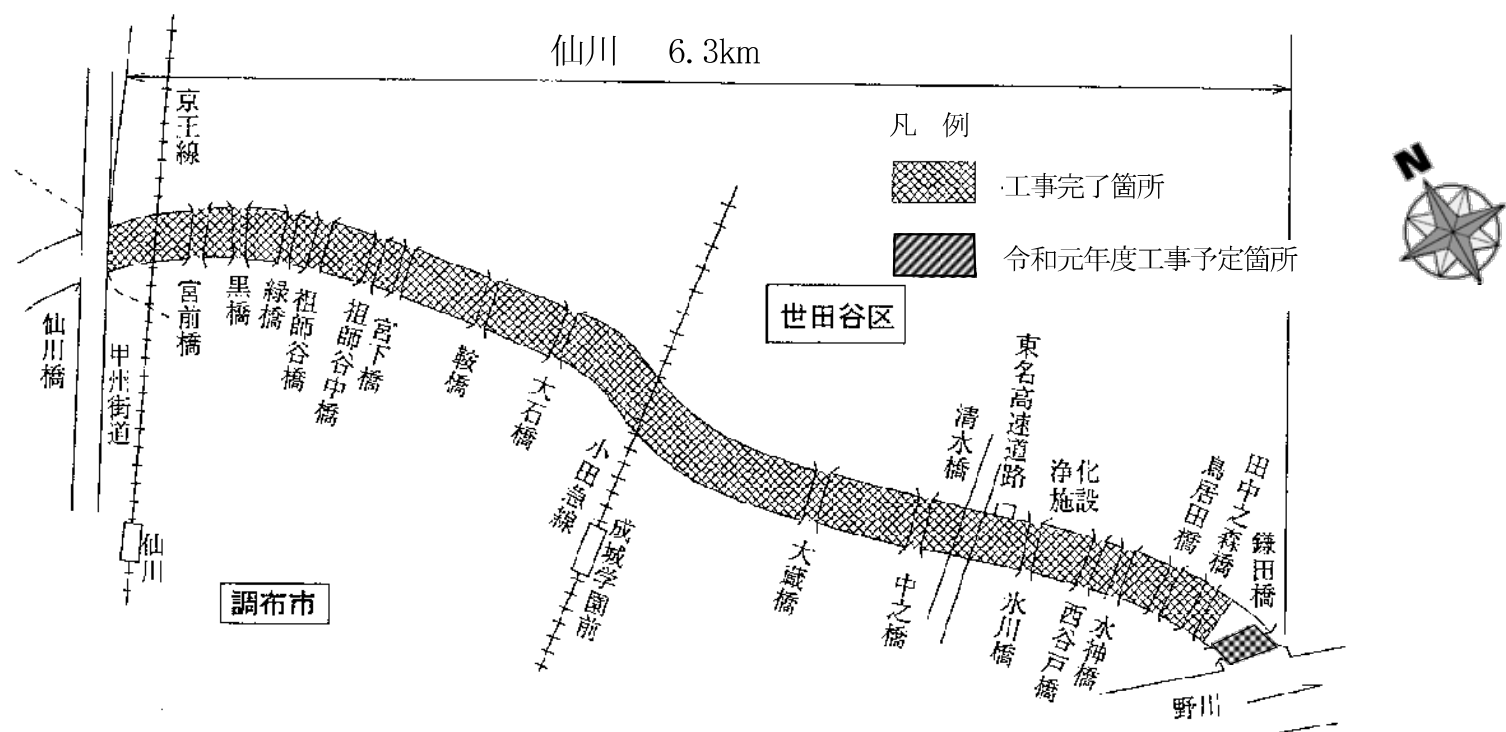
最下流部(吉澤橋より下流)は、平成 11 年度から自動車教習所の移転工事と調整を図りながら、新しい河道への付替えを進め、平成 19 年 7 月末に護岸整備及び河床掘削が終了した。平成 23 年度に残工事の仮設搬入路、仮堤防の撤去工事を行い、平成 24 年度に巻き込み堤防整備工事を行い、これで最下流部の工事が全て完了した。

平成 23 年度から河床整備工事において低水路幅を広くし、滯筋を再現する手法を取り入れた多自然川づくりをパイロット事業として行っており、現在は、北南建管理境界までが完了している。令和元年度はこれまで工事用搬入路として使用していた小田急線高架下(右岸)の河床整備工事等を予定している。これによりの仙川合流点(仙川護岸整備工事と併せ実施予定)の整備を残し、世田谷区区間の河道整備が完了する。



(2) 仙川(中小河川整備事業)

仙川の管内区間は、野川合流点から調布市境(甲州街道)までの延長 6.3km となっている。本区間の 1 時間 50mm 改修については、1 時間 30mm 改修が完了した昭和 47 年度に引続いて着手しており、最下流部である野川合流点の鎌田橋付近を除く区間は平成 11 年度に完成した。鎌田橋付近の改修は、鎌田橋の架替えをし、計画河床面まで掘下げる必要があることから、平成 23 年度より架替えの準備として、水道管、下水道管、ガス管および東電、NTT等の架空線の支障物件の移設を行っている。また、平成 22、23 年度には、護岸改修のための作業架台を鎌田橋上流に設置する工事を実施し、平成 26 年度から橋梁架替工事期間中の交通切り回しのための仮道路設置工事や支障物件の移設及び撤去工事を進めてきており、H30 年度からは、鎌田橋下部工及び橋梁下部の護岸工事に着手している。



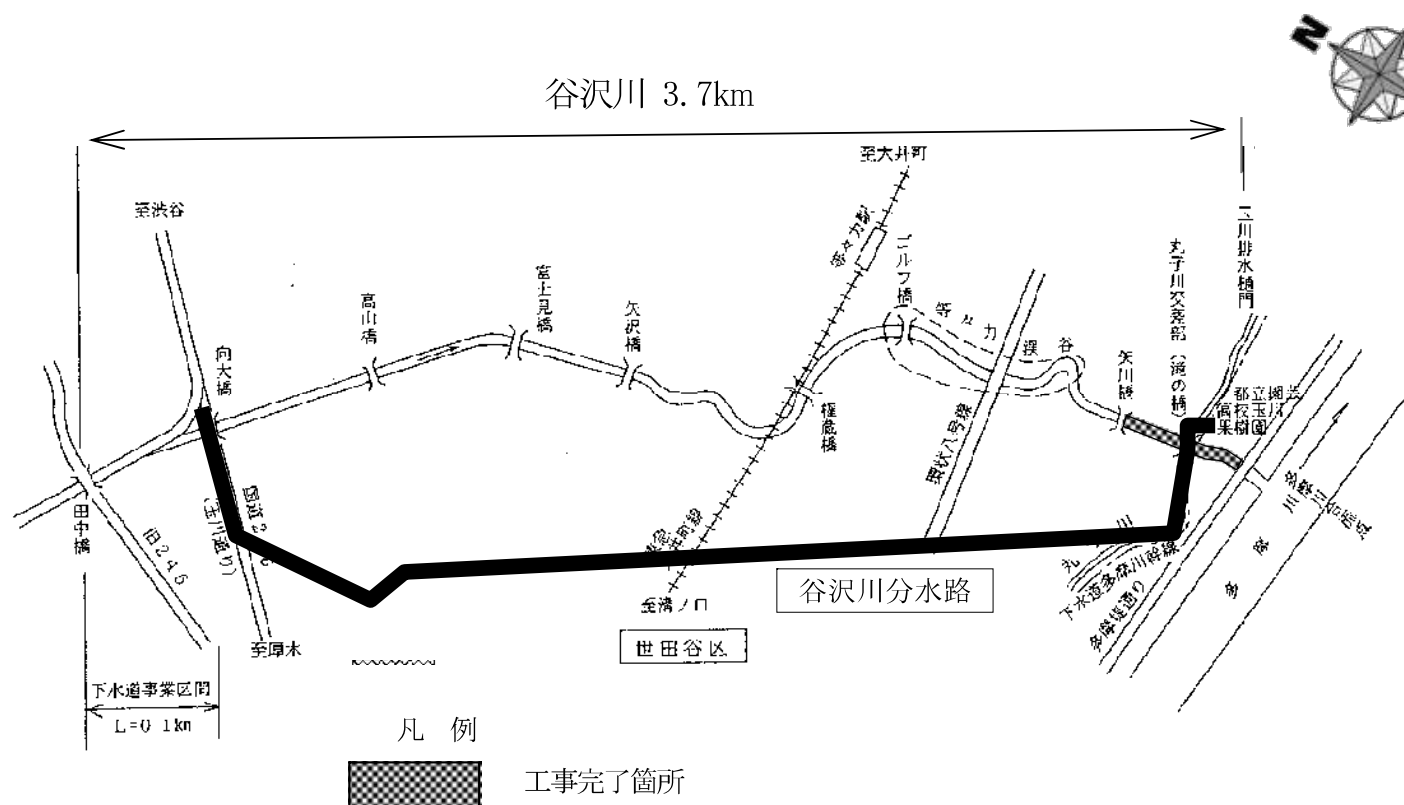
(3) 谷沢川(中小河川整備事業)

本川は、多摩川の支川で延長は3.7kmと比較的小さな河川である。上流域は、下水道として整備されているため平常水は極端に少ない。このため、平成6年、比較的水量の豊富な仙川から浄化した水を谷沢川に導水し放流している。また、本川の下流部には、武蔵野台地の南端に位置する等々力溪谷があり、人々の憩いの場となっている。

本川の1時間50mm改修は、多摩川合流点からゴルフ橋の1.2kmを計画対象区間として昭和56年度に着手し、平成6年度までに矢川橋までの約0.4kmが完成した。

なお、等々力溪谷内は、50mm改修は行わない方針となっているが、国の補助を受け環境整備事業として、現況断面を保持しながら石積護岸や落差工等の修景や遊歩道等の整備を行った。また、ゴルフ橋より上流については、左右岸に道路が走っており、これ以上の河道拡幅は困難な状況である。

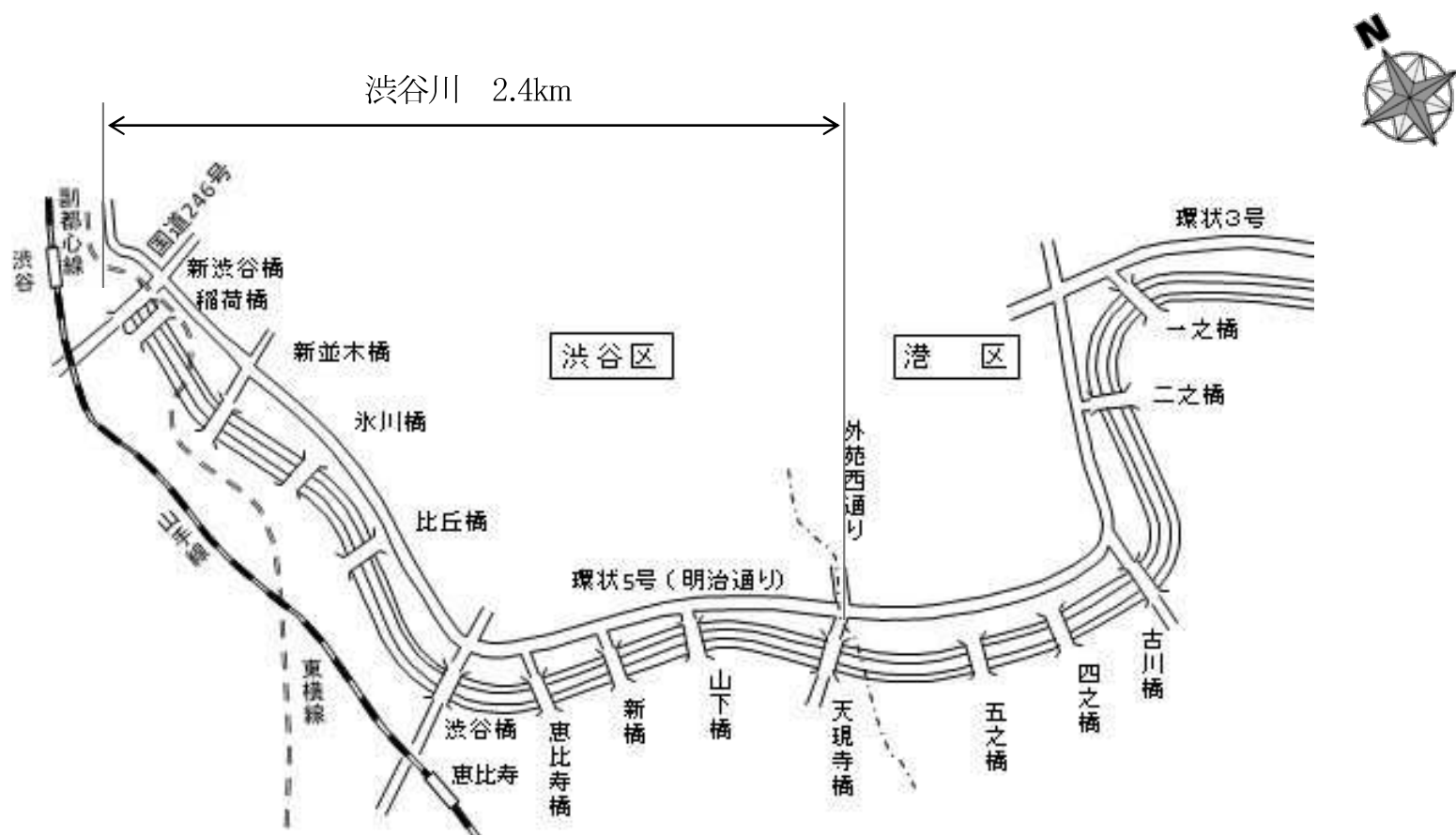
このため、谷沢川の改修については、本川と併せて分水路を整備することで対応することとし、平成30年度より準備工事及び本体工事に着手している。



(4) 渋谷川(中小河川整備事業)

本川は、延長 2.4 km の河川で、天現寺橋から新渋谷橋までを渋谷川といい、天現寺橋より下流は古川と名称を変えて東京湾に注いでいる。渋谷川は、上流が下水道幹線となっており平常水は極めて少ない。このため、都市河川の清流復活事業計画により下水道局の落合水再生センターで高度処理した再生水を渋谷川の他目黒川、呑川に平成7年度導水し放流している。この他、地下鉄日比谷線の恵比寿駅付近に湧き出る地下水をポンプで汲み上げ、恵比寿東公園脇から渋谷川に放流している。

本川の河道は、概ね 1 時間 50mm の流下能力を有していたが、護岸が昭和初期に造られ老朽化していたので、補強を兼ねて昭和 61 年度より優先度の高い区間から護岸工事に着手した。平成 14 年度には、恵比寿東公園の右岸を除き完成している。恵比寿東公園部については、河川整備計画の整備拠点として位置付けられており、渋谷区の公園の改造と一体で護岸整備を行い、平成 22 年度に完成した。



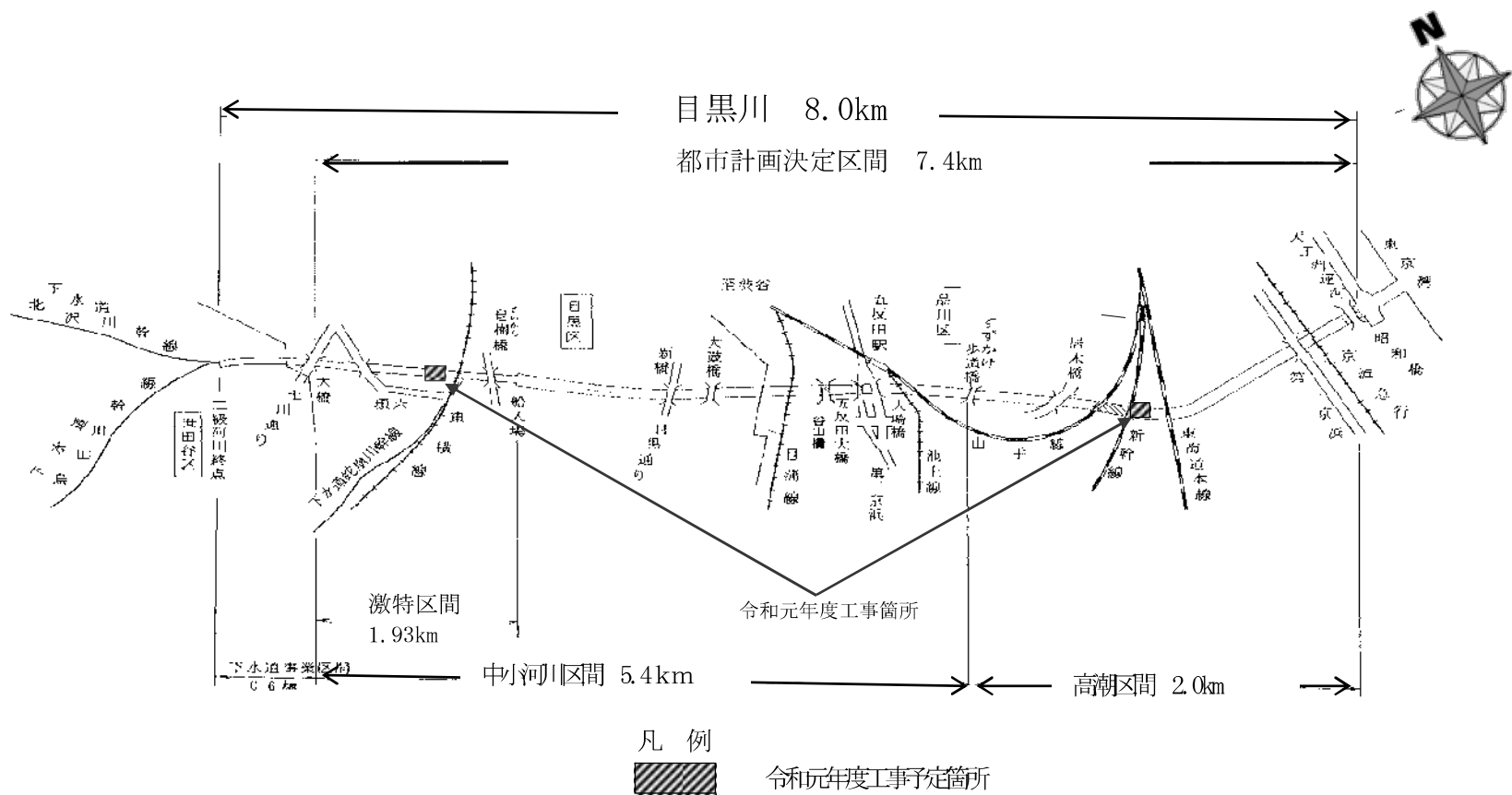
(5) 目黒川

ア 中小河川整備事業

管内の区間は、河口から北沢・烏山川合流点までの約8kmとなっているが、うち、大橋から北沢・烏山川合流点までの0.6kmは覆盖され、下水道幹線となっている。目黒川は、昭和40年代の高度成長期と相俟って、上流域の開発が進み、また蛇崩川及び烏山川が下水道幹線化されたこともあって、集中豪雨等により度々浸水被害に見舞われてきた。このため、昭和53年度より「すずかけ歩道橋」から「大橋」までを中小河川事業区間として、1時間50mm規模の護岸改修に着手した。昭和56年7月には、集中豪雨により船入場から大橋間が激甚な水害を受けたため、同区間1.9kmについて国の「河川激甚災害対策特別緊急事業」の指定を受け、同年度から約5ヵ年で護岸整備を完了させた。その後、頻発する水害を早期に軽減・解消するため、未改修部の護岸整備を推進するとともに、洪水を一時貯留する調節池を「船入場」と「荏原市場跡地」に建設した。現在護岸整備は概ね完了している。今年度から、上流部（激特區間）の暫定河床高で整備されている区間（約1.35km）を計画河床まで掘下げる河床整備を実施していく予定である。

イ 高潮対策事業

目黒川の高潮防御施設整備区間は「河口」から「すずかけ歩道橋」までの約2.0kmである。平成26年度末における防潮堤の整備率は約99%であり、施工の困難なJR新幹線橋梁部の取付部が残っている。今年度は、この取付部の防潮堤整備を実施する予定である。





(6) 立会川 (高潮対策事業)

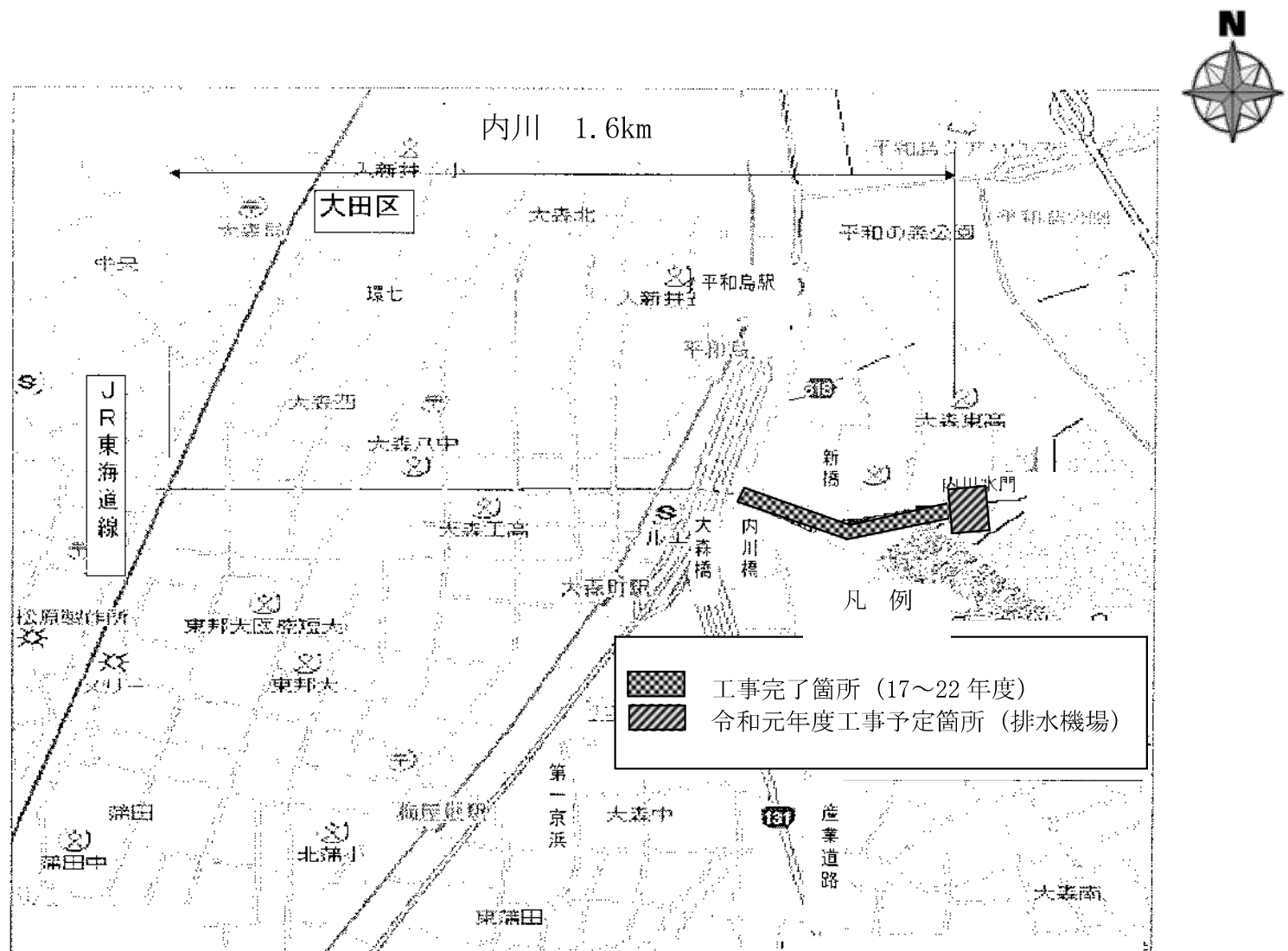
立会川の河川延長は約 7.4km となっているが、高潮対策事業区間は河口から月見橋間約 0.8km である。その上流区間は、既に下水道幹線として覆蓋されている。河口部の一部を除き高潮防御施設が未整備であるが、下水道幹線の整備 (1 時間 50mm 対応) が完了した後、河口に樋門等を設置し高潮を防御する計画となっている。

(7) 内川 (高潮対策事業・耐震対策事業)

内川の延長は約 1.6km であり、河口に水門及び排水機場を設置して高潮に備えている。この水門及び排水機場は江東治水事務所が所管し、日常管理及び操作は大田区に委託している。

平成 10 年度に内川環境整備計画を策定し、同年から河口部において河川環境整備を行なった。また、河口から大森橋 (第一京浜) までの区間については、平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に、護岸の耐震対策が必要となったため、平成 17 年度から護岸の耐震補強工事を実施し、22 年度に完了した。

さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機に、更なる耐震・耐水対策を進めることになり、平成 26 年度から水門の耐震補強工事に着手し、27 年度に完了した。今年度は、平成 28 年度より着手している排水機場の耐震・耐水対策工事を引き続き行っていく。



(8) 呑川

呑川は、玉川通りを上流端とする延長約 14.4km の河川で、九品仏川合流点から上流約 4.9km は下水道の呑川幹線となっている。高潮対策事業区間は「河口」から「JR 東海道本線」までの約 3.4km で、中小河川改修事業区間はこれより上流約 6.1km となっている。

ア 中小河川整備事業

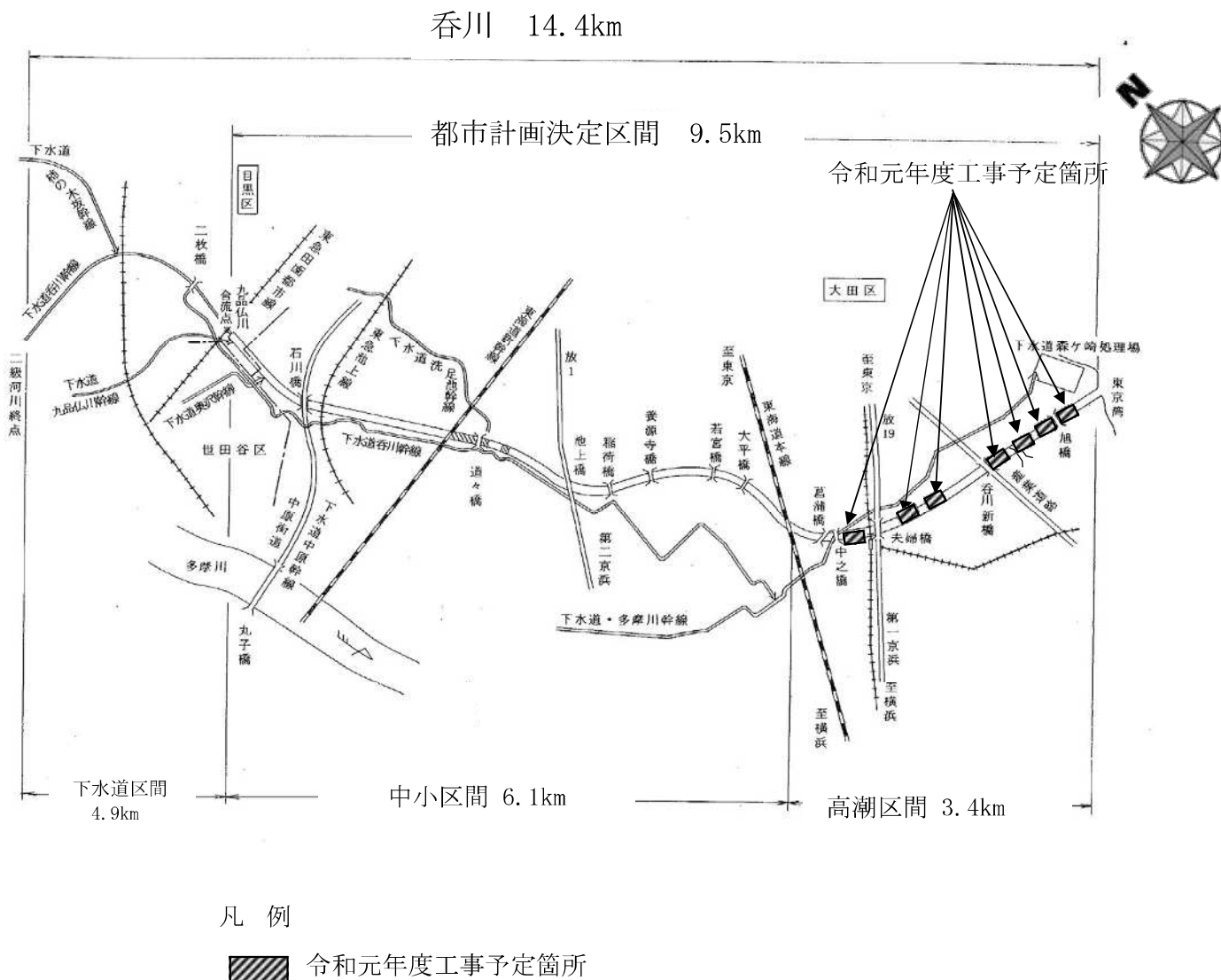
1 時間 50mm 規模の改修は、昭和 48 年度に着手し昭和 61 年度に概成した。加えて、昭和 57 年度に完成した下水道中原幹線の多摩川への分水により呑川の流下能力は向上している。第二京浜国道（池上橋）から JR 東海道新幹線間約 1.3km については、平成 6 年度から鋼矢板護岸の補強を兼ねた河床張りに着手し、平成 8 年度までに仲之橋まで完成した。その後、平成 19 年度より工事を再開し、22 年度に、道々橋下流約 90m、本村橋～新幹線橋梁間約 90m を整備して事業が完了した。

イ 高潮対策事業・耐震対策事業

昭和 40 年代前半から防潮堤の建設工事に着手し、京浜急行蒲田駅付近を除き、計画天端高は確保されている。しかし、河口から夫婦橋間約 2.3km については、旧護岸を利用した防潮堤構造であることから、洪水対策としての河床掘削に先立ち根固め工事を実施しており、平成 10 年度に橋梁取り付け部を除き完成した。

また、同区間において平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に実施した防潮堤の耐震点検の結果、液状化対策等の耐震補強が必要となった。このため、平成 21 年度より耐震対策事業に着手した。

さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機に更なる耐震対策を進めており、今年度は、旭橋の上下流部、末広橋の上下流部、東橋から呑川新橋間、清水橋下流部、天神橋上流部、弾正橋上流部の耐震補強工事を行う予定である。



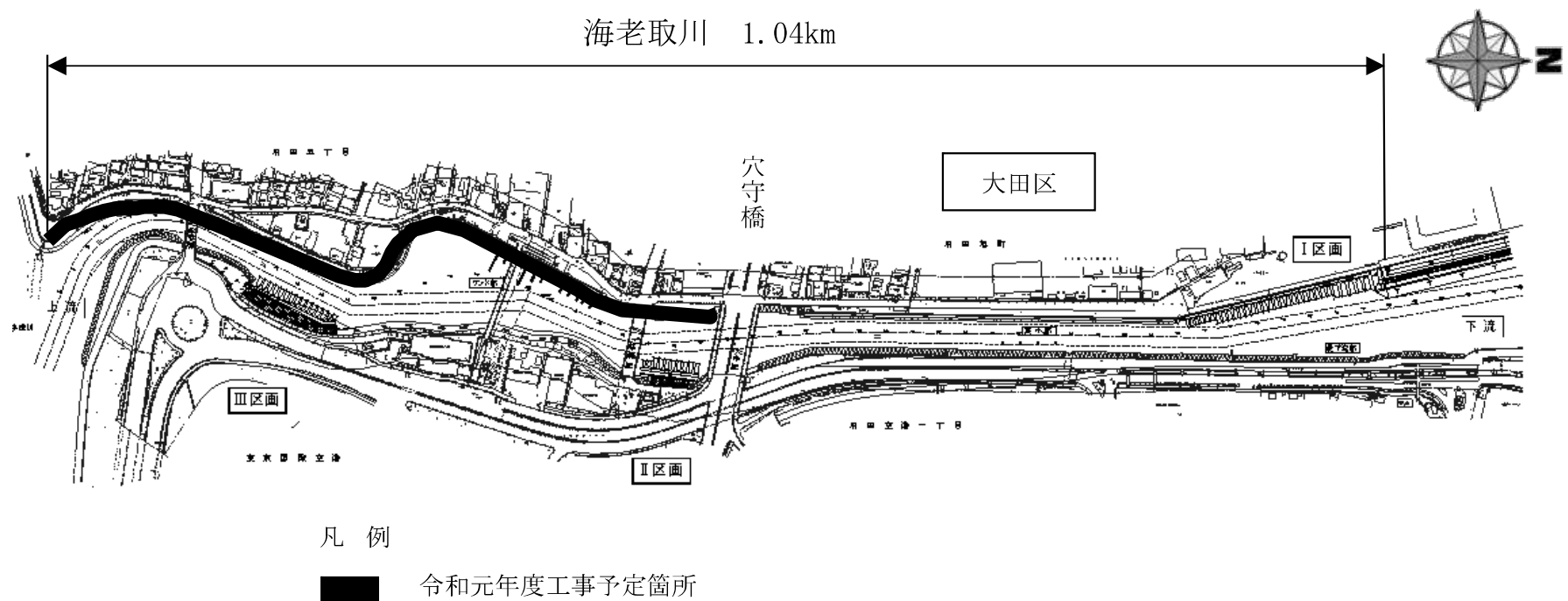
#### (9) 海老取川（高潮対策事業・暫定係留施設整備事業）

海老取川は、河口から多摩川間約 1.0km の河川である。左岸防潮堤の整備については既に完了している。

海老取川には、不法係留船が約 70 隻係留されていたため、これらの船舶は、河川法に違反しているだけでなく、高潮等の災害時に船舶、積載物、設置物等の流出により、治水対策及び航行安全等の面から支障を生ずる恐れがあった。さらに、係留に伴う施設等が川的美観を阻害しており、すみやかに適正化する必要があったため、関係機関等と協議を行い平成 18 年度から係留船の保管施設整備に着手し、平成 20 年度までに 55 隻分の係留施設を整備し、事業が完了した。

また、右岸側の護岸前面に一部陥没が発生しているため、平成 18 年度から防災工事に着手し、平成 21 年度に完了した。

現在は、平成 23 年の東日本大震災を契機とした耐震対策を進めており、平成 27 年度から着手し、今年度も引き続き耐震補強を実施していく。



#### 4 流域連絡会

東京都では、都民と行政が共通認識に基づき、協働・連携して、地域に親しめる川づくりを進めている。このため、流域の住民や市民団体と区市町村及び都が、河川に係わる情報や意見の交換を行うことを目的として、流域連絡会を設置している。

平成 31 年 4 月現在、地域住民の関心が高い 13 河川において流域連絡会を設置しており、河川に係わる計画や工事、管理などについて意見交換を行っている。

当事務所管内の河川では、「渋谷川・古川」（現在休会中）、「内川」流域連絡会を設置し、川づくりのあり方や川とまちづくり等について意見交換を行っている。

付	表
---	---



番号	表 題	頁
1	令和元年度執行計画	64
2	職員現員表	65
3	管理道路延長・面積一覧表	66
4	工区管理道路延長・面積調書	67
5	平成30年度道路台帳補正調書	67
6	平成30年度地下埋設物台帳補正調書(道路占用許可に基づく補正)	67
7	平成30年度道路敷地調査測量補正調書	67
8	平成30年度道路区域調査実績調書	67
9	車両幅制限箇所	68
10	平成30年度道路占用許可・承認件数	68
11	平成30年度道路占用料	68
12	平成30年度監督事務費処理実績	69
13	平成30年度道路監察実績表	69
14	平成30年度道路上工事監察実績表	70
15	令和元年度当初の道路上工事調整件数及び調整延長	70
16	事業用地等一覧表	71
17	橋梁管理表	72
18	道路附属物施設管理表	73～74
19	照明灯工区別管理表	75
20	照明種類別照明設備管理表	75
21	街路樹等高木管理表	76
22	歩道緑地帯管理表	77
23	管内河川一覧表	77
24	防潮・護岸計画高一覧表	77
25	平成30年度用地費・補償費執行実績及び令和元年度執行予定総括表	78
26	平成30年度用地費・補償費[道路・橋梁]執行実績及び令和元年度執行予定表	79～81
27	平成30年度用地費・補償費[河川]執行実績及び令和元年度執行予定表	81
28	平成30年度執行実績及び令和元年度執行予定内訳[道路維持補修関係]	82
29	都市計画道路事業認可調書	83～86

表－1 令和元年度 執行計画

(平成31年4月1日現在)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度執行計画				平成30年度執行計画				前年度	
		工事	用地・補償	その他	計	工事	用地・補償	その他	計	増(△)減	比(%)
道路の管理	道路維持費	584,118	0	1,530,446	2,114,564	500,319	0	1,844,887	2,345,206	△ 230,642	90.2
	橋梁維持費	519,000	0	242,600	761,600	478,000	0	153,800	631,800	129,800	120.5
	道路補修費	3,256,603	0	106,000	3,362,603	2,617,203	0	238,550	2,855,753	506,850	117.8
	交通安全施設費	1,029,600	0	2,413,260	3,442,860	946,975	0	3,221,000	4,167,975	△ 725,115	82.6
	橋梁整備費	1,320,000	0	1,244,800	2,564,800	2,655,000	0	112,000	2,767,000	△ 202,200	92.7
	街路整備費	850,000	0	0	850,000	340,000	0	0	340,000	510,000	250.0
	観光産業振興費	18,500	0	15,000	33,500	9,000	0	10,000	19,000	14,500	176.3
	就業促進費	0	0	65,134	65,134	0	0	63,755	63,755	1,379	102.2
	計	7,577,821	0	5,617,240	13,195,061	7,546,497	0	5,643,992	13,190,489	4,572	100.0
道路の建設	道路整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	街路整備費	5,931,177	17,248,000	2,206,662	25,385,839	4,928,000	18,432,500	3,475,375	26,835,875	△ 1,450,036	94.6
	橋梁整備費	579,000	1,460,000	310,000	2,349,000	1,174,000	600,000	268,000	2,042,000	307,000	115.0
	交通安全施設費	0	0	0	0	0	23,000	10,000	33,000	△ 33,000	0.0
	代替地購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	都市開発資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	生活文化費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	用地会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
計	6,510,177	18,708,000	2,516,662	27,734,839	6,102,000	19,055,500	3,753,375	28,910,875	△ 1,176,036	95.9	
河川の整備・維持	河川維持費	33,000	0	17,220	50,220	33,000	0	20,550	53,550	△ 3,330	93.8
	水防費	0	0	4,451	4,451	0	0	3,856	3,856	595	115.4
	河川防災費	241,600	0	60,000	301,600	255,600	0	10,000	265,600	36,000	113.6
	河川環境整備費	28,000	0	10,000	38,000	22,000	0	15,000	37,000	1,000	102.7
	中小河川整備費	1,443,460	0	180,300	1,623,760	2,251,000	0	143,000	2,394,000	△ 770,240	67.8
	高潮防御施設費	5,508,000	0	112,000	5,620,000	4,151,000	0	147,000	4,298,000	1,322,000	130.8
	河川災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	用地会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
計	7,254,060	0	383,971	7,638,031	6,712,600	0	339,406	7,052,006	586,025	108.3	
合計	21,342,058	18,708,000	8,517,873	48,567,931	20,361,097	19,055,500	9,736,773	49,153,370	△ 585,439	98.8	

表-2 職員現員表

(平成31年4月1日現在)

課名	係名	管理職		一般職員				計	一般職 非常勤 職員	合計	
		事務	技術	事務	技術	技能	再任用				
庶務課	庶務担当	1	1	5				7		7	
	経理担当			4				4	1	5	
	検査担当				1			1		1	
	計	1	1	9	1	0	0	12	1	13	
管理課	管理担当	1		6	1			8	2	10	
	道路台帳担当				2			2	1	3	
	占用担当			5			1	6	2	8	
	監察担当			2				2	3	5	
	工事調整担当			1				1		1	
計	1	0	14	3	0	1	19	8	27		
用地第一課	調整担当	1		2	1			4		4	
	用地担当	1		16				17		17	
	計	2	0	18	1	0	0	21	0	21	
用地第二課	調整担当	1		2	2			5		5	
	用地担当	1		30			2	33		33	
	計	2	0	32	2	0	2	38	0	38	
工事第一課	工務担当		1		3			4	1	5	
	設計総括担当				4			4		4	
	設計担当				6			6		6	
	木密設計担当				5			5		5	
	工事総括担当				2			2		2	
	工事担当				6			6		6	
	木密工事担当				2			2		2	
	高速関連街路担当				2			2		2	
	測量担当				4			4		4	
	木密測量担当				4			4		4	
計	0	1	0	38	0	0	39	1	40		
工事第二課	工務担当		1		2			3	1	4	
	設計総括担当				4			4		4	
	設計担当				2			2		2	
	谷沢川分水路整備担当				2			2		2	
	谷沢川分水路工事担当				2			2		2	
	工事総括担当				2			2		2	
	工事担当				4			4		4	
	測量担当				1			1		1	
計	0	1	0	19	0	0	20	1	21		
補修課	調査担当		1		3			4	1	5	
	電線共同溝整備担当				1			1		1	
	道路維持担当				6			6		6	
	施設維持担当				2			2		2	
	橋梁維持担当				7			7		7	
	補修担当				7			7		7	
	街路樹担当				3			3		3	
計	0	1	0	29	0	0	30	1	31		
工区	品川工区				3			3	1	4	
	目黒工区				4		1	5	1	6	
	大田工区				4	2	1	7	1	8	
	世田谷工区				5	2		7	1	8	
	計	0	0	0	16	4	2	22	4	26	
合計			6	4	73	109	4	5	201	16	217



表-3 管理道路延長・面積一覽表

(平成31年4月1日現在)

道路種別	整理番号	路線名	通称名	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
一般国道		国道131号	産業道路			3,559			3,559
		国道246号				98,040			98,040
		国道466号					930		930
							17,830		17,830
計	3	路線		0	0	3,559		0	6,466
				0	0	98,040	71,644	0	169,684
主要地方道	2	東京丸子横浜線	中原街道	3,354		3,856			7,210
				100,714		105,161			205,875
	3	世田谷町田線	世田谷通り				8,304		8,304
							142,586		142,586
	6	東京大師横浜線	産業道路			763			763
						33,885			33,885
	11	大田調布線	多摩堤通り			8,962	10,515		19,477
						107,055	90,190		197,245
	14	新宿国立線	方南通り					369	369
								7,390	7,390
	305	芝新宿王子線	明治通り					6,131	6,131
								164,535	164,535
	311	環状八号線	環八通り			8,788	8,734		17,522
					270,207	260,984		531,191	
312	白金台町等々力線	目黒通り	1,239	5,396			2,614	9,249	
			34,101	140,780			62,115	236,996	
316	日本橋芝浦大森線	旧海岸通り	5,175		3,738			8,913	
		海岸通り	216,965		237,762			454,727	
317	環状六号線	山手通り	5,497	3,988			5,193	14,678	
		旧山手通り	150,797	121,504			185,820	458,121	
318	環状七号線	環七通り		2,373	7,772	5,496		15,641	
				72,757	235,679	159,445		467,881	
計	1	1	路線	15,265	11,757	33,879	35,663	11,693	108,257
				502,577	335,041	989,749	715,320	357,745	2,900,432
一般都道	111	大田神奈川線				659			659
						10,616			10,616
	117	世田谷三鷹線	吉祥寺通り				695		695
							7,481		7,481
118	調布経堂停車場線					4,716		4,716	
						42,256		42,256	
計	3	路線		0	0	659	5,411	0	6,070
				0	0	10,616	49,737	0	60,353
特例都道	412	霞ヶ関渋谷線	六本木通り					770	770
								35,910	35,910
	413	赤坂杉並線	井ノ頭通り				1,950	3,541	5,491
							18,386	94,132	112,518
	414	四谷角筈線						2,071	2,071
								57,806	57,806
	416	古川橋二子玉川線	明治通り		3,562		3,078	1,877	8,517
			駒沢通り		57,391		46,913	53,168	157,472
	418	北品川四谷線	外苑西通り	1,882				2,019	3,901
				65,040				50,505	115,545
	420	鮫洲大山線		5,387	2,308		4,107	1,403	13,205
				83,211	26,178		50,755	16,879	177,023
	421	東品川下丸子線	池上通り	2,793		4,693			7,486
				62,918		71,877			134,795
423	渋谷経堂線			946		4,205		5,151	
				17,793		43,299		61,092	
426	上馬奥沢線	自由通り		2,825		1,012		3,837	
				29,827		11,460		41,287	
427	瀬田貫井線					6,338		6,338	
						66,218		66,218	
428	高円寺砦浄水場線					5,297		5,297	
						37,178		37,178	
431	角筈和泉町線						2,419	2,419	
							36,288	36,288	
432	淀橋渋谷本町線						98	98	
							1,957	1,957	
480	品川埠頭線		613					613	
			28,230					28,230	
計	1	4	路線	10,675	9,641	4,693	25,987	14,198	65,194
				239,399	131,189	71,877	274,209	346,645	1,063,319
都道計	2	8	路線	25,940	21,398	39,231	67,061	25,891	179,521
				741,976	466,230	1,072,242	1,039,266	704,390	4,024,104
合計	3	1	路線	25,940	21,398	42,790	69,968	25,891	185,987
				741,976	466,230	1,170,282	1,110,910	704,390	4,193,788

上段 延長(m) 下段 面積(m<sup>2</sup>)

表－4 工区管理道路延長・面積調書 (平成31年4月1日)

工区別	品川工区	目黒工区	大田工区	世田谷工区	合計
計	25.940	47.289	42.790	69.968	185.987
	742	1,171	1,170	1,111	4,194

上段 延長(km)  
下段 面積(千㎡)

表－5 平成30年度道路台帳補正調書

路線名	場所	延長(m)	面積(㎡)	内容
主要地方道大田調布線(11)	大田区矢口一丁目地内から同区下丸子二丁目地内ほか	1,660	45,800	平面図及び調書作成等
主要地方道白金台町等々力線(312)	品川区上大崎二丁目地内から同区東五反田五丁目地内ほか	2,050	84,000	平面図及び調書作成等

表－6 平成30年度地下埋設物台帳補正調書 (道路占用許可に基づく補正)

第二建設事務所管内	平成29年度分を補正
-----------	------------

表－7 平成30年度道路敷地調査測量補正調書

路線名	場所	延長(m)	内容
主要地方道大田調布線(11)	大田区矢口一丁目地内から同区下丸子二丁目地内ほか	1,660	基準点測量、道路敷地構成図及び調書作成等
主要地方道白金台町等々力線(312)	品川区上大崎二丁目地内から同区東五反田五丁目地内ほか	2,050	基準点測量、道路敷地構成図及び調書作成等

表－8 平成30年度道路区域調査実績調書

調査内容	件数	延長	面積
道路区域決定、区域変更、供用開始に関する技術的調査	0件	-	-
敷民の処理、寄付、地図訂正及び譲与申請に関する調査	0件	-	-
道路区域線の標示並びに調査測量	0件	0m	-
公共用地及び都有地境界確定立会 (建設局総務部用度課)	188件	2,955m	-
道路幅員証明	29件	-	-
道路台帳平面図閲覧	閲覧	3,871件	-
	複写	4,117件	-
竣功道路(土地)の引継ぎに伴う技術的調査	0件	-	-

表－9 車両幅制限箇所

(平成31年4月1日現在)

番号	路線名	規制場所	延長(m)	車両幅制限
1	鮫洲大山線(420)	世田谷区代沢3-14 地先から " " 2-44 地先まで	620	2.0mを 超えるもの
2	渋谷経堂線(423)	世田谷区若林5-38 地先から " 梅ヶ丘2-6 地先まで	1,200	1.3mを "
3	渋谷経堂線(423)	世田谷区豪徳寺2-27 地先から " " 2-30 地先まで	330	2.2mを "
4	瀬田貫井線(427) (山下新橋付近)	世田谷区豪徳寺1-36 地先から " 赤堤2-2 地先まで	150	2.0mを "
5	瀬田貫井線(427)	世田谷区赤堤4-20 地先から " " 4-46 地先まで	500	2.0mを "
6	調布経堂停車場線(118)	世田谷区祖師谷6-33 地先から " 上祖師谷7-20 地先まで	1,300	2.0mを "
7	高円寺砦浄水場線(428)	杉並区下高井戸1-21 地先から 世田谷区喜多見5-19 地先まで	5,600	1.7mを" 1.8mを"
8	大田調布線(11)	世田谷区喜多見5-19 地先から " " 7-8 地先まで	1,300	1.5mを "
計	6路線8区間		11,000	

表－10 平成30年度道路占用許可・承認件数

占用者	許可・承認件数	種目	許可・承認件数
東京電力(株)	383	自費工事(法24条)	269
東京瓦斯(株)	470	沿道掘削(法44条)	115
東日本電信電話(株)	296	小計	384
その他の電気通信事業者	64		
東京都(水道局)	300	一般占用 (免除分を含む)	823
東京都(下水道局)	270		
東京都(交通局)	22	小計	823
その他	352		
小計	2,157	合計	3,364

表－11 平成30年度道路占用料

種目	調定額	
	件数	金額(円)
東京電力(株)	152	620,196,100
東京瓦斯(株)	146	265,157,904
東日本電信電話(株)	52	612,104,816
その他の電気通信事業者	50	14,684,624
その他	1,718	359,563,964
合計	2,118	1,871,707,408

表-12 平成30年度監督事務費処理実績

占 用 者	本復旧面積 (㎡)	調 定 額	
		件数 (件)	金 額 (円)
東 京 電 力 (株)	3,990.26	22	4,150,781
東 京 瓦 斯 (株)	16,896.41	33	36,642,457
東 日 本 電 信 電 話 (株)	2,957.80	16	1,307,333
東 京 都 水 道 局	19,961.88	42	26,314,812
東 京 都 下 水 道 局	5,047.58	20	8,241,142
東 京 地 下 鉄 (株)	—	—	—
区 市 町 村	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	48,853.93	133	76,656,525

表-13 平成30年度道路監察実績表

監 察 パ ト ロ ー ル 実 施 状 況	内 容		回 数	時 間	延 長		合 同 パ ト (内 書)		
	平 常 時	日 常			(Km)	警 察 署	そ の 他		
		常 間	448	1,251	13,304	9	0	0	
		夜 間	2	16	247	0	0	0	
	異 常 時		0	0	0	0	0	0	
不 法 占 用 等 の 監 察	違 反 事 項	取 締 数	措 置 状 況						
			行 政 指 導			監 督 処 分		そ の 他 の 措 置	
			口 頭	文 書	是 正 件 数	措 置 命 令	是 正 件 数	措 置 内 容	件 数
	法 32・1・1 該 当 物 件	0	0	0	0	0	0		0
	法 32・1・4 該 当 物 件	0	0	0	0	0	0		0
	法 32・1・6 該 当 物 件	2	2	0	1	0	0		0
	令 7・1 該 当 物 件	169	113	51	3	0	0	撤 去	5
そ の 他 の 不 法 占 用 物 件	1	0	1	0	0	0		0	
禁 止 行 為	6,270	64	4,636	13	0	0	撤 去	1,570	
沿 道 区 域 の 監 察	0	0	0	0	0	0		0	
車 両 制 限 令 の 監 察	車 幅 違 反	0	0	0	0	0	0		0
	そ の 他	4	0	4	0	0	0		0
道 路 損 傷 等 の 監 察	内 容	発 見 件 数		処 理 件 数					
		パ ト ロ ー ル	そ の 他	緊 急 処 理		そ の 他			
	道 路	0	0	0		0			
附 属 物	2	0	0		0				
そ の 他	放 置 自 転 車 対 策	そ の 他 特 記 事 項							
	撤 去 回 数	132	放 置 自 動 車 撤 去 台 数		0				
	撤 去 台 数	1,085	放 置 オ ー ト バ イ 撤 去 台 数		15				
	参 加 人 員			路 上 生 活 者 対 応 件 数		2,403			
	車 両 台 数			放 置 自 転 車 等 警 告 札 貼 付 台 数		2,783			

表-14 平成30年度道路上工事監察実績表

区 分	内 容	監 察 箇 所 数	指 摘 箇 所 数	指 摘 件 数	指 摘 内 容					措 置 状 況				
					掘 削	路 面 覆 工	保 安 施 設	復 旧	そ の 他	現 場 指 導	呼 出 指 導	始 末 書	警 告 書	措 置 命 令
管 理 者 工 事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
承 認 工 事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N T T 工 事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 道 局 工 事		6	2	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
下 水 道 局 工 事		1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
東 京 地 下 鉄 工 事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 京 電 力 工 事		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 京 ガ ス 工 事		1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
区 市 町 村 工 事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		10	4	4	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0

表-15 令和元年度当初の道路上工事調整件数及び調整延長

道 路 工 事	占 用 工 事							計	
	N T T	水 道 局	下 水 道 局	東 京 瓦 斯	東 京 電 力	そ の 他			
主 要 路 線	件数(件)	105	84	98	81	142	91	74	675
	延長(m)	43,870	27,699	19,035	28,432	20,111	30,757	13,706	183,610
主 要 外 路 線	件数(件)	55	35	75	80	86	47	37	415
	延長(m)	21,370	11,380	10,731	17,737	14,005	12,643	13,019	100,885
合 計	件数(件)	160	119	173	161	228	138	111	1,090
	延長(m)	65,240	39,079	29,766	46,169	34,116	43,400	26,725	284,495

表-16 事業用地等一覧表

(平成31年4月1日現在)

種 別	箇 所	面積 (㎡)	摘 要
① 事 業 用 地	放 射 第 2 号 線	6,646	
	放 射 第 3 号 線	12,159	
	放 射 第 1 7 号 線	9,038	
	放 射 第 1 9 号 線	25,668	
	放 射 第 2 3 号 線	38,661	
	環 状 第 5 の 1 号 線	22,794	
	環 状 第 6 号 線	16,392	
	補 助 第 1 1 号 線	2,496	
	補 助 第 2 6 号 線	38,615	
	補 助 第 2 7 号 線	18,991	
	補 助 第 2 8 号 線	2,580	
	補 助 第 2 9 号 線	10,242	
	補 助 第 4 6 号 線	10,177	
	補 助 第 5 2 号 線	10,798	
	補 助 第 5 4 号 線	8,079	
	補 助 第 1 2 5 号 線	2,672	
	補 助 第 1 2 8 号 線	16,382	
	補 助 第 2 1 2 号 線	7,353	
	中 央 環 状 品 川 線	9,810	
	都 道 第 1 1 7 号 線	1,083	
	赤坂杉並線すいすい大原	1,716	
	野 川	14,536	
小 計	286,888		
② 先 行 取 得 地 等	放 射 第 1 8 号 線	7,342.38	児童の遊び場、自動車・ 自転車駐車場等に一部 を開放
	放 射 第 1 9 号 線	8,847.49	
	補 助 第 2 6 号 線	31.81	
	補 助 第 2 8 号 線	6.80	
	補 助 第 2 1 6 号 線	3,385.46	
	小 計	19,613.94	
合 計	306,502		

表-17 橋梁管理表

1 一般橋梁 【橋数 118 橋、総橋長 8,407m、総橋面積 163,527 m<sup>2</sup>】

① 構造別 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

種 別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
鋼 橋	0	21	3	15	14	6	59
コンクリート橋	0	2	12	11	21	6	52
鋼橋とコンクリート橋混合	0	2	0	3	1	1	7
合 計	0	25	15	29	36	13	118橋

② 路線別

種 別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
国道（指定区間外）	0	0	0	5	3	0	8
主要地方道	0	18	13	23	21	7	82
一般都道	0	0	0	0	2	0	2
特例都道	0	7	2	1	10	6	26
合 計	0	25	15	29	36	13	118橋

③ 橋長別

種 別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
100m以上	0	11	3	14	4	2	34
30m～100m	0	9	1	2	5	2	19
15m～30m	0	4	7	6	8	3	28
15m未満	0	1	4	7	19	6	37
合 計	0	25	15	29	36	13	118橋

2 歩道橋・人道橋 【橋数 126 橋】

① 路線別

種 別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
国道（指定区間外）	0	0	0	0	5	0	5
主要地方道	1	7	12	30	40	12	102
特例都道	0	2	4	1	6	6	19
合 計	1	9	16	31	51	18	126橋

② 橋長別

種 別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
100m以上	0	2	0	8	8	5	23
30m～100m	1	7	16	22	39	13	98
15m～30m	0	0	0	1	0	0	1
15m未満	0	0	0	0	4	0	4
合 計	1	9	16	31	51	18	126橋

表-18 道路附属物施設管理表

(平成31年4月1日現在)

名称	路線 番号	通称名	設置場所	延長 (m)	幅員 (m)	規模(設備台帳より抜粋)									施工 年月日	
						排水設備		換気設備		高圧 受電設備	非常通報設備	消火装置	照明 設備	その他		
						箇所数	ポンプ数	箇所数	送風機台数							
地下 自動車道	白金トンネル	418	北品川四谷線	港区白金台五丁目～品川区上大崎二	476.5	7.0×2			1	2	高圧1	押釦20非常電6	粉20消火栓10	512灯	ラジオ再 放送設備	昭42.1
	青山トンネル	412	霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷四丁目	115.9	11.85×2								14灯		昭39.10
	平和隧道	316	海岸通り	品川区平和島五丁目	105.0	8.9								6灯		昭49
	蒲田交差トンネル	11	多摩堤通り	大田区蒲田一丁目～五丁目	106.1	8.0								152灯		昭41
	矢口交差トンネル	311	環八通り	大田区矢口一丁目～二丁目	75.5	7.75×2								224灯		昭44
	東海隧道	316	環七通り	大田区東海一丁目～三丁目	129.5	10.95×2								264灯		平1
	仙台坂トンネル	420	鮫洲大山線	品川区東大井四丁目～南品川五丁目	108.5	9.0								130灯		平9
地下 歩道	勝島地下横断歩道	316	海岸通り	品川区勝島一丁目地内	59.21	2.4～ 3.15	1	2				水位停電警報		51灯	閉鎖中	昭46.3
	平和島地下横断歩道	318	環七通り	大田区平和島三丁目～六丁目	55.2	2.8								8灯		昭49
	蒲田地下歩道	11	多摩堤通り	大田区蒲田一丁目	45.5	2								18灯		昭41.8
排水場	東海	318	環七通り	大田区東海二丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	14灯		平3.1
	大和大橋	318	環七通り	大田区平和島六丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	12灯		平2.8
	平和島	318	環七通り	大田区平和島四丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	2灯		昭48
	本蒲田	11	多摩堤通り	大田区蒲田一丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	8灯		昭41
	新蒲田	311	環八通り	大田区新蒲田二丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	9灯		昭44
	大鳥	317	山手通り	目黒区目黒三丁目9番地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	13灯		昭42
	中目黒	317	山手通り	目黒区中目黒一丁目11番地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	13灯		昭41
台 貴 所	馬込	318	環七通り	大田区中馬込二丁目地内		(438㎡)								12灯	管理棟一棟	昭49
	等々力	312	目黒通り	世田谷区等々力二丁目34番地内		(500㎡)								8灯	管理棟一棟	昭43



表－19 照明灯工区別管理表

(平成31年4月1日現在)

種 別	品川工区	大田工区	目黒工区		世田谷工区	計
	品川区	大田区	目黒区	渋谷区	世田谷区	
水 銀 灯	300	484	220	40	640	1,684
ナ ト リ ウ ム 灯	583	901	220	513	492	2,709
蛍 光 灯	88	72	2	8	118	288
白 熱 灯	203	509	232	227	292	1,463
セ ラ メ タ 灯	1,151	1,417	710	1,471	1,846	6,595
L E D 他	300	146	130	150	221	947
計	2,625	3,529	1,514	2,409	3,609	13,686

表－20 照明種類別照明設備管理表

(平成31年4月1日現在)

	水銀灯	ナトリウム灯	蛍光灯	白熱灯	セラメタ灯	LED 他	計
街 路 灯	1,633	1,764	199	0	6,354	721	10,671
橋 梁 灯	41	82	16	0	238	0	377
地 下 歩 道	0	30	0	0	0	0	30
地 下 車 道	0	833	4	0	3	6	846
共同溝・台貫所	10	0	69	2	0	0	81
道路標識灯	0	0	0	0	0	0	0
プリンカー	0	0	0	1,461	0	220	1,681
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
計	1,684	2,709	288	1,463	6,595	947	13,686

表-21 街路樹等高木管理表

(緑地内高木を含む)

(平成31年4月1日現在)

区 樹種	品川区	大田区	目黒区	渋谷区	世田谷区	計
あ お ぎ り	63本	1,309本	0本	185本	4本	1,561本
あ き に れ	0	43	0	0	2	45
い す の き	0	0	0	0	27	27
い ち よ う	1,192	766	989	788	1,027	4,762
う ば め が し	0	230	225	5	260	720
う め	0	1	2	6	7	16
え ん じ ゆ	30	745	272	405	195	1,647
か つ ら	0	121	33	0	14	168
か り ん	0	0	37	0	0	37
く す の き	316	420	103	24	213	1,076
け や き	3	235	78	575	174	1,065
こ ぶ し	0	47	0	68	192	307
さ く ら	104	63	15	293	101	576
さ ざ ん か	0	0	0	1	0	1
さ る す べ り	12	30	3	158	81	284
し い の き	0	35	0	24	0	59
し だ れ や な ぎ	160	62	0	11	1	234
し ら か し	0	8	0	8	6	22
し ん じ ゆ	0	5	0	21	0	26
す ず か け	325	425	232	396	228	1,606
た ぶ の き	0	41	0	0	0	41
つ ば き	0	0	0	0	15	15
と う か え で	246	0	302	31	191	770
と う じ ゆ ろ	0	108	0	0	0	108
と ち の き	17	0	0	3	1	21
ね ず み も ち	0	155	0	0	0	155
は な み ず き	65	225	39	130	428	887
ふう(たいわんふう)	0	0	0	98	678	776
ぽ ぷ ら	0	8	0	0	0	8
ま て ば し い	1	111	31	26	103	272
め た せ こ いや	1	8	0	11	0	20
も っ こ く	10	18	19	0	3	50
も み じ ば ふう	0	0	558	10	1,414	1,982
や ま も も	565	256	0	2	48	871
ゆ り の き	0	0	0	2	35	37
ア カ シ ア	0	0	3	0	0	3
ア メ リ カ デ イ ゴ	0	0	0	1	0	1
カ キ ノ キ	0	0	0	0	4	4
サ ン ゴ ジ ュ	0	149	0	0	0	149
シ イ 類	0	0	0	30	0	30
モ モ 類	15	0	0	0	0	15
そ の 他	107	114	41	132	260	654
合 計	3,232	5,738	2,982	3,444	5,712	21,108

表-22 歩道緑地帯管理表

(平成31年4月1日現在)

種別 \ 区分	品川区	大田区	目黒区	渋谷区	世田谷区	計
歩道植樹帯	18,186m <sup>2</sup>	26,060m <sup>2</sup>	11,690m <sup>2</sup>	20,309m <sup>2</sup>	20,485m <sup>2</sup>	96,730m <sup>2</sup>
緑化道路	0	0	0	4,530	1,555	6,085
まちかど庭園	205	1,479	224	2,525	230	4,663
その他の緑地※	11,816	57,480	2,123	14,390	17,088	102,897
道路緑地合計	30,207	85,019	14,037	41,754	39,358	210,375

※ その他の緑地には、平和島インターチェンジを含む

表-23 管内河川一覧表

(平成31年4月1日現在)

河川区分	河川名	全体延長(km)	管内延長(km)	摘要
一級河川 (多摩川水系)	多摩	98.7	20.4	国土交通省管理
	野川	20.2	5.5	区管理
	仙川	20.9	6.3	
	谷沢川	3.7	3.7	
	丸子川	7.3	7.3	
	海老取川	1.0	1.0	
	計	151.8	44.2	
二級河川 (独立水系)	渋谷川	2.4	2.4	区管理
	目黒	7.8	7.8	
	蛇崩川	5.1	5.1	
	北沢川	5.5	5.5	
	烏山川	11.7	11.7	
	立会川	7.4	7.4	
	内川	1.6	1.6	
	呑川	14.4	14.4	
	九品仏川	2.6	2.6	
	計	58.5	58.5	
管内			102.7	
管理			82.3	
区管理河川総延長			81.3	

表-24 防潮・護岸計画高一覧表

(平成31年4月1日現在)

(単位：m)

河川名	区域	潮位	偏差	高潮 塑上	波打 上高	維持 天端高
目黒川	河口～すずかけ歩道橋	AP+2.1	2.0	0.0	0.5	AP+4.6
立会川	河口～月見橋	AP+2.1	2.0	0.0	0.5	AP+4.6
呑川	河口～東海道線	AP+2.1	2.0	0.0	0.5	AP+4.6
海老取川	河口～多摩川	AP+2.1	2.0	0.0	0.5	AP+4.6

表-25 平成30年度用地費・補償費執行実績及び令和元年度執行予定総括表

(単位：千円)

事業種別		平成30年度事業実績			令和元年度執行計画		
		用地費	補償費	計	用地費	補償費	計
道路建設	街路整備費 (公共)	0	0	0	0	0	0
	街路整備費	4,871,809	2,872,119	7,743,928	11,575,000	5,774,000	17,349,000
	橋梁整備費	199,473	98,525	297,998	860,000	610,000	1,470,000
	交通安全施設費 (公共)	0	0	0	0	0	
	交通安全施設費	0	0	0	0	0	0
	用地会計	0	0	0	0	0	0
	計	5,071,282	2,970,644	8,041,926	12,435,000	6,384,000	18,819,000
河竈	高潮防御施設費	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
合計		5,071,282	2,970,644	8,041,926	12,435,000	6,384,000	18,819,000

表-26 平成30年度用地費・補償費[道路・橋梁]執行実績及び令和元年度執行予定表

(単位：千円)

事業別	路線名	施工箇所	平成30年度執行実績			令和元年度予定額	
			種別	規模 m <sup>2</sup> 棟	金額	規模 m <sup>2</sup> 棟	金額
道路 整備 事業	放射第 17号線	(呑川) 大田区大森南一丁目 ～西糶谷二丁目	用地 補償 計	0 0	0 0	0 0	0 0
		(大森東) 大田区大森東三丁目 ～大森南一丁目	用地 補償 計	126 5	82,071 97,063	900 14	500,000 200,000
	放射第 19号線	(梅屋敷) 大田区大森中一丁目 ～蒲田三丁目	用地 補償 計	535 3	440,537 203,231	750 4	475,000 195,000
	放射第 23号線	(北沢) 世田谷区北沢四丁目 ～北沢五丁目	用地 補償 計	0 0	0 0	0 0	0 0
		(松原) 世田谷区大原一丁目 ～松原一丁目	用地 補償 計	1,147 8	835,507 330,496	1,500 10	894,000 177,000
	環状第 5の1 号線	(千駄ヶ谷) 渋谷区千駄ヶ谷五丁目 ～新宿区内藤町	用地 補償 計	0 0	0 0	0 0	0 80,000
		(北参道) 渋谷区千駄ヶ谷二丁目 ～千駄ヶ谷五丁目	用地 補償 計	58 1	348,035 16,550	0 0	0 0
	補助第 11号線	(恵比寿Ⅰ期) 渋谷区恵比寿一丁目 ～恵比寿三丁目	用地 補償 計	0 0	0 0	55 1	140,000 45,000
		(恵比寿Ⅱ期) 渋谷区恵比寿二丁目 ～恵比寿三丁目	用地 補償 計	0 0	0 0	400 4	190,000 50,000
	補助第 26号線	(平塚橋) 品川区荏原三丁目地内	用地 補償 計	0 0	0 0	0 0	0 0
		(東北沢) 渋谷区大山町 ～目黒区駒場四丁目	用地 補償 計	23 1	41,936 64,479	530 3	560,000 190,000
		(代沢) 世田谷区代沢一丁目 ～目黒区駒場四丁目	用地 補償 計	0 0	0 0	300 2	188,000 46,000
							234,000

事業別	路線名	施 工 箇 所	平成 30 年度執行実績			令和元年度予定額		
			種別	規模 m <sup>2</sup> 棟	金 額	規模 m <sup>2</sup> 棟	金 額	
		(三宿) 世田谷区三宿二丁目 ～池尻四丁目	用地 補償 計	60 1 計	44,084 29,968 74,052	0 0 計	0 0 0	
	補助第 27 号線	(富士見橋) 大田区大森西二丁目 ～大森西四丁目	用地 補償 計	191 4 計	119,670 122,929 242,599	150 3 計	94,000 59,000 153,000	
	補助第 28 号線	(南品川) 品川区南品川五丁目地内	用地 補償 計	0 0 計	0 0 0	70 1 計	47,000 29,000 76,000	
		(大井) 品川区大井三丁目 ～大井五丁目	用地 補償 計	278 14 計	265,295 678,451 943,746	877 26 計	455,000 565,000 1,020,000	
	補助第 29 号線	(大崎) 品川区大崎三丁目地内	用地 補償 計	580 5 計	727,346 241,055 968,401	2,200 27 計	1,100,000 500,000 1,600,000	
		(戸越) 品川区戸越一丁目 ～戸越四丁目	用地 補償 計	899 12 計	707,842 331,433 1,039,275	5,000 64 計	2,100,000 1,000,000 3,100,000	
		(豊町) 品川区豊町六丁目 ～二葉四丁目	用地 補償 計	518 8 計	384,045 231,694 615,739	2,600 33 計	840,000 560,000 1,400,000	
		(西大井) 品川区西大井六丁目 ～西大井五丁目	用地 補償 計	129 2 計	106,433 55,774 162,207	1,600 33 計	420,000 280,000 700,000	
		(西大井東馬込) 品川区西大井五丁目 ～大田区南馬込一丁目	用地 補償 計	734 10 計	670,147 374,783 1,044,930	4,500 80 計	1,700,000 1,100,000 2,800,000	
		(宮坂) 世田谷区宮坂一丁目 ～宮坂二丁目	用地 補償 計	0 0 計	0 0 0	900 7 計	564,000 132,000 696,000	
	補助第 54 号線	(上祖師谷) 世田谷区上祖師谷二丁目 ～上祖師谷四丁目	用地 補償 計	12 0 計	5,797 1,417 7,214	50 2 計	19,000 10,000 29,000	
	補助第 125 号線	(喜多見) 世田谷区喜多見八丁目 ～喜多見九丁目	用地 補償 計	0 0 計	0 1,269 1,269	150 2 計	57,000 19,000 76,000	

事業別	路線名	施工箇所	平成30年度執行実績			令和元年度予定額	
			種別	規模 m <sup>2</sup> 棟	金額	規模 m <sup>2</sup> 棟	金額
	補助第 128号線	(桜・世田谷) 世田谷区弦巻五丁目 ～宮坂一丁目	用地 補償 計	30 1	21,838 42,525 64,363	530 8	421,000 238,000 659,000
		(宮坂) 世田谷区宮坂一丁目 ～赤堤一丁目	用地 補償 計	97 2	71,226 49,002 120,228	1,400 14	753,000 289,000 1,042,000
	補助第 212号線	(用賀) 世田谷区用賀三丁目 ～用賀四丁目	用地 補償 計	0 0	0 0 0	93 1	58,000 9,000 67,000
		中央環状 品川線	品川区八潮三丁目 ～目黒区青葉台四丁目	用地 補償 計	0 0	0 0 0	0 0
橋梁	主11 等々力大橋 (仮称)	世田谷区玉堤二丁目 ～川崎市中原区宮内一丁目	用地 補償 計	390 4	199,473 98,525 297,998	1,587 4	860,000 610,000 1,470,000
安全 施設	特413 赤坂杉並線	(代々木神園町) 渋谷区代々木神園町	用地 補償 計	0 0	0 0 0	0 0	0 0 0
計			用地 補償 計	5,807 81	5,071,282 2,970,644 8,041,926	26,142 343	12,435,000 6,384,000 18,819,000

表一27 平成30年度用地費・補償費[河川]執行実績及び令和元年度執行予定表

単位：千円

事業別	河川名	施工箇所	種別	平成30年度執行実績		令和元年度予定額	
				規模 m <sup>2</sup> 棟	金額	規模 m <sup>2</sup> 棟	金額
高潮	目黒川	居木橋～JR山手線	用地	0	0	0	0
			補償	0	0	0	0
			計		0		0
計			用地 補償 計	0 0	0 0	0 0	

表-28 平成30年度執行実績及び令和元年度執行予定内訳〔道路維持補修関係〕

単位：千円

予算		年度	令和元年度		平成30年度	
			箇所及び規模	金額	箇所及び規模	金額
道路維持費	道路	管内都道		1,346,314	管内都道	1,214,026
	緑化	街路樹及び植樹帯		710,327	街路樹及び植樹帯	679,942
	施設維持	トンネル、排水場等		49,483	トンネル、排水場等	50,540
	計	—		2,106,124	—	1,944,508
道路補修費	路面補修費	山手通りほか16路線		1,877,603	環七通りほか12路線	1,551,307
	施設整備	白金トンネル防災設備ほか		199,000	白金トンネル防災設備ほか	110,000
	緑化	街路樹の防災機能強化		136,000	街路樹の防災機能強化	207,580
	道路施設整備	平和隧道長寿命化工事、照明設備改修ほか		686,000	仙台坂トンネル長寿命化工事、照明設備改修	703,300
計	—		2,898,603	—	2,572,187	
維持費	橋梁	施設維持等	野毛橋橋面舗装ほか	684,600	大井陸橋橋面舗装ほか	645,037
		計	—	684,600	—	645,037
整備費	橋梁	長寿命化等	大井陸橋長寿命化工事ほか	2,730,800	都大橋長寿命化工事ほか	557,380
		計	—	2,730,800	—	557,380
整備費	街路	橋梁補修	大井北部陸橋補修工事	850,000	大井北部陸橋補修工事	340,000
		計	—	850,000	—	340,000
交通安全施設費他	他	防護柵 道路標識 区画線 道路照明他	管内	537,500	管内	351,574
		自転車道	環八通りほか	279,000	水道道路ほか	133,706
		ハイパースムーズ	明治通り	6,000		0
		電線共同溝施設	環七通り・中原街道ほか	2,726,800	環七通り・中原街道ほか	3,142,000
		移設補償費	電線共同溝関連	350,700	電線共同溝関連	294,642
		計	—	3,900,000	—	3,921,922
促進費	就業	清掃委託	環七・環八・外苑西通り・井ノ頭通り	65,134	環七・環八・外苑西通り・井ノ頭通り	63,755
		計	—	65,134	—	63,755
振興費	観光産業	地図標識	第二建設事務所管内	29,000	第二建設事務所管内	10,645
		計	—	29,000	—	10,645
合計		—		13,264,261	—	10,055,434



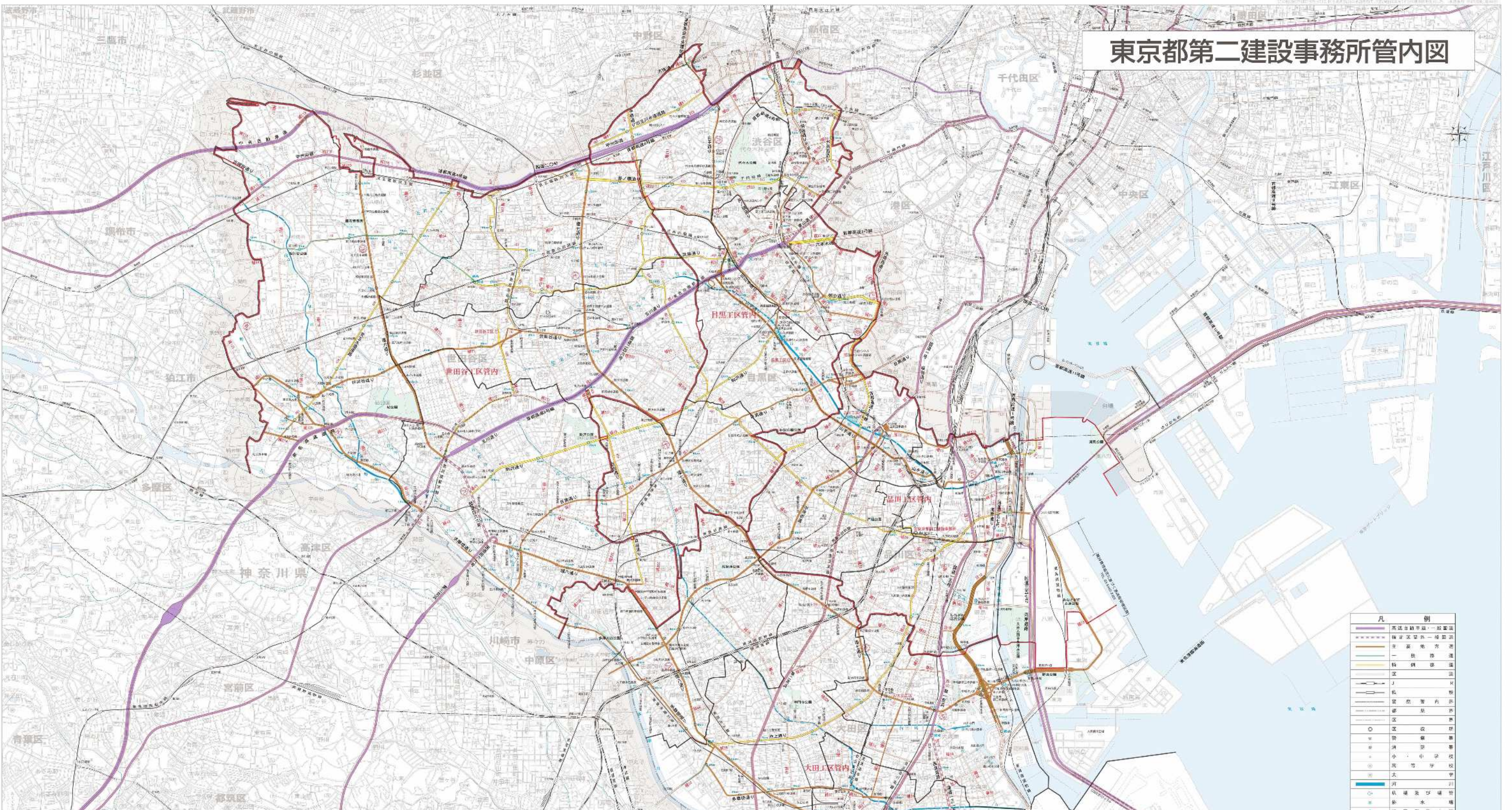
表-29 都市計画道路事業認可調書

(平成31年4月1日現在)

路線名 河川名	起 点	終 点	幅員m	延長m	計 画 告 示		事 業 告 示		施行期間	摘 要
					年月日	番 号	年月日	番 号		
放射第 2 号線	品川区西五反田七丁目	同区 西中延一丁目	25~33	1,255	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.27. 1.28	関地整告 29	~R.3. 3.31	西五反田 (特定整備路線)
〃 第 17 号線	大田区東糀谷一丁目	同区 西糀谷二丁目	35	350	S.21. 3.26	戦復告 3号	H. 9.12.18 H.25. 3.28	建設省告2,137 関地整告 154	~R.2. 3.31	東糀谷 国道131号
〃 第 17 号線	大田区大森南一丁目	同区 西糀谷二丁目	35	345	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.12.11.17 H.25. 3.28	建設省告2,171 関地整告 155	~R.2. 3.31	呑川 国道131号
〃 第 17 号線	大田区大森東三丁目	同区 大森南一丁目	30~35	800	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.25. 2.15 H.31. 3.28	関地整告 57 関地整告 124	~R.7. 3.31	大森東 国道131号
〃 第 19 号線	大田区大森中一丁目	同区 蒲田三丁目	35~50	1,190	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.15. 3.17 H.25. 1.15	関地整告 57 関地整告 10	~R.2. 3.31	梅屋敷 国道15号
〃 第 23 号線	世田谷区北沢四丁目	同区 北沢五丁目	25~28	595	S.21. 3.26	戦復告 3号	H. 3. 6.28 H.29. 3.31	建設省告1,309 関地整告 125	~R.2. 3.31	北沢
〃 第 23 号線	世田谷区大原二丁目	杉並区和泉二丁目	25~33	1,010	S.41. 7.30	戦復告2428号	H.27.12.24	関地整告 408	~R.5. 3.31	松原
環状第5の1号線	渋谷区千駄ヶ谷五丁目	新宿区内藤町	14~35	805	S.21. 3.26	戦復告 3号	H. 3. 1.10 H.29. 3.31	建設省告 34 関地整告 137	~R.2. 3.31	千駄ヶ谷
〃 第5の1号線	渋谷区千駄ヶ谷二丁目	同区 千駄ヶ谷五丁目	27~30	900	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.15. 3. 5 H.28. 3.31	関地整告 46 関地整告 163	~R.2. 3.31	北参道
〃 第5の1号線	渋谷区神宮前一丁目	同区 神宮前六丁目	27~30	640	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.16. 3.31 H.27. 3.30	関地整告 154 関地整告 167	~R.3. 3.31	神宮前
〃 第5の1号線	渋谷区神宮前一丁目	同区 神宮前二丁目	27~30	560	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.28. 3.15	関地整告 68	~R.4. 3.31	神宮前Ⅱ期
〃 第 6 号線	品川区西五反田五丁目	同区 西五反田三丁目	30~40	400	S.21. 3.26	戦復告 3号	H. 8.12.16 H.14. 3.27	建設省告2,264 関地整告 174	~R.4. 3.31	西五反田 (延伸なし。首都高委託で工事中)
〃 第 6 号線	品川区西五反田四丁目	目黒区下目黒二丁目	30	570	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.12. 9.27 H.31. 3.28	建設省告1,918 関地整告 102	~R.4. 3.31	下目黒 (首都高委託で工事中)
〃 第 6 号線	目黒区上目黒三丁目	同区 青葉台二丁目	30~35	780	S.21. 3.26	戦復告 3号	H.12.12.28 H.31. 3.28	建設省告2,508 関地整告 103	~R.3. 3.31	上目黒
補助第 11 号線	渋谷区恵比寿一丁目	同区 恵比寿四丁目	20	390	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.10. 7.10 H.29. 3.31	建設省告1,430 関地整告 124	~R.3. 3.31	恵比寿Ⅰ期
〃 第 11 号線	渋谷区恵比寿二丁目	同区 恵比寿三丁目	20	590	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.15. 9.18 H.26. 3.28	関地整告 284 関地整告 148	~R.2. 3.31	恵比寿Ⅱ期
〃 第 26 号線	品川区二葉一丁目	同区 豊町二丁目	20~28	665	S.21. 4.25	戦復告 15号	H. 4. 1. 9 H.31. 1.22	建設省告 17 関地整告 9	~R.6. 3.31	豊町
〃 第 26 号線	品川区荏原四丁目	同区 荏原三丁目	20	180	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.17. 9. 6 H.30. 3.29	関地整告 408 関地整告 103	~R.2. 3.31	平塚橋
〃 第 26 号線	目黒区中央町一丁目	同区 鷹番二丁目	20~23	760	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.19. 9. 6 H.26. 3.28	関地整告 295 関地整告 151	~R.2. 3.31	目黒中央町
〃 第 26 号線	目黒区駒場四丁目	渋谷区大山町	20~33	550	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.18.12.15 H.31. 3.28	関地整告 447 関地整告 131	~R.5. 3.31	東北沢 (特定整備路線)
〃 第 26 号線	世田谷区三宿二丁目	同区 池尻四丁目	20	440	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.20.12.11 H.27. 3.30	関地整告 393 関地整告 174	~R.2. 3.31	三宿 (特定整備路線)
〃 第 27 号線	大田区大森西四丁目	同区 大森西二丁目	20	440	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.20. 5.30 H.27. 3.30	関地整告 255 関地整告 175	~R.2. 3.31	富士見橋
〃 第 28 号線	品川区南品川五丁目	同 左	20	335	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.10. 7.10 H.27. 3.30	建設省告1,431 関地整告 177	~R.2. 3.31	南品川
〃 第 28 号線	品川区大井四丁目	同区 大井五丁目	20	520	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.27. 1. 6	関地整告 1	~R.3. 3.31	大井 (特定整備路線)
〃 第 29 号線	品川区大崎三丁目	同 左	20	520	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.26. 3.24	関地整告 94	~R.2. 3.31	大崎 (特定整備路線)
〃 第 29 号線	品川区大崎三丁目	同区 戸越四丁目	20	825	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.26. 9.19	関地整告 349	~R.3. 3.31	戸越 (特定整備路線)
〃 第 29 号線	品川区豊町六丁目	同区 二葉四丁目	20	550	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.26. 3.24	関地整告 95	~R.2. 3.31	豊町 (特定整備路線)
〃 第 29 号線	品川区二葉四丁目	同区 西大井五丁目	20	390	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.26. 9.19	関地整告 350	~R.3. 3.31	西大井 (特定整備路線)
補助第 29 号線	品川区西大井五丁目	大田区東馬込二丁目	15~24	700	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.27. 1.28	関地整告 27	~R.3. 3.31	西大井東馬込 (特定整備路線)
〃 第 52 号線	世田谷区若林五丁目	同区 豪徳寺二丁目	20	1,310	S.21. 4.25	戦復告 15号	H.27. 1.28	関地整告 28	~R.3. 3.31	若林 (特定整備路線)

路線名 河川名	起 点	終 点	幅員m	延長m	計 画 告 示		事 業 告 示※		施行期間	摘 要
					年月日	番 号	年月日	番 号		
補助第 52 号線	世田谷区豪徳寺二丁目	同区 宮坂一丁目	20	295	S. 21. 4. 25	戦復告 15号	H. 28. 1. 19	関地整告 5	～R. 4. 3. 31	宮坂
〃 第 54 号線	世田谷区千歳台六丁目	同区 上祖師谷四丁目	15	680	S. 21. 4. 25	戦復告 15号	H. 16. 1. 21 H. 31. 3. 28	関地整告 18 関地整告 129	～R. 5. 3. 31	上祖師谷
〃 第125 号線	世田谷区喜多見八丁目	同区 喜多見九丁目	18	420	S. 22. 11. 26	戦復告 128号	H. 7. 9. 7 H. 30. 3. 28	建設省告1,568 関地整告 88	～R. 6. 3. 31	喜多見
〃 第128 号線	世田谷区弦巻五丁目	同区 宮坂一丁目	15～28	895	S. 22. 11. 26	戦復告 128号	H. 3. 6. 28 H. 27. 3. 30	建設省告1,312 関地整告 182	～R. 3. 3. 31	桜・世田谷
〃 第128 号線	世田谷区宮坂一丁目	同区 宮坂二丁目	20	600	S. 22. 11. 26	戦復告 128号	H. 27. 1. 26	関地整告 23	～R. 3. 3. 31	宮坂
〃 第212 号線	世田谷区用賀二丁目	同区 用賀四丁目	15	600	S. 41. 7. 30	建 告2428号	S. 55. 3. 6 H. 31. 3. 28	建設省告 255 関地整告 95	～R. 3. 3. 31	用賀

# 東京都第二建設事務所管内図



**凡例**

- 高速自動車道(一般国道)
- 指定自動車道(一般国道)
- 主要地方道
- 一般国道
- 特別国道
- 区道
- J
- K
- 私鉄
- 指定管内区
- 指定外区
- 区界
- 区役所
- 区庁舎
- 警察署
- 消防署
- 小・中学校
- 高等学校
- 大学
- 庁舎
- 公園及び緑地
- 水
- 河川
- 沼澤
- 湖沼
- 湧水
- 水門
- 浄化施設
- 河川上遊部
- 河川中遊部
- 河川下遊部
- 工業・工業団地
- 工場
- 倉庫
- 高圧変電所
- 一級変電所
- 二級変電所
- 都市計画道路(完成)
- 都市計画道路(未完)
- 臨時道路
- 補修道路
- 補修工事
- 地底管

東京都第二建設事務所管理道路表

種別	管理番号	道路名称	道路規格
主要地方道 (指定自動車道)	01	東京都庁東側線	甲種第一級
	02	東京都庁西側線	甲種第一級
	03	東京都庁南側線	甲種第一級
	04	東京都庁北側線	甲種第一級
	05	新宿区道	甲種第一級
	06	新宿区道	甲種第一級
	07	新宿区道	甲種第一級
	08	新宿区道	甲種第一級
主要地方道 (指定自動車道)	09	丸の内線	甲種第一級
	10	丸の内線	甲種第一級
	11	丸の内線	甲種第一級
	12	丸の内線	甲種第一級
	13	丸の内線	甲種第一級
	14	丸の内線	甲種第一級
	15	丸の内線	甲種第一級
	16	丸の内線	甲種第一級
	17	丸の内線	甲種第一級
	18	丸の内線	甲種第一級
	19	丸の内線	甲種第一級
	20	丸の内線	甲種第一級
特別国道 (指定自動車道)	21	丸の内線	甲種第一級
	22	丸の内線	甲種第一級
	23	丸の内線	甲種第一級
	24	丸の内線	甲種第一級
	25	丸の内線	甲種第一級
	26	丸の内線	甲種第一級
	27	丸の内線	甲種第一級
	28	丸の内線	甲種第一級
	29	丸の内線	甲種第一級
	30	丸の内線	甲種第一級
一般国道 (指定自動車道)	31	丸の内線	甲種第一級
	32	丸の内線	甲種第一級
	33	丸の内線	甲種第一級
	34	丸の内線	甲種第一級
	35	丸の内線	甲種第一級

水系別河川名及び区間

水系名	河川名	上遊側	下遊側
多摩川水系	多摩川	西多摩郡奥多摩町	東京都
	丸内川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
	野川	昭島市	東京都
荒川水系	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都
	荒川	埼玉県	東京都

1 : 25,000

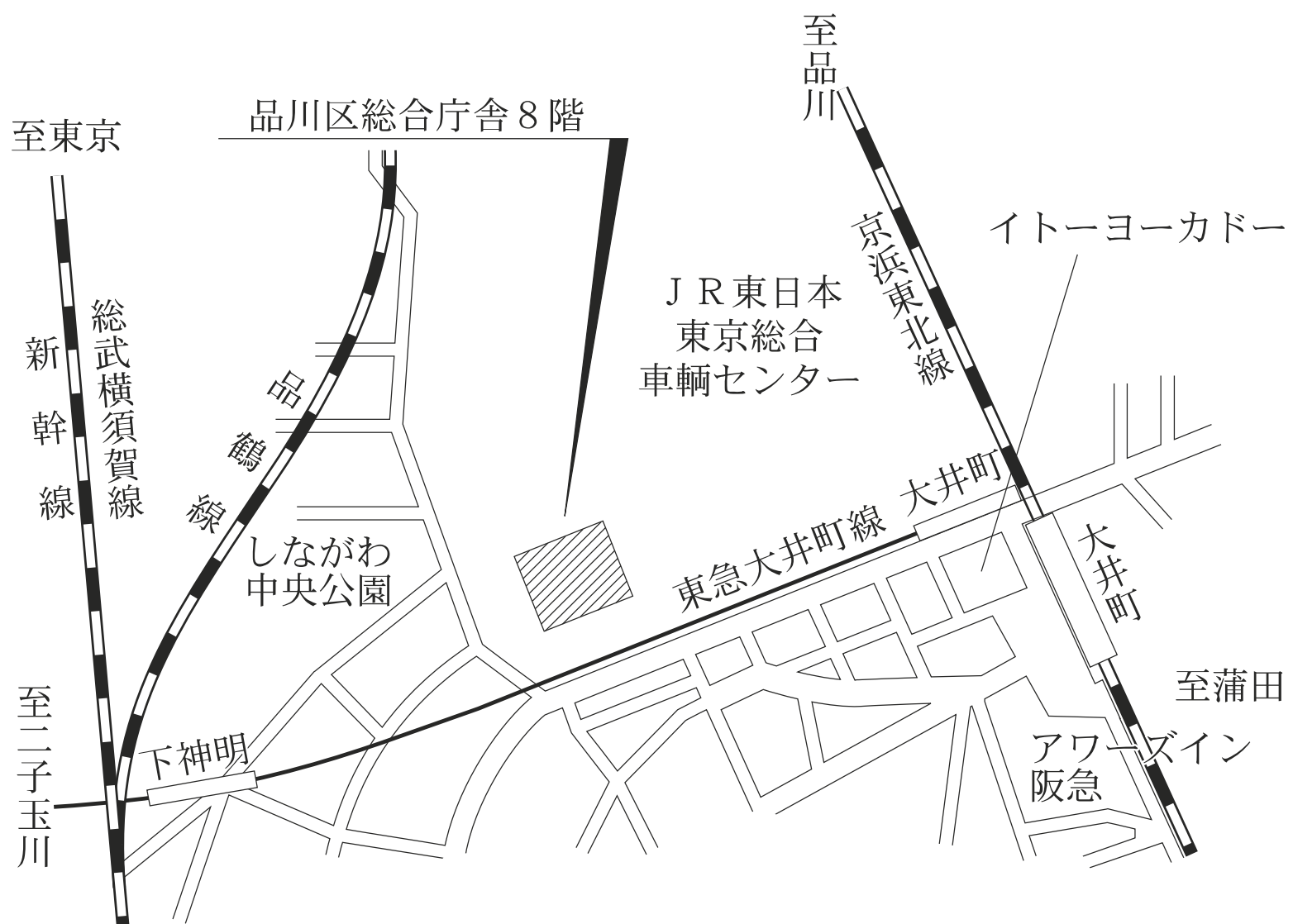
## 第二建設事務所

住 所 140-0005 品川区広町2-1-36(品川総合庁舎内)

交 通 JR京浜東北線大井町駅より徒歩10分、東急大井町線下神明駅より徒歩5分

電話番号 **03-3774-0313(大代表)**

F A X 03-3774-2488



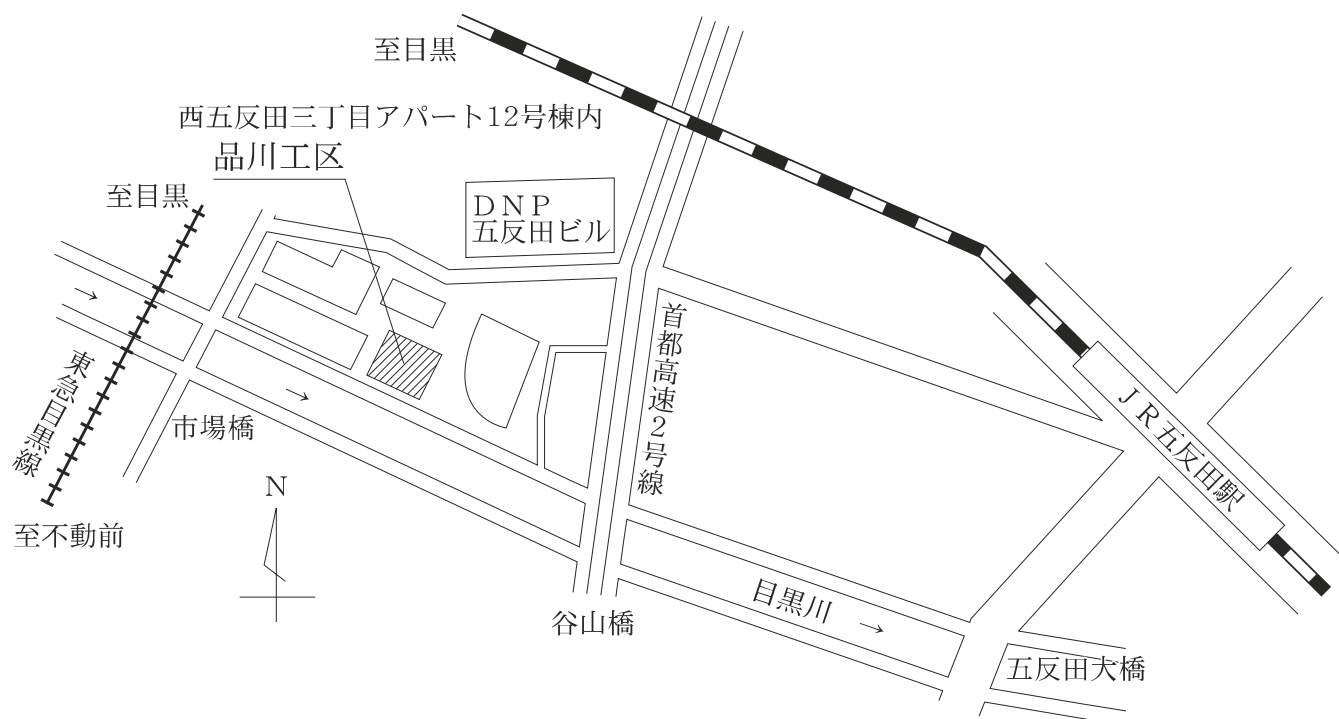
## 品川工区

住所 141-0031 品川区西五反田3-6-12

交通 JR山手線五反田駅より徒歩10分

電話番号 03-5496-0361

F A X 03-5487-4546



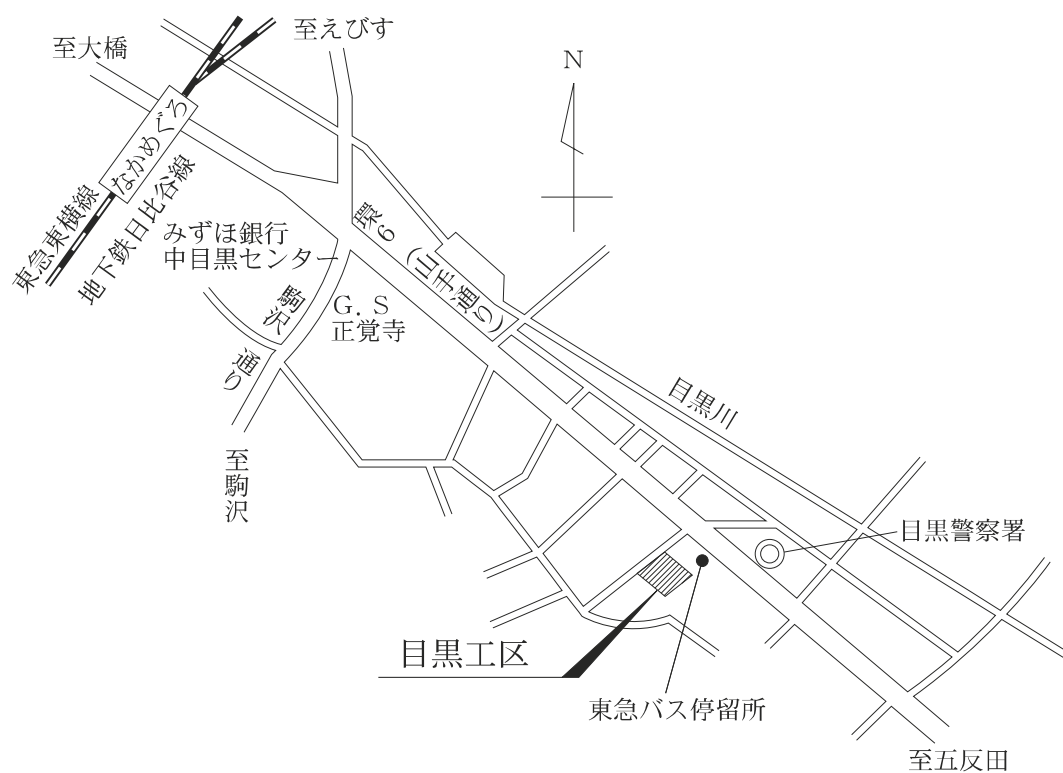
## 目黒工区

住所 153-0061 目黒区中目黒4-5-26

交通 東急東横線・地下鉄日比谷線中目黒駅より徒歩10分  
東急バス渋谷ー大井町 目黒警察前下車徒歩2分

電話番号 03-3715-3265

F A X 03-3793-1648



## 大田工区

住 所 143-0016 大田区大森北5-11-5  
 交 通 京浜急行平和島駅より徒歩10分  
 電話番号 03-5763-1531  
 F A X 03-5763-1532



## 世田谷工区



東京都第二建設事務所事業概要  
令和元年版

登録番号(1)3

令和元年7月発行

編集・発行 東京都第二建設事務所庶務課  
品川区広町二丁目1番36号  
電話 直通 03-3774-0313  
内線 3111～3

印刷 社福) 日本キリスト教奉仕団  
東京都板橋福祉工場

リサイクル適性(B)  
この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。